

# 明治後期における地方名望家の大山林経営

成田雅美

筑波大学大学院生命環境科学研究科

On a Forest Business managed by the Local Notable during the second half of the Meiji Era

By

Masami Narita

## 目 次

はじめに .....	26
第 1 章 明治後期の経営構造 .....	29
第 1 節 堀内利右衛門と鶴雄 .....	29
第 2 節 経営構造の再編成 .....	35
第 3 節 茶業の展開と廃業 .....	46
第 2 章 山林経営の近代化 .....	57
第 1 節 立木、抜伐木の見積と販売 .....	57
第 2 節 山林の取得と調査 .....	66
第 3 節 植付の拡大と育林経営の構造 .....	82
第 3 章 旧村持山の解体 .....	93
第 1 節 山林売買等の概観 .....	94
第 2 節 旧村別の山林売買 .....	94
第 3 節 旧村持山の解体と堀内家 .....	108
総括 .....	111

## はじめに

本稿の課題は、明治後半期の地方名望家による大山林経営の特質を明らかにすることである。三重県松阪市の堀内家を事例とする。同家については、これまでに近世の山林経営について「近世における大山林所有の形成と展開（一）」「同（二）」<sup>(1)</sup>を、また同家と関連させつつ明治初期における山林原野の地租改正について「明治初年における官林経営の形成過程」「山林原野の公私有区別」「山林の年季売買と地券」<sup>(2)</sup>を論述しているが、これらに引き続く研究のひとつである。

ところで、大山林経営を最初にまとめて紹介したのは大日本山林会『明治林業逸史』であろうと思うが、これには大きな特徴がみられる。ここで取り上げられたのは、住友家、諸戸家、森村家、三井家、古河家、前田家で、「明治の官僚」が介在して山林の所有を勧め、山林官僚が森林施業の技術計画を立ててドイツ林学を実践していく、いわば国有林野や御料林と類似の経営仕組みを形成する経営である<sup>(3)</sup>。

林業発達史調査会編『日本林業発達史 上巻』は、このスタイルを踏襲する。民間林業について明治以前に成立した著名な民間林業地、明治年間に勃興した林業地において論述するが、大規模資本家的経営の発生として分析されたのは、住友家、古河家、大倉家、諸戸家、森村家、三井家で『明治林業逸史』から大きく出るものではない<sup>(4)</sup>。

大山林経営の歴史研究に関連して画期をなしたのは、鈴木尚夫<sup>(5)</sup>と阿部正昭<sup>(6)</sup>の研究である。鈴木の研究は自身が言うように「断片的な戦後の調査」から組み立てられており、大山林経営の歴史実証的な分析を踏まえたものでなく限界を示している。阿部の研究は当時の地主制度研究のひとつで、三重県尾鷲の土井家、和歌山県串本町の矢倉家、静岡県天竜の松野家を分析している。本格的な大山林経営の歴史研究としては初めてのものである。明治期以降に関しては、松野家について山林集積だけではなく経営収支の分析にも踏み込んでいる。

その後、井口隆史<sup>(7)</sup>は兵庫県多可郡加美町の山口家を事例に、農地の地主・小作関係に基礎をおく地主的林業経営の形成・展開・解体・変質の過程を明らかにしている。堺正紘<sup>(8)</sup>は日田林業地帯の合谷家について、地主森林経営の形成過程において造林作業に古い諸関係がほとんどみられないと論じている。船越昭治<sup>(9)</sup>は岩手県小岩井農場の林業経営の分析から、これをいわば特殊な資本家的林業経営ととらえている。成田雅美<sup>(10)</sup>は旧華族前田家の山林経営を事例として、農地地主の山林経営への転化と山林経営の展開過程を検討している。

乾宏巳<sup>(11)</sup>は愛知県北設楽郡古橋家の研究のなかで明治後期に豪農経営が山林地主化したと論じ、経営史の分野では上川芳実<sup>(12)</sup>が和歌山県西牟婁郡鈴木家を取りあげ、同家は水産業を主軸とする経営を行っていたが、大正期にはいと事業の中心を林業部門に移すとともに一貫経営へ展開したと論じている。

このように昭和40年代から50年代にかけての大山林経営に関する研究は、林業の資本主義化論や農地地主の山林地主化論に係わるものが多いのが特徴的である。

これとは別に、本吉瑠璃夫<sup>(13)</sup>は京都山国地方の太田家について、小字団地ごとの作業経過を検討し、また大正期の収支と労働投下を分析し、きわめて集約的な育林経営であると結論している。林業技術論的な視点にウエイトをおく研究である。最近では吉野林業史の大著を刊行した谷彌兵衛<sup>(14)</sup>が、山守の枡家と盛口家の林業経営について触れている。

産業資本による山林経営については、畠山秀樹<sup>(15)</sup>は住友家の山林経営を検討し、産業備林から人工林造成へと展開した別子林業と、資産保全を目的とする本社林業の2つ側面を明らかにし

ている。有永明人の大著<sup>(16)</sup>は、北海道炭砒汽船の巨大な土地経営を資本による土地経営ととらえ、「諸事業の総体を山林経営」と把握して歴史的展開を分析し、従来のものとは大きく異なる視角からの研究である。

さて、堀内家の居住する旧宮前村は櫛田川の中流域にある。その南側には峠を越えると宮川が流れているが、明治26年(1893)三重県桑名の諸戸清六は、この流域の萩原村大字栗田に約500町歩山林を取得して大規模な植林を開始する。翌27年2月には東京大学の林学科を卒業したばかりの佐藤銀五郎が着任し、ドイツ林学の適用を図っている<sup>(17)</sup>。堀内家の当主鶴雄は、そうした動きを見ながらまた大日本山林会の会員<sup>(18)</sup>として政策動向を把握しながら、在来型の経営を再編成して近代の経営を形成していったようである。

本稿は、近世以来杉櫨の山林を保有し管理してきた堀内家の明治後期における山林経営の実態とその特質を、地方名望家による経営の再編成と近代化という視点から実証的に明らかにしようとするものである<sup>(19)</sup>。

そのため、まず第1に明治期の後半に堀内家の経営構造をどのように再編成していったのか、地域の社会経済とどのように結びつくのか、その中に山林経営がどのように位置づくのか検討する。第2に山林経営の近代化について、つぎの諸点から具体的に検討する。①立木と抜伐木の見積もりと販売の特徴について、②山林取得と近代的な山林所有の形成過程について、③杉櫨の植付、育林経営の展開と構造について。第3に、山林取得の主要地域であった旧森村における旧村持山解体の具体的な様相と、堀内家の対応について検討する。

この研究では、堀内家という経営体をめぐる人々の動きにも注目しながら、上記の課題に接近したいと考えている。

## 注

- (1) 成田雅美「近世における大山林所有の形成と展開(一)」『筑波大学農林技術センター演習林報告』第8号、平成4年。同「近世における大山林所有の形成と展開(二)」『筑波大学農林社会経済研究』第12号、平成6年。後に加筆・修正して『森林経営の社会史的研究』日本林業調査会、平成9年に所収。
- (2) 成田雅美「明治初年における官林経営の形成過程」『研究紀要』徳川林政史研究所、第30号、平成8年。後に『森林経営の社会史的研究』に所収。同「山林原野の公私有区別」『筑波大学農林社会経済研究』第20号、平成15年。同「山林の年季売買と地券」『筑波大学農林社会経済研究』第21号、平成16年。
- (3) 大日本山林会『明治林業逸史』大日本山林会、昭和6年。
- (4) 林業発達史調査会編『日本林業発達史 上巻』林野庁、昭和35年。
- (5) 鈴木尚夫「大林野所有における育林生産構造」倉沢博編『日本林業の生産構造』地球出版、昭和36年。
- (6) 阿部正昭『大山林地主の成立』日本林業調査会、昭和37年。
- (7) 井口隆史「地主的林業経営の形成と展開一兵庫県多可郡加美町における一事例」『島根大学農学部研究報告』第4号、昭和45年。
- (8) 堺正紘「成立期における地主森林経営の構造一日田林業地帯、合谷家の森林・所有構造一」『九州大学農学部演習林集報』第25号、昭和49年。
- (9) 船越昭治「資本家的林業経営の成立とその構造一小岩井農場における展開」『林業経済』第

31 卷第 10 号、昭和 53 年。

- (10) 成田雅美「前田家林業所の山林経営について」『林業経済』第 31 卷第 10 号、昭和 53 年。
- (11) 乾宏巳「明治後期における豪農経営：愛知県北設楽郡古橋家の山林地主化をめぐる」『大阪教育大学紀要Ⅱ. 社会科学・生活科学』第 31 卷第 1 号、昭和 57 年（後に『豪農経営の史的展開』雄山閣出版、昭和 59 年に所収）。
- (12) 上川芳実「大正・昭和期における地主的林業経営－和歌山県西牟婁郡鈴木家の場合－」安藤精一先生還暦記念論文集出版会編『地方史研究の諸視角』国書刊行会、昭和 57 年。
- (13) 本吉瑠璃夫「太田満太郎家における育林経営」『先進林業地帯の史的展開』玉川大学出版部、昭和 58 年。
- (14) 谷彌兵衛「枅家の経営分析」「盛口家の経営分析」『近世吉野林業史』思文閣出版、平成 20 年。
- (15) 畠山秀樹「住友林業の成立と発展」『経営史学』第 21 卷第 4 号、昭和 62 年（後に『住友財閥成立史の研究』同文館、昭和 63 年所収）。
- (16) 有永明人「巨大所有の形成とその山林経営の展開」（Ⅰ）～（Ⅴ）『山形大学紀要（農学）』昭和 59 年～平成元年。（後に『巨大所有の形成とその山林経営の展開－北炭山林の諸土地経営史・1898～1965－』良書センター鶴岡書店、平成 18 年に所収）。
- (17) 佐藤振五郎「諸戸家の林業」大日本山林会『明治林業逸史』大日本山林会、昭和 6 年。
- (18) 明治 32 年 4 月 11 日付の大日本山林会通常会員「会員章交付之証」が残されている。
- (19) 地方名望家論については、山中永之佑『近代日本の地方制度と名望家』弘文堂、平成 2 年。石川一三夫『近代日本の名望家と自治』木鐸社、平成 3 年。高久嶺之介『近代日本の地域社会と名望家』柏書房、平成 9 年。丑木幸男『地方名望家の成長』柏書房、平成 12 年。渡辺尚志編著『近代移行期の名望家と地域・国家』名著出版、平成 18 年。国文学研究資料館編『近世・近代の地主経営と社会文化環境』名著出版、平成 20 年を参照。

地方名望家と山林経営については、高久嶺之介が「地方名望家の政治行動を可能にした条件を検討するために」丹波国山国郷大野村の河原崎家についてふれているが、「明治以降の山林収入の内容が知られれば面白いが、この点は史料の不足により断念せざるをえない」としている（『前掲書』147～150 頁）。西向宏介は、広島県佐伯郡の地方名望家である八田家の大山林経営の概要を紹介しているが、現在のところ史料紹介にとどまる（西向宏介「地方名望家文書の構造－広島県佐伯郡玖島村八田家文書の場合－」『広島県立文書館紀要』第 8 号、平成 17 年）。

## 第1章 明治後期の経営構造

### 第1節 堀内利右衛門と鶴雄

#### 1 地域概観

堀内家は飯南郡の宮前村に居を構えているが、その経営活動は近世以来この村にとどまらず、櫛田川流域とその周辺の多くの村々に広がっている。流域と周辺の村々を図-1に示す。本稿で言う「村」は、明治22年の町村制施行にともなう大合併後の行政村で、旧村との関係を一覧にして示したのが表-1である。流域のうち川俣谷と称される地域の村々である。なお、滝野村は明治6年3月に宮前村と改称し、8年に木地小屋村、9年に神殿村をそれぞれ合併している。8年にはこの他に幾つかの村々で合併がみられ、赤桶村（赤桶村と赤池村）、宮本村（栃川村と谷野村）、森村（深野村、犬飼村、家野村、柏野村、久谷村、大俣村、塩ヶ瀬村）が成立している。明治30年代後半の村別戸数と人口は表-2に示したとおりである。

川俣谷の田畑面積は小さく、旧著で論述したように近世以来茶を盛んに生産して江戸に向けて出荷した地域である。櫛田川は木材の流送に利用され、筏に組まれた木材は下流の中万村まで流送され、この村の中継ぎ問屋を介して販売されている<sup>(1)</sup>。少し時代は降るが、大正3年の「三重県略図」には著名産地として宮前村の北側に椎茸、野々口村のあたりに竹材、粟野村・富本村のあたりに木炭、青田村の周辺に木材、猿山村のあたりに洋傘柄の印が付されている<sup>(2)</sup>。このように、明治期には木材以外にも様々な林業関連の産物がみられる。

表-1 村名と旧村名

村名	旧村名（天保5年）
柿野村	深野村、横野村、上仁柿村、下仁柿村
粥見村	粥見村、向粥見村、高山村、下栃川村、神原村、有間野村
宮前村	枇野村、下滝野村、枇杷ヶ村、木地小屋村、滝野村、神殿村、野々口村、作滝村、赤池村、赤桶村
川俣村	田引村、粟野村、富永村、栃川村、谷野村、七日市村
森村	深野村、犬飼村、家野村、柏野村、久谷村、大俣村、塩ヶ瀬村、猿山村、蓮村、青田村
波瀬村	乙栗子村、加波村、桑原村、月出村、波瀬村、落方村、草鹿野村、太良木村、栃谷村、木楯村、舟戸村

注）平凡社編『三重県の地名』（日本歴史地名大系第24巻）平凡社、昭和53年より作成。

表-2 川俣谷村々の戸数と人口

		明治37年	38	39
粥見村	戸	763	759	796
	人	4,319	4,364	4,280
宮前村	戸	531	533	542
	人	3,015	3,030	3,137
川俣村	戸	538	497	501
	人	3,151	3,159	3,191
森村	戸	314	312	298
	人	1,889	1,890	1,915
波瀬村	戸	360	360	360
	人	2,185	2,269	2,278

注）三重県『三重県統計書』各年度より作成。



図一 桑田川流域及び周囲の村々  
(三重県内務部『三重県林業要覧』大正3年)

## 2 近代への移行と利右衛門

堀内家は宝暦期から紀州徳川家の地士となり、滝野組の大庄屋を勤めたこともある旧家で、茶業・米穀問屋・貸金・農地経営などを家業とし、売薬業を営んでいたこともある。幕末の当主利右衛門（広城、1794-1856）は本居大平の門人で、その長男理一郎（千稲、1831-1888）も本居内遠に国学を学なぐ文人で、二人は国学者長野義言（主膳）の庇護者としても知られている。理一郎は安政5年に滝野組の大庄屋に取り立てられ、文久3年には紀州候に大庄屋総代としてお目見えしている<sup>(3)</sup>。明治期を迎えたのは、理一郎とその養子利右衛門（千圃、広城の五男、1841-1908）であるが、明治政府の地方政策に様々な係わりを持ったのは、後者の利右衛門である。

明治政府は、明治4年5月22日に戸籍法を制定し行政区画として区を設置し、そこに戸長・副戸長をおく。同法の施行は翌5年2月1日である。利右衛門は明治4年に滝野組の郷長であったが<sup>(4)</sup>、5年6月25日に度会県から第3大区小9区仮戸長を、6年1月22日に第3大区小9区戸長兼第3区副区長を申し付けられる。度会県では、旧来からの地方支配の仕組みを利用して、郷長を戸長に任命しているのである。さらに、度会県が大区小区制を廃止し全県の区域を改訂した7年7月17日に第11区長を申し付けられる。この第11区は櫛田川最上流の舟戸村から下流域の六呂木村まで広い範囲で、利右衛門はこれを管轄する区長となる。この時期は明治初年の激動期であり、最初の戸籍編成、学制の制定にともなう小学校の開業、農民騒擾の解決などに手腕を発揮することになる。

小学校の開業についてみると、6年5月に第3大区小10区戸長利右衛門は度会県庁に「小学校建設方法伺」<sup>(5)</sup>を提出している。これには「小学校資本金主方法書」<sup>(6)</sup>「小学校建設ニ付有志者申合積金方法書」<sup>(7)</sup>の2冊が添えられ、小学校建設の資金調達の方法が述べられている。前者では関係する540戸が「小学校建設之資基金トシテ地産物之生茶壺戸ニ付壺貫目宛持出シ壺村毎ニ製造シ」これを入札で売り払って建設資金とするというもので、村民均等割りの調達である。これによる調達資金を151円20銭と見積もっている。後者は、地域の有力者から5年間無利子で資金を借用し、その資金の利息年5分を小学校入費に宛てるというもので、これによる積立金は合計で1,020円である。資金提供者は9人であるが、堀内利右衛門他4人が200円を貸し付ける計画となっている。この積立金の利子は5年間で、村民均等割の調達金を大きく上回る。なお、公共施設建設の資金調達の方法として茶の売り払い代金に大きく依存している点には、留意する必要がある。この地域に特有の調達方法であろう。

つぎに、農民騒擾についてみよう。度会県権参事下山尚、同県参事安岡良亮は、明治5年8月に伊勢国飯高郡川俣谷38箇村は極難渋の村方で「従来米始高掛物等モ免除イタシ候上安石代上納ニ取計来タ候処」であり、「当申年之義ハ願通金拾兩付米八石ノ割ヲ以石代上納之積御聞済被成下度」と伺いを出す。しかし、これに対して租税頭陸奥宗光は9月20日に「採用難相成」と回答する<sup>(8)</sup>。これに激怒した宮前村や赤桶村など川俣谷38箇村の人民多数は、6年1月に社寺などに屯集して「県庁ニ罷出貢米減之儀強願可申立」ようとするが、戸長堀内利右衛門などの説得によりこの騒擾は鎮静化する<sup>(9)</sup>。川俣谷の村々は、度会県にとって扱いの難しい地域であり、堀内家のような地方名望家の役割は大きい。なお、9年12月の伊勢暴動においても、宮前村に集まった多数の人民が松坂に向かって乱進している<sup>(10)</sup>。

さて、利右衛門は当然ながら戸長として地租改正にも深く関わっているが、これも容易な事業ではない。7年2月22日度会県庁参事平川光仲宛に「第三大区小十区内現地反別御券証御認済之上一筆限帳簿ト御突合相成候処、不喰合之廉有之」「私共之不行届ヨリ生シ候」と事業遂行の不備

を理由に、進退伺いを提出している<sup>(11)</sup>。こうした問題は各地で生じていたようであり、度会県は正副戸長宛の第65号達（明治7年5月11日）を以て「万一誤謬之廉有之候テモ此度限り失誤ヲ論セス、未タ相渡サザル者ト見做シ相改下渡候条」6月31日限り間違いなく届け出る事と触示している<sup>(12)</sup>。しかし、利右衛門の意志は固かったようであり、翌8年3月22日願いにより区長の職を免ぜられている。

その後、明治12年三重県会の開設により同年5月に飯高郡の中から2人の議員を選出することになり、利右衛門はこれに当選する。しかし、病気を理由に辞退している。

その一方で、同じ年12年から利右衛門は、国の勸業政策に係わっていく。幕末期から輸出商品として重要であった茶の振興に積極的に関与する。12年9月15日から10月15日に横浜で開催された茶共進会に参加、茶100斤を出品し、内務卿より1等賞、金貨100円を受領する。この年の11月28日には勸業会員を申し付けられている。その後も、14年2月に静岡において開催された静岡・山梨・愛知・三重4県連合共進会に茶を出品し1等賞、同14年5月に東京上野で開催された第2回内国博覧会で煎茶1等有功賞、16年10月には神戸の第2回製茶共進会で2等賞を受賞する<sup>(13)</sup>。さらに、第2節で触れるようにこの共進会の「製茶集談会」に参加して、三重県における茶生産と流通の現況と問題について報告している<sup>(14)</sup>。また、後に見るように、三重県の製茶改良組合の組織化や製茶直輸出の計画にも関与する。

このように、近世から近代への移行期、明治初年に度会県における行政組織の末端で、戸長として変革を担い地域の動揺を抑えてきた利右衛門は、10年代にはいと地域の産業振興とくに茶の振興のため国の勸業政策に積極的に係わり始める。これを引き継ぐのが鶴雄（1872-1937）である。

### 3 衛生教育勸業の啓蒙と鶴雄

明治20年4月、飯高郡深野村野呂幸之助、粥見村橋爪駒太郎などこの地方の有志により談話会が開設される。談話会規則によると会名を「鶏晨会」と称し、「衛生教育勸業ノ進歩改良ヲ図ルヲ目的」（談話会規則第1条）とする。この規則はその後鶏晨会規則と改称する。鶏晨会は「飯高郡鳥羽見嶺以西ニ於テ毎月各村交番ニ談話会ヲ開ク」（鶏晨会規則第7条）ことを主な事業とする。「（略）衛生教育勸業ノ三事ハ実ニ欠ク可ラサルノ事業ニシテ、我政府ノ夙ニ従事スル所ナリ。然リト雖モ此事タル独リ政府ノミニ依願シテ止ム可ラス。人々個々僉其分ニ応シ之ノ計画スルニ勉メン事ヲ要ス。吾儕今回一ノ談話会ヲ創立シ右ノ三事ニ付討議演述シ以テ上ハ政府ノ万一ヲ助ケ下ハ当地方人民ノ為メニ尽カスル所アラント欲ス（略）」<sup>(15)</sup>というのが設立趣旨で、明治20年12月4日に発会式と第1回目の幻燈会が開催される。鶴雄は発会時からの会員である。

翌21年1月3日の第2回総集会で、談話会（幻燈会と演説会）の演説説明者を定めることとなり、鶴雄を始め10人の者が選出される。また、同日の役員選挙で鶴雄は幹事に選出される。第2回目の幻燈演説会は約300人の傍聴者を数え、この会は鶴雄の趣旨説明からはじまる<sup>(16)</sup>。幻燈演説会の様子は毎回記録され、その記録は『鶏晨会雑誌』に26年4月9日の第38回まで記述されている<sup>(17)</sup>。

鶴雄は明治5年10月1日の生まれであるから、わずか15歳で鶏晨会の幹事となり演説説明者となる。鶴雄は21年10月25日上仁柿村の談話会で「実業教育論」、同年12月1日粥見村でも同じく「実業教育論」を演説しているが、「兎角山間ノ学業ハ振起セサル所多キナルガ、之ヲ盛ナラシムルニハ実業教育ヲ加ヘ直接ノ利ヲ父兄ニ感セシムノ早キヲ説カントノ意ナリ」というのが演



説の骨子である。その後、23年2月25日には粥見村の談話会で「幸福のはなし」と題して演説している<sup>(18)</sup>。

鶏農会は、町村制を巡る議論も地域に提供しているようである。21年8月12日に同会の会長、幹事2人に会員1人を加えて緊急に「町村制度研究会規則(案)」を策定し、8月21日に総集会を開催のうえ同規則を制定、さらに会長、副会長各1人、説明委員3人を選出している。説明委員は堀内鶴雄、野呂幸之助、橋爪駒太郎である。この会は大石、粥見、宮前の3箇所交代で毎月2回の研究会を開催することとし、9月の第1日曜日に大石村、同月第3日曜日に宮前村、10月第1日曜日に粥見村で開催している。

鶴雄が鶏農会の活動を始めた21年の6月には和歌山街道西部改修事業の幹事となっている。この事業は県の補助を受けて和歌山街道の輸送条件を改善するため道路を改修しようというものであるが、同年5月に滝野村・作滝村・野々口村・赤桶村・下滝野村村民連名で三重県知事宛に「道路開鑿延期願」が作成されている。「目下民力困憊ニ陥リ」「加之頃年当地方第一ノ産物タル製茶価値低落ニシテ一層ノ困難ヲ生ズルノ際、何ノ余裕アツテカ此開鑿費ニ耐エベキノ力アランヤ」というのが理由で、そのため村民協議の上5年間の延期し、その間に「毎年製茶出来ノ際別紙法書ニ拠確乎タル規約ヲ締結シ積立金ヲナシ」25年6月に開鑿工事に着手したいという嘆願である<sup>(19)</sup>。毎年の製茶販売収入を積立金の原資と予定しており、先にみた明治6年の小学校開設資金の調達と同じ方法がとられている。21年12月には宮前村の各戸負担金に関する等級表「道路開鑿負担金宮前村等級表」が作成されているが、これによると等級は最高級ついで第1等から第14等にまで区分され、最等級の負担が22円38銭3厘、第14等が10銭となっている。最等級は堀内利右衛門、井上増郎の2人である<sup>(20)</sup>。鶴雄は地元負担の大きい調整に難しい事業の幹事となるのである。

こうして明治21年に鶴雄の社会的な活動がはじまる、地方名望家の一員としての活動である。

さて、鶴雄は、本居内遠の弟子理一郎(千稲)、利右衛門(千園)のもとに国学や文芸などについての教育をうけて成長するが、彼の学識はそれに留まらない。この時期のものと思われる鶴雄の著書目録「春鶯亭著書目録」<sup>(21)</sup>には23点の著作を数えるが、しかし現在まで残っているものは少ない。これらの多くは小説、随筆、俳句集、狂歌・狂詩集など文芸作品であるが、「読保安条例論 一卷」「経済学問答 三巻」のふたつはなかでも異質である。「読保安条例論」はその一部が残されている。これは明治20年12月26日制定・施行の保安条例に対する批判である。そこでは「何ゾ日本人民ヲシテ小児視スルノ甚シキ」「政府ハ人民ノ政府ニ非ヤ、人民ヲ保護スルノ政府ニ非ズヤ、何ゾ夫レ圧抑ナル実ニ日本政府ハ良薬ヲ苦シトシテ忌避スルノ類トヤ言ワン」<sup>(22)</sup>と論じている。明治政府による憲法制定前夜における民権運動の抑圧を批判するものである。

同じ時期と思われる演説原稿のなかに「山林事業衰頹ヲ挽回スルノ策」<sup>(23)</sup>がある。「今ヤ日本國中ハ総テ山林事業ハ委靡トシテ振ハズ殆ト地ニ落チタルガ如キ有様デ有升」と現状認識を示し、その原因は何か、挽回のためどのような方策があるか、を論じている。まず、維新時における政府の「保護ノ周到ナラザル為」と「愚痴蒙昧ナル小民」による「濫伐」に、衰頹の原因を求める。明治14年設立の山林学共会、林学協会、15年の山林学校の設立にふれた後、挽回方策について「学識ノ進歩ト其普及トヲ謀ラナクツチャナリ升舞」と一般論を述べ、具体的には各地方に林学の協会や書籍庫を設け、木材共進会などを開設し、林学に関する新聞雑誌発刊の数を増加し、これらによって人心を鼓舞誘導すること、と述べている。面白いのは、1838年5月に設立された英国の農業協会による活動を成功の具体的な事例として引用している事である。この方策を「挽回

ノ策ノ捷徑カト存ジマス」と結論している。

このように鶴雄は民権運動に影響を受け、また外国事情にも詳しいのであるが、その土壌もまた理一郎と利右衛門によって培われている。二人は明治初年から西洋と世界の新たな知識を積極的に受け入れようとしており、それを端的に示すのが明治6年9月の五葉芸「書籍要用録」<sup>(24)</sup>である。これは購入図書目録である。そこに記載された書物の多くは明治初年に発刊された西洋の社会経済事情や科学を紹介する著書で、福沢諭吉の著書、神田孝平や箕作麟詳の訳書も含まれている。福沢諭吉の著書として「童蒙教草 一部」「啓蒙手習文 五部」「学問のすすめ 一部」「窮理図解 一部」「西洋事情 十冊揃」「西洋旅案内 一部」「西洋衣食住 六部」「世界国尽 五部」があげられる。鶴雄は欧米の新知识を吸収するのにも優れた環境のなかに育っており、民権運動や福沢諭吉などの著作は、若き日の鶴雄の思想形成に大きな影響を及ぼしていると思われる。

鶴雄は、理一郎、利右衛門をひきつぐ文人的な風雅の素養と、明治初期に輸入された欧米の新知识を兼ね備えた、開明的な才人に生長している。新たな素養を備えた地方名望家の登場であるとも言えよう。

## 注

- (1) 前掲『森林経営の社会史的研究』168-171頁。
- (2) 三重県内務部『三重県林業要覧』三重県内務部、大正3年。
- (3) 吉田常吉「長野義言とその庇護者堀内広城・千稲父子」『日本歴史』第300号、昭和48年。
- (4) 堀内家文書「松坂支配地土帯刀人姓名帳」明治4年3月、堀内家所蔵。以下、堀内家文書は同家所蔵。
- (5) 堀内家文書「小学校建設方法伺」明治6年5月。なお、利右衛門はこの時期に小9区、小10区の区長を兼任している。
- (6) 堀内家文書、第三区小十区十二ヶ村「小学校資本金主方法書」明治6年5月。
- (7) 堀内家文書、第三区小十ノ区「小学校建設ニ付有志之者申合積金方法書」明治6年5月。
- (8) 堀内家文書「伊勢国飯高郡谷村々」明治5年8月24日(写)。
- (9) 「三重県史料十三」『内閣文庫未刊行史料』国立文書館所蔵。
- (10) 三重県内務部『伊勢暴動(明治九年)顛末記』昭和9年(三重県公共図書館協会、昭和33年)46頁。この時には「川俣谷の各村々の戸長達も心配して松阪へかけつけ」森村の小倉吉右衛門も必死に家に帰るようにと村人を説得している。(飯高町郷土誌編纂委員会編『飯高町郷土誌』三重県飯南郡飯高町、昭和61年、455頁)。
- (11) 堀内家文書「進退伺」明治7年2月22日。
- (12) 堀内家文書、度会県達「第六十四号正副戸長エ」、明治7年5月11日。
- (13) 堀内家文書「年賦」、これは表題のない堀内家の年賦であるが、本稿では「年賦」と称する。
- (14) 農務局「製茶集談会日誌」明治17年2月、329頁、明治文献資料刊行会『明治前期産業発達史資料』第9集(2)、明治文献資料刊行会、昭和39年所収。
- (15) 堀内家文書、飯高郡鶏晨会『鶏晨会通信』明治23年6月5日、国会図書館にも所蔵。
- (16) 堀内家文書「鶏晨会雑誌第一号」明治21年6月。演説会が全国的に盛んになるのは明治12年頃から(稲田雅洋「自由民権運動」『岩波講座日本通史』第17巻、近代2、岩波書店、平成6年、98頁)である。鶏晨会の活動は周辺地域に広く知れ渡っていたようで、明治23年2月25日に板垣伯招聘南勢懇親会事務所から「今般南勢松阪町ニ於テ板垣伯及小林楠雄、

栗原亮一、植木枝盛諸氏ヲ招聘シ南勢人士ヲ主トシ一大懇親会」を開催したいと案内状が届いている（堀内家文書、飯高郡鶏農会「議案論題報告綴」明治21年1月）。

- (17) 堀内家文書「鶏農会雑誌」明治26年4月。
- (18) 堀内家文書、飯高郡鶏農会「諸願伺届書綴」明治21年1月。
- (19) 堀内家文書「道路開鑿延期願」明治21年5月10日。
- (20) 堀内家文書「道路開鑿負担金宮前村等級表」明治21年12月。
- (21) 堀内家文書堀内鶴雄「春鶯亭著書目録」年欠。
- (22) 堀内家文書、咬石居士稿「読保安條例論」明治21年1月2日。
- (23) 堀内家文書「山林事業衰頽ヲ挽回スルノ策」年欠。「囀々子用紙」と表記する原稿用紙に論述せられた執筆年不詳の原稿である。先にみた「読保安條例論」明治21年1月2日稿も同じ原稿用紙を使用している。目録のなかに明治24年の「伊勢桜」があるので、20年代半ばのものと思われる。「伊勢桜」は24年8月に広告が出された春鶯亭囀々子を催主とする句会のタイトルである。なお、この時期に鶴雄は春鶯亭囀々子と号しており、後に「快堂」と号するようになる。
- (24) 堀内家文書、五葉芸「書籍要用録」明治6年9月には、次のような著書がみられる。

「博物新編訳解釈 二部」「同補意 一部」「西洋旅案内 一部」「同 外集 一部」「生産道案内 一部」「童蒙教草 一部」「啓蒙手習文 五部」「学問のすすめ 一部」「交易問答 一部」「万国史略 二卷」「條約新書 四卷」「五州紀事 二冊」「勸善訓蒙 九部」「合衆国収税法 四卷」「和蘭邑法 二卷」「究理問答 四部」「道理図解 一部」「性法略 一卷」「西洋夜話 三卷」「童蒙必読 六冊」「世界都路 一部」「究理物証 一冊」「西画指南 一部」「電気論 一冊」「見聞図解 四冊」「地理提要 二冊」「世界風俗往来 一冊」「物理訓蒙 一冊」「世界商売往来三冊」「万国往来 一冊」「四民教諭 一冊」「西洋衣食住 六部」「究理図解 一部」「西洋事情 十冊揃」「世界国尽 五部」などである。その他、小学生向けの読本を購入している。

その後もこうした書籍の購入は続いたと思われる。鶴雄は、明治20年代の前半に「文海拾玉壺」という書籍抜書きを残している。その冒頭にある「自由略論」は仏国トークヴィル著からの抜書であるが、平等主義と共和主義に関する文章箇所を抜粋している。これはトークヴィル著・肥塚竜重訳『自由原論』明治14-15年からの抜粋であろう。

また、鶴雄は大正2年から3年にかけて6,680冊もの和漢籍を飯南郡立記念館図書部に寄託している。寄託書籍の多くは和漢籍であるが、目録のなかに福沢諭吉の「文明論之概略」「西洋事情」やスマイルス「西国立志編」などが見られる（堀内家文書「飯南郡立記念館図書保管綴」大正2年12月）。

なお、後に鶴雄は『曲亭書簡集』大正9年5月を編集・刊行していることを付け加えておこう。

## 第2節 経営構造の再編成

### 1 経営の展開

鶴雄は25年1月に「家事向」を、翌26年1月には家督を相続する。20歳という若い経営者の誕生である。彼もまた地方政治とは無縁ではあり得ず、32年1月に三重県会議員に推薦されて当

選し、36年10月から飯南郡会議員、飯南郡農友会の名誉会員となっている<sup>(1)</sup>。

さて、家業・家督を相続した鶴雄はすぐに経営の刷新を試みたようで、これを示すように25年に記載のはじまる幾つかの経営史料が残されている。

まず、経営帳簿についてみると、それまでの「大福帳」などに加えて収入関係のものとして「収入簿 貸金之部・米代之部・雑収入之部・地所立木之部」「収入簿 利金之部・作相之部・茶代之部」、支出関係のものとして「娯楽旅行費殖産及農事費」「智識養成費茶購入費」「住家及消耗費雑穀及木材購買費」「交通及臨時費交際費ニ関スル費」「貸付金」「家事手伝費職人雇用費」「外防及内安費」「身装費商品購入費」「霊魂安養信仰費慈善寄付ノ費」といった帳簿が作成される。店の経営と家計は未分離であるが、これら会計帳簿の作成により、鶴雄は経営の現状を分析的、総合的に把握しようとしたのである。

ついで、営業日記である。「日記」の記述が29年からその後長期にわたって継続する。なお、「日記」は近世にもみられるが、それを記述するか否かはその時期の当主によっている。近代に入ってからのもものでは、先代の堀内利右衛門が17年から21年の「日記」を残している。

さて、鶴雄が家事向を相続した当時の営業種目を「収入簿」(明治25～33年)からみると、貸金業(貸金、利金)、米穀問屋業(米代)、茶問屋(茶代)、農地経営(作相)、山林経営(地所立木)、その他に分かれるが、これらは近世の営業種目とほぼ同じである。

明治34年に鶴雄は経営帳簿を刷新する。「本日、当店机据替、金銭出入ノ手続及帳簿ノ記載方改定ス」<sup>(2)</sup>。先にみた経営帳簿を「収入簿」と「支出仕訳帳」に再編成し、また年度会計に改める。こうした帳簿様式は39年まで続くが、明治40年に再び大きな変革がみられる。複式簿記への移行である。

では、鶴雄は明治20年代後半から30年代にかけて堀内家の経営を、どのように変えていったのであろうか。表-3(1)(2)、表-4から収入と支出の動向をつうじてその変化をみていくこと

表-3(1) 収入の推移(明治25年～32年)

年	貸金返済	利金	茶代	作相	米代	地所立木	雑収入	計
明治25年	8,273.635	1,127.413	585.484	509.149	1,828.735	?	55.263	?
26	12,566.576	1,330.105	1,026.403	507.140	1,355.613	926.000	42.715	17,754.552
27	10,094.427	1,389.110	1,186.851	444.760	2,100.045	1,909.500	27.654	17,152.347
28	17,296.317	2,097.338	3,548.013	454.314	2,894.552	3,675.000	26.666	29,992.200
29	16,564.106	1,928.482	5,167.642	439.720	3,696.483	2,862.810	224.353	30,883.596
30	14,128.047	2,625.927	4,531.937	473.491	11,841.666	8,154.317	435.912	42,191.297
31	19,730.473	3,229.549	6,844.376	1,035.290	53,450.710	8,648.990	1,461.734	94,401.122
32	20,218.037	3,527.773	12,773.323	834.105	31,924.112	6,787.750	6,581.485	82,646.585

注) 1. 「収入簿」明治25年、29年、31年より作成。

2. 1月～12月、但し米代の32年のみ1月～9月。

3. ?は史料数値欠落のため不明。

表-3(2) 支出の推移(明治25年～32年)

明治25年	家計費	家事手伝費	諸職人費	雑穀買入費	娯楽旅行費	殖産及農事費	商品購入費	山林費
明治25年	360.314	149.449	21.285	826.529	108.240	226.977	-	-
26	553.380	115.485	55.469	723.170	116.330	308.363	-	-
27	489.169	168.273	52.431	1,670.210	171.589	383.367	-	-
28	715.276	109.017	76.202	2,074.367	52.992	761.349	-	-
29	654.155	193.158	94.646	2,356.270	42.234	1,191.080	101.980	-
30	617.925	376.955	135.009	10,817.640	255.830	1,273.308	133.910	-
31	575.305	-	313.325	41,053.711	-	-	291.463	1,923.018
32	433.839	?	?	?	?	-	26.169	2,912.477

注) 1. 「住家費及消耗費、雑穀及木材購買費」明治25年1月

2. 「娯楽旅行費、殖産及農事費」明治25年1月

3. 「智識養成費、茶購入費」明治25年1月

4. 「貸付金」明治25年1月

「貸付金、株券振込」明治31年1月

5. 「交通及臨時費交際ニ関スル費 第一号」明治25年1月

「交通及臨時費交際ニ関スル費 第二号」明治29年1月

6. 「霊魂安養信仰費、慈善寄付費」明治25年1月

7. 「身装費、商品購入費」明治25年

8. 「外防及内安費」明治25年1月

にしよう。なお、表-3 (2) は25年から32年の支出について多数の帳簿から作成したものであるが、この時期の「不動産買入帳」が残されていないために不完全である。また、33年から35年の経営史料は欠落している。

全体的にみると、収入の規模は25年の1万2,406円から徐々に増加し、30年代初めまでに6・7倍にも拡大している。とくに、31年の増加が著しく収入は9万4,401円に達している。急激な経営規模の拡大の後、30年代後半にはむしろ停滞的に推移する。

これを収入種目別にみると、25年、26年の貸金業に比重をおく経営から、27～29年にはこれに加えて茶代、米代、地所立木の比重が高まり、31年、32年には米代のウェイトがさらに増大し、30年代後半には貸金の比重は大きく下がり、収入の中心が米代に移っている。と同時に不動産売却が米代について大きな位置を占めるようになる。不動産売却の多くは立木・抜伐木の販売であり、30年代後半に山林経営の比重が高まったことを示している。短期間に収入種目の構成に大きな変化をみている、つまり鶴雄は家業経営の再編成を積極的に推し進めているのである。

こうした再編成の基軸は貸金業、茶業そして山林経営にある。まずは34年1月の合名会社堀内井上銀行の開業が重要である。それまでの貸金の多くが銀行に移っていき、貸金（貸付金）は32年の2万0,218円から36年5,498円とほぼ4分の1に減少する。

より劇的なのは、茶問屋業の経営拡大と廃業である。茶代は25年の585円から32年には1万2,773円へと劇的に急増するが、しかし36年5,084円、37年4,085円と大幅に縮小した後に、38年に廃業している。これは明和2年（1765）から140年も続いてきた営業種目の廃業であり、画期的な出来事である。それは、銀行の開業とならんで大きな経営転換である。

さて、残された史料から経営の損益を把握するのは困難である。表-5には、茶、米、山林の収支差を概算し、これに利子収入および作相収入を併記してある。作相収入から地租と諸経費を支出として収支差が、また利子については人件費とその他諸経費を支出として収支差が得られる。「所得調査録」<sup>(3)</sup>によると作相関係の支出は2.5～3割強と見込んでいるようであるが、貸金については年1割2分の利子とだけあり支出は計算していない。以上をふまえて表-5をみると、収支差が一番大きく安定的なのは貸金、次いで変動は大きい米、その次に作相ということになる。茶の収支差は、変動が大きいうえに赤字の年も多い。つまり、収支差が安定的に推移する貸金業を銀行業に転換して経営拡大を図る一方で、不安定な茶業を切り捨てていくのである。

山林の収支差は、30年代の後半しか明らかではないが、茶問屋の廃業、米の収支悪化のなかで、年により大きな金額となり、家業経営のなかで山林の位置づけが高まっていることを示している。

鶴男が経営に係わり始めて新たに作成した支出関係の帳簿を先に示したが、それらのなかに山

表-3 (2) つづき

							単位：円
農事費	茶購買費	貸付金	交通費	株券払込	諸税	登記裁判費	計
-	420.051	10,154.538	112.818	-	213.949	12.850	12,607.000
-	445.854	12,587.856	82.075	-	335.998	49.499	15,373.479
-	850.601	17,690.780	112.432	-	249.836	9.715	21,848.403
-	4,366.637	19,785.962	140.773	-	360.789	17.645	28,461.009
-	3,703.115	20,327.857	218.663	-	304.035	5.980	29,193.173
-	4,594.384	17,801.662	459.597	-	374.558	59.820	36,900.598
81.690	6,996.012	21,516.808	895.088	2,655.210	395.897	82.065	76,779.592
64.745	12,534.018	16,298.329	653.630	615.000	577.072	29.470	?

9. 「山林費、農事費、商品購求費」明治31年1月以上より作成。?は不明。

表-4 明治30年代後半の経営収支

											単位：円
収入	年度	貸付金返済	利子	作相	不動産売却	米代金	米代利子	茶代金	営業費戻入	雑収入	計
	明治36年	5,498.161	1,218.966	1,649.116	15,642.670	56,510.586	641.913	5,084.262	29.785	728.799	87,004.258
37	9,957.423	2,650.590	1,698.154	21,879.086	39,371.096	268.007	4,085.395	64.522	393.880	80,368.153	
38	5,517.827	1,297.127	1,700.893	6,856.610	37,445.750	64.577	231.730	25.745	241.863	53,382.119	
39	6,565.092	1,352.148	2,028.413	23,822.940	45,085.343	71.122	0.000	23.005	123.745	79,071.808	
支出	年度	家計費	山林費	貸付金	米穀部費	同営業費	製茶費	不動産買入	諸税金	登記費	計
	明治36年	3,239.196	4,440.181	5,299.199	55,390.762	93.385	5,315.926	3,268.500	1,679.392	23.070	78,747.611
37	4,101.162	2,950.902	6,472.026	34,350.633	191.946	4,245.513	17,610.441	2,073.420	107.920	72,103.963	
38	2,854.193	2,760.412	4,476.104	37,971.660	163.275	0.500	2,045.116	2,220.986	14.175	52,506.421	
39	4,483.288	2,880.900	5,307.045	44,873.085	116.545	0.000	1,583.255	2,095.522	24.895	61,364.535	

注) 「収支対照帳」明治36年より作成。

表-5 営業種目別の収支差

						単位：円
	貸金	作相	茶	米	山林	
	利子	収入	収支差	収支差	収支差	
明治25年	1,127.413	509.149	165.433	1,002.206	-	
26	1,330.105	507.140	580.549	632.443	(617.637)	
27	1,389.110	444.760	336.250	429.835	(1,526.133)	
28	2,097.338	454.314	-818.624	820.185	(2,913.651)	
29	1,928.482	439.720	1,464.527	1,340.213	(1,671.73)	
30	2,625.927	473.491	-62.447	1,024.026	(6,881.009)	
31	3,229.549	1,035.290	-151.636	12,396.999	(6,725.972)	
32	3,527.773	834.105	239.305	?	(3,875.273)	
33	?	?	?	?	?	
34	?	?	?	?	?	
35	?	?	?	?	?	
36	1,218.966	1,649.116	-231.664	1,668.352	7,933.989	
37	2,650.590	1,698.154	-160.118	5,096.524	1,317.743	
38	1,297.127	1,700.893	231.230	-624.608	2,051.082	
39	1,352.148	2,028.413	-	166.835	19,358.785	

注) 1. 表-3(1), (2)および表-4より作成。

2. 茶収支差：25～32年は茶代-茶購買費、36～39年は茶代金-製茶費。

3. 米収支差：25～32年は米代-雑穀買入費、36～39年は米代金-米穀部費・同営業費。

4. 山林収支差：25～32年は地所立木-殖産及農事費・山林費。

25～32年の支出は不動産買入(山林を含む)の数値が不明のため( )書き。

36～39年は不動産売却(立木)-山林費・不動産買入。

5. ?は史料欠落のため不明。

林経営関係の費目は、独立した費目として設定されていない。山林経営の費目は「娯楽旅行費殖産及農事費」のなかの「殖産及農事費」に含まれ、農業関係の経費と込みで記載されている。但し、そのほとんどが山林経営の経費である。その後、明治31年1月に始まる「山林費農事費商品購求費」で山林費が独立した支出項目になり、36年4月から「支出仕訳帳」ではこれを引き継いで山林費が一つの費目として扱われている。つまり、経営帳簿の形式から見て、30年代の初めに山林経営が新たな営業種目として登場してくる。しかし、表-3(2)による31年、32年の数値からみて山林費の比重はごく小さい。

30年代後半の支出を表-4からみると、このうち山林経営の費目は「山林費」と「不動産買入」であるが、この両者を合計しても37年を除き総支出の10%に満たない。「山林費」が継続的に支出される一方で、収入の不動産売却の金額に対して支出の山林費・不動産買入の割合が少ない。30年代後半には山林経営への支出を継続しつつ、そのうえで山林からの収益が経営全体にとって大きな意味を持ち始めている。つまり、鶴雄による家業再編成のなかで山林経営が重視されてい

るのである。

山林経営については第2章で詳述することとし、次にそれ以外の営業種目についてみていこう。

## 2 農地経営

堀内家の農地・宅地所有面積は、表-6に示したように明治20年代の半ばから30年代の終わりにかけて20町歩前後で推移し、この間に耕地面積を積極的に拡大する動きはみられない。田が50%前後、畑が30~40%と構成には、あまり傾向的な変化がみられない。田畑面積のほとんどは小作地であるが、大字宮前には自作地があり、36年に田9畝4歩と畑9反6畝9歩を経営している。耕地の他に貸家の経営がある。先にみた表-3(1)、表-4の「作相」には農地小作料の他に貸家料も含んでいる。

農地所有地域をみると、表-7のように明治40年の事例で居村の大字宮前が最も多く13町5反余、これに周辺の赤桶、下滝野、作滝、有間野を加えた宮前村全体で65%となる。宮前村では畑の比重が高い。他村では多気郡の相可村大字相可、佐原村大字西山西山、飯野郡朝見村大字佐久米、同大字大宮田は櫛田川の下流域に位置し、平場の水田地域である。度会郡の宇治山田町にも比較的大きな田を所有する。小作料は、畑の多い宮前村では一部を除いて金納であるが、他村

表-6 田畑宅地面積の推移

単位：町				
年	田	畑	宅地	計
明治26年	15.179	9.458	1.390	26.027
27	13.483	7.972	0.937	22.392
28	8.651	8.487	0.937	18.075
29	11.601	7.193	0.368	19.162
30	10.327	9.092	1.006	20.425
32	11.683	5.931	1.723	19.337
36	13.109	9.592	1.477	24.178
40	13.246	11.089	1.724	26.059

- 注) 1. 「所得調査録」明治26年、32年より作成。  
 2. 「土地台帳」明治40年より作成。  
 3. 29年、30年には、この他に川俣村の田畑宅地反別計2町6反7畝13歩がある。  
 4. 明治40年には、この他に共有の田4町1反6畝18歩がある。

表-7 明治40年の所有農地面積

単位：町			
旧村名	田	畑	計
宮前	4.309	9.271	13.579
赤桶	0.407	1.096	1.503
下滝野	0.101	0.104	0.206
作滝	-	0.506	0.506
有間野	0.328	-	0.328
相可	2.459	-	2.459
西山	2.727	0.112	2.838
佐久米	0.245	-	0.245
大宮田	0.249	-	0.249
宇治山田	2.422	-	2.422
計	13.246	11.089	24.334

- 注) 1. 「土地台帳」明治40年より作成  
 2. この他に大宮田には共有の田4町1反6畝18歩がある。

では小作米を徴収している。小作米は米穀問屋堀内家自身によって販売される。

小作人は、32年の宮前村の事例で64人うち大字宮前が47人、赤桶が6人、作滝が3人、下滝野が3人、有間野が5人を数え、小作面積の平均は1反7畝と零細である<sup>(4)</sup>。

### 3 米穀問屋

堀内家の経營業種のなかで急速に比重を高めたのは米穀の取り扱いである。「収入簿」からみて、とくに明治30年代初めの増加に著しいものがある。この時期に米価が高騰したのも大きな要因のひとつであるが<sup>(5)</sup>、川俣谷で米の消費市場が急速に拡大していたと思われる。ここでは、「日記」にもとづきながら、30年の集出荷の構造とその特徴について触れておこう。

30年の米集荷量は表-8にみるように全体で1,958俵で、このうち小作米は184俵と1割に満たず、ほとんどが購入米である。集荷先のなかでは金児政吉が60%と大きな割合を占めているが、金児は松阪町新町の米肥商である<sup>(6)</sup>。

一方、米の出荷量は1,391俵となっており、入荷量に比べるとかなり少ない。「日記」に記載漏れがあるのかもしれない。出荷先を規模別に示したのが表-9であるが、出荷先104人のうち俵数規模が50俵をこえるものは小売商とみてよいであろう。森村の小倉増吉(303俵)、川俣村七日市の横山元三郎(296俵)、同じく七日市の大西勘三郎(126俵、大西支店は勘三郎の支店か)などが代表的な商人である<sup>(7)</sup>。後に名前の登場する堀内家の山林保護人・岡本勝次郎(21俵)、北村徳兵衛(22俵)に対する出荷量も比較的多い部類に属する。

米の出荷を月別にみると、表-10に示すように著しい特徴をもっている。つまり、出荷は6月をピークとして6月から9月に極端に集中しており、10月から年末にかけてと2月から5月には少ない。米の集荷は10月91俵、11月128俵、12月190俵とかなりの量がみられるものの、出荷はごく少ないのである。ちなみに、「日記」に米の集出荷が詳細に記載されているのは、29年10月から30年12月までであるが、29年10月から12月についても米の出荷は同様に少ない。

米出荷量の84%を占める6月から9月の4ヶ月は、櫛田川流域の村々では茶の販売代金が入る時期である。米小売商そして堀内家から直接購入する村人も、現金

表-8 明治30年の米集荷先別数量

氏名	単位：俵
	数量
金児政吉	1,169
鈴木房吉	298
小作米	184
山本嘉四郎	150
吾妻屋	40
山下徳七	55
野呂宗助	39
他6名	25
計	1,960

注) 「日記」明治29年より作成。

表-9 明治30年の米出荷規模別数量

俵	人
～5	78
5～10	11
10～30	8
30～50	-
50～100	3
100～200	2
200～300	1
300～400	1
計	104

注) 「日記」明治29年、30年より作成。

表-10 明治30年の月別米出荷量

月	単位：俵
	出荷量
1	140
2	18
3	11
4	4
5	32
6	332
7	305
8	293
9	235
10	12
11	9
12	-
計	1,391

注) 「日記」明治29年、30年より作成。



収入のある季節に米をまとめて購入しているのである。これは茶の生産・販売と米の購入・消費が直接的に関連していることを如実に示している。この時期の茶業の展開については節を改めて論述することにしよう。

なお、米販売の急速な拡大は、代金回収に問題を引き起こしたようである。そのため、32年1月2日以降、毎月2日に「米代掛取」が行われるようになる。さらに、銀行を開業した34年には「本日ヨリ店則改正シ、得意先へ通知状ヲ出ス（其月分米代翌月三日迄ニ払込無之時ハ、一ヶ月分之利子ヲ申受ク、但シ利子ハ月一割之事）」<sup>(8)</sup>と、米代の回収強化策を打ち出している。米代金の延滞利子は、先にふれた貸金の利子と比較して著しく高く、警告的な意味合いが強いと思われる。

#### 4 銀行業の開業

近世以来の業種のひとつに貸金業があり、これが30年代の半ばに銀行業へと展開する。

明治30年を例に貸金返済の特徴をみたのが表-11である。同年に126人が総額1万3,132円59銭7厘を返済しているが、その規模をみると300円以上が14人で総額の64.6%を占めており、最高額は1,358円である。このうち柿野村の酒類兼味噌商が500円、森村の材木商兼木綿荒物商が820円38銭9厘、森村の材木商兼荒物酒木綿商が1,357円95銭6厘、その他に茶の集荷仲買商が300円以上に名前を連ねている。また、川原木造村の農地地主から1,298円の返済がみられる。つまり、金額の大きな貸付は主に楠田川流域の商人達と平場の農地地主を対象にしているのである。

表-12は月別の返済額をみたものであるが、5月から8月にかけての返済が多い。6月がピークとなっている。この季節は茶の生産・出荷時期と重なり、茶の生産販売が貸金の返済ともリンクしていることを伺わせている。

さて、堀内家のような地域の金融業は、明治26年7月銀行条例の施行（23年8月公布）以降に銀行を設立していくが、三重県でも27年以降に多くの銀行が生まれている<sup>(9)</sup>。28年11月に設立された（株）松阪銀行もそのひとつである。堀内鶴雄はこの銀行に深く関わっており、ここで銀行家としての道を歩み始める。鶴雄は31年1月24日取締役の改選で同じ宮前村の井上又兵衛とともに取締役に就任し、さらに同年4月17日の臨時株主総会で頭取となっている<sup>(10)</sup>。

その後、鶴雄は明治34年1月に井上又兵衛と共同で、それぞれ5万円を出資して宮前村に合名会社堀内井上銀行を設立し、同34年2月に鶴雄と又兵衛は松阪銀行の取締役を辞任する<sup>(11)</sup>。そ

表-11 返済金額規模別の人数

単位：人、円		
金額規模	人	金額合計
1～5	15	34.010
5～10	10	5.0007
10～30	40	676.945
30～100	32	1567.207
100～300	15	2300.523
300～500	7	2275.567
500～1,000	5	3565.389
1,000～	2	2655.956
計	126	13132.597

注)「収入簿」明治29年より作成。

表-12 明治30年貸金の月別返済額

単位：円	
月	金額
1	273.220
2	544.000
3	451.050
4	491.000
5	1,714.787
6	2,678.584
7	1,954.850
8	2,302.994
9	324.500
10	414.656
11	1,516.956
12	466.000
計	13,132.597

注)「収入簿」明治29年より作成。

表-13 合名会社堀内井上銀行の預金と貸出の推移

単位：円		
年	預金	貸出
明治34年	128, 125. 23	191, 228. 18
36	617, 820. 78	699, 244. 92
38	699, 633. 00	686, 359. 88
40	914, 012. 18	912, 664. 31
42	889, 716. 26	980, 967. 07
44	981, 503. 50	1, 142, 767. 73
大正 2年	1, 022, 171. 34	1, 159, 851. 27
4	1, 174, 749. 39	1, 238, 574. 70

注) 中村正三『飯南郡史』飯南ト人材編纂会、大正5年、249～250頁。

の準備から開業に至る過程を34年の「日記」は次のように記述している。「銀行用諸道具着ス」「三月三日東京荻原弥吉殿ヨリ金庫三号、四号二個到着ス」(3月10日)、「第八号金庫、昨日東京荻原弥吉殿ヨリ到着シ、本日店へ据付候事」(3月20日)。こうした備品などの準備を経た後「東京鴻池銀行薄木庄太郎氏来ル」(3月26日)、「四月六日中村徳次郎氏、銀行用件ニテ去月二十九日ヨリ逗留ノ処本日帰ル」(4月6日)と、東京の鴻池銀行員の指導のもとに準備がすすめられる。「貸金請求及期限口過ノ分証書書キ替、或ハ銀行へ引次ノ承諾書へ調印為致の為、鎌倉勝太郎川俣森波瀬谷筋へ出張致候事」(4月7日)と、これまでの貸金を新たな銀行に引き継ぐ作業もおこなわれる。「本日、銀行元五郎市屋敷へ引移り候事、銀行員中村徳次郎、青木惣三郎、井上勲3名也」(4月16日)、銀行は行員3人、堀内商店とは別の建物で開業することになる。「来二十五日叶銀行開業式ニ付、当店休業可致旨、以西口意先へ通知状差送候事」「叶銀行開業広告配リニ昨日ヨリ上行ノ甚太郎下行ノ卯右衛門本日帰ル、卯右衛門明日瀬谷筋へ出張ノ筈也」(4月20日)と、開業日も決まり、近隣諸村に宣伝が行われる。

こうして堀内井上銀行は明治34年4月25日に宮前村に開業し、その年の8月5日には松阪町に松阪支店を設けている。その後、明治36年には柿野出張店(柿野村)、西町出張店(松阪町)、新町出張店(松阪町)、六軒出張店(一志郡松ヶ崎村)と、4つ出張店を開設する。さらに39年1月に本店を松阪町大字日野町へ移転して、宮前村の本店を支店と改称している。このように川俣谷から松阪町を中心としつつ平場農村へと展開し、大正7年には相可支店(多気郡相可村)も設立している<sup>(12)</sup>。銀行の業務は、表-13にみるように34年から大正4年にかけての預金と貸出ともに拡大していく<sup>(13)</sup>。「代表社員堀内鶴雄は夙に飯南郡内に於て名望家、徳望家を以て知られ、銀行家として亦非凡なる手腕を有す、今や地方金融界一方の覇を為し、信望極めて厚し」と評価されている<sup>(14)</sup>。

堀内家が貸金業の主な対象としてきた川俣谷の村々は、茶の生産に大きく依存する地域であったが、それを基盤とする経営展開には自ずから限界がある。松阪銀行において銀行経営の経験と実績を積んだ鶴雄は、地域対象をより多様な貸金や預金の需要が見込まれる都市部そして周辺の平場農村に拡大する新たな銀行経営に乗り出したのである。なお、銀行の開業により堀内家の貸金業の規模は大幅に縮小していくが、廃業はしていない。

合名会社堀内井上銀行は、第2次大戦後の不況期、大正12年3月25日に松阪銀行と合併して解散する<sup>(15)</sup>。

## 5 経営組織の強化・近代化

急速な経営拡大を支えたのは店組織の強化である。鶴雄が家業を引き継いだ25年には「雇人」が1人で、半年毎に給料を支払っている。山口庄助は先代から引き継いだ雇人で、同年の半年分の給料は6円である<sup>(16)</sup>。店や自作地などに係わる諸作業にはその都度労働者や職人を雇用している。ちなみに、明治30年4月16日の稲荷山桜花見には家内奉公人出入者等24人が参加しているが、これには「店二人丁稚二人下男一人下女三人」の外に出入りの者9人の名前があがっている<sup>(17)</sup>。

鶴雄は経営の拡大とあいまって、28年3月、30年4月、32年、33年1月、同年3月にそれぞれ1人を雇用する。34年2月には「鎌倉勝太郎氏、巡查部長ヲ休職シ是レヨリ当店へ出張スル事ニ成、本日出勤仕初メタリ」<sup>(18)</sup>と、鎌倉勝太郎を新たに店員として雇用している。元警察官の雇用は、優秀な人材のいわばヘッドハンティングであろう。この年は堀内井上銀行を開業した年であり、店経営を担う人物の採用で、鎌倉は後に経営の中心人物に成長していく。その後退職者もあって、36年9月、39年9月、39年10月にそれぞれ1人が雇用され、人的組織の強化が続く。

これら従業員は、年間をつうじて米穀、茶業、貸金、山林管理と木材販売など様々な仕事に係わっているのが特徴であるが、明治30年代半ばまでその雇用形態は近世以来の古い形態であったようである。

これが大きく変化するのは明治36年1月のことで、次に示す「家則」<sup>(19)</sup>を定めて店員の給与関係を明文化し待遇改善を図っている。

### 【史料1】

#### 家則

今回家則ヲ制定スルニ付テハ店員ニ対シテ左之法則ヲ定ム

明治三十六年一月ヨリ実行スルモノトス

#### (一) 年功加俸

拾年以上ノ勤続者ニ対シテ左之加俸金ヲ与フ

一 拾年以上勤続者	加俸一ヶ年	拾円
一 拾五年以上同上	同	拾五円
一 貳拾ヶ年以上同上	同	二十円

#### (二) 賞与金

一 商業利益金ノ三分一ヲ与フ、分配法ハ技術ト勤怠ニ依リ斟酌スベシ

甲級者ハ現金ヲ以テ之レニ与ヘ、乙級者ハ積立テシム

一 製茶部資金月割ノ利子ト製造実費<sup>(マ)</sup> 叩 除シタルヲ以テ利益トス

一 米穀部ハ資本金ニ対シテ日歩参銭五厘ト一俵ニ付式銭ヲ諸費トシテ<sup>(マ)</sup> 叩 除シタルモノヲ以テ利息トス(旅費、郵税、帳簿、用紙、進物費、税金ハ実費トシテ<sup>(マ)</sup> 叩 除ス)

#### (別家)

満二十五才ニ達スルトキハ一家ヲ構エ通勤セシムル事トス、此場合ニ於テハ貯金額ト同一金員ヲ与ヘテ一家経営ノ資トナサシム

但シ満二十五才ニ達スルモ勤続十年ニ満タザルトキハ十ヶ年ニ達スルヲ待テ別家セシム本人ノ希望ニ依リ之レヲ延期スル事アルベシ

(俸給)

俸給ハ別チテ甲乙二級トス、甲級ハ通勤ノモノニシテ、乙級ハ在勤ノモノトス

一 甲級	月給	五円以上	
一 乙級			
	一等	年俸	二十五円
	二等	同	二十二円
	三等	同	二十円
	四等	同	十八円
	五等	同	十六円

但シ十六才迄ハ衣類其他小遣ヲ給シ無給タル事

乙級者ハ別ニ医薬費ヲ給ス

(罰則)

- 一 誠実忠勤ヲ欠キ品行修ラズシテ、店員ノ品位ヲ傷ケ主家ノ体面ヲ損スルモノハ、積立金ヲ没収シ解雇スベシ

これによると、16歳までは無給、16～25歳は在勤で乙級1等から5等まで区分された年俸支給、25歳を超えると通勤で甲級となり月給5円以上となる。給与には年功加算があり、また賞与金の付与も明記されている。10年以上の長期勤続者に対し加奉金を支給することにより永続勤務を促進、また商業利益金の3分1を店員に分配する制度は就労にインセンティブを与えるものであろう。なお、商業利益金（製茶部と米穀部）と店員の給与は直接的に関連しているが、貸金と家産管理的な作相、山林は関連していない。

ちなみに、明治36年の給与をみると鎌倉が10円/月と飯米4俵、山口が5円/月と加俸20円/年で、この他に乙級1等が1人、2等が1人、3等が2人、5等が1人である<sup>(20)</sup>。

## 注

- (1) 三重県会議員の当選は鶴雄の「県会議員之証」明治32年1月27日による。鶴雄は「川俣峡中の素封家風流の粹公子、素り乃翁の庭訓を受け文詩を好み巧みにして又民間の情に通ず、氏は本春県会議員に挙げられむとせしも固辞して諾せず只郡会議員の推挙に応ぜしのみ」「氏は風流に生産に巧妙なるを以て上流の社会より軟紅織翠の地に至るまで其の雅名を知らざる者殆ど無しとかや」（小笠原常樹『人士の近評 飯南郡之部』人士の近評発行所、明治31年6月、10～11頁。）と評価され、県会議員となるのには消極的であったようである。

郡会議員については36年10月3日付、40年10月7日付の「当選証書」がある。その他、36年10月30日に三重県飯南郡農友会の名誉会員に推薦され、39年11月20日に三重県材木商同盟会から第12回日本材木業連合会大会委員長に推薦されている。

- (2) 堀内家文書「日記」34年4月1日。  
 (3) 堀内家文書「所得調査録」明治26年4月、「所得調査録 第二号」明治32年。  
 (4) 堀内家文書「作相帳」明治32年。  
 (5) 米の価格は明治7年～9年=100として25年に123.4、27年に152.1であったが、30年に210.9、31年には263.3と高騰する。大川一司・篠原三代平・梅村又次編『長期経済統計』9 農林業、東洋経済新報社、昭和41年)。

- (6) 日本全国商工人名録発行所編纂『日本全国商工人名録 全』明治31年(渋谷隆一編『都道府県別資産家地主総覧[岐阜編][三重編]』日本図書センター、平成9年、所収)。
- (7) 明治31年3月現在で小倉増吉は木材商で荒物・酒・米・木綿を、横山元三郎は酒類商で米穀・醤油・太物・荒物をそれぞれ手広く商っており、大西勘三郎は茶商兼木材商である。いずれも櫛田川流域上流の村々で有数の商人である。(同上『日本全国商工人名録 全』)。
- (8) 堀内家文書「日記」明治34年8月19日。
- (9) 服部英雄編纂『三重県史 下編』弘道閣、大正7年、740～741頁。
- (10) 堀内家文書「閉鎖登記簿」津地方法務局松阪支局、平成元年12月14日。小笠原常樹『人士の近評 飯南郡之部』明治31年も鶴雄の銀行頭取、井上の取締役についてふれている。
- (11) 堀内家文書「閉鎖登記簿」による。なお、前掲『三重県史 下編』には明治38年4月の設立と記載されているが、これは誤りである。中村正三『飯南郡史』飯南ト人材編纂会、大正5年にも同様の誤りがみられる。
- (12) 堀内家文書、前掲「閉鎖登記簿」。
- (13) 中村正三『飯南郡史』飯南ト人材編纂会、大正5年、249～250頁。
- (14) 服部英雄編纂『三重県史 下編』大正7年。
- (15) 堀内家文書、前掲「閉鎖登記簿」。
- (16) 山口庄助は明治20年2月の婚姻・別家に際して家財道具一式を贈与され、「篤実質素ヲ主義」として勤務に励むと請書を提出している(堀内家文書「御請」「御礼傍議約証」「目録」「家屋借用証」明治20年2月15日)。こうした店員の婚姻別家に伴う家財道具の贈与や請書の提出は、昭和期に至るまで継続している。
- (17) 堀内家文書「日記」明治30年4月16日。
- (18) 堀内家文書「日記」明治34年2月26日。
- (19) 堀内家文書「家則」明治36年1月。
- (20) 堀内家文書「店員勘定帳」明治36年1月。家則の制定に伴い店員はそれぞれ「今般家則御制定相成候ニ付、左之御示諭之趣敬承仕候」と「御請」を提出している。なお、山口庄助は、明治35年3月に永年勤続功慰労として147円50銭を支給されている(堀内家文書「御請」明治35年3月)。

### 第3節 茶業の展開と廃業

#### 1 明治前期における茶の生産と出荷

堀内家の茶業は、明和2年(1765)にはじまり明治38年(1905)に終わるという長い歴史をもっている。その間、同家は茶の産地問屋であると同時に生産者でもある。安政の開国以来、川俣谷をはじめとする伊勢地方の茶の多くは、横浜に向けて出荷され、外商の手を経て輸出されている。

##### 1) 茶の貿易と三重県製茶会社

明治前期において茶は生糸につぐ重要な輸出商品であり、総輸出額に占める茶の比率は、明治元～5年に24.2%、6～10年25.8%、11～15年21.9%、16～20年16.3%と高い。茶の輸出高は、明治元年の1,011.5万斤から増減を含みつつ増加し、13年に3,032.7万斤、そして20年には3,561.1万斤に達している。輸出茶の90%は緑茶であるが、輸出先はその80%以上がアメリカである<sup>(1)</sup>。

茶輸出の増加は、各産地における生産拡大とあわせて粗製濫造をもたらし、また茶価格の下落を引き起こしている。堀内利右衛門は、明治16年10月に神戸において開催された第2回共進会の「製茶集談会」のなかでその状況を次のように述べている。

粗製濫造については、生産者の問題と流通加工業者の問題にわけられる。第1に産地生産者に関して「明治元年頃ヨリ年ヲ逐フテ土地ヲ開墾シ茶樹ヲ増殖セシヲ以テ、近年俄ニ産額ノ増加ヲ致セリ故ニ、生葉製造ノ行届サルノミナラス専ラ製額ノ多カラシム事ヲ要シ、為メニ火度ヲ減シ斤量ヲ増ス等一時ノ射利ニ眩迷シテ貯蔵ニ注意セサルヲ以テ、或ハ運送中ニ腐敗シ、或ハ湿氣ヲ被フリテ香氣色沢ヲ変スルニ至リ」<sup>(2)</sup>と問題を指摘している。第2に仲買商、売込商、外商について「各産茶地方ノ仲買商ナルモノ、概シ各地方ノ製品ヲ買収シテ精粗ヲ混淆シ、之ヲ開港市場ニ輸送シテ其販売ヲ我茶商ニ托セリ、而シテ我茶商ハ外商ノ好ム所ノ品位及其価格ノ如何ニ由テ、精粗ヲ合シテ之ヲ放売シ、外商ハ之ヲ買収シテ又精粗ヲ合ス如此數回ノ混淆ヲ累ヌル」と、粗悪な製品の増産を問題視している。

また、茶価格の下落については「安政年間初メテ貿易ノ行ハレシヨリ其価格俄騰貴シ、当初製茶ニ従事スルモノ其利益ヲ得テ以テ一家生計ヲ優ニシテ我製茶ノ忽ニスヘカラサル事ヲ感覺シタリ、然ルニ明治初年頃ヨリ年ヲ逐フテ製茶ノ増加スルニ随ヒ、諸費ヲ省カン為メ粗製ニ流レ為メニ消費者ノ信ヲ失フニ至ルト雖、明治七、八年マテハ其相庭大ナル変動ナカリシモ明治九年頃ヨリ甚シキ変動ヲ来タセリ(中略)品位粗悪ニ流レ需用者ノ信憑ヲ失シテ現時ノ低落ヲ来スニ至リシナリ、之ヲ明治初年頃ニ比較スレハ殆ト半価ニモ足ラサルナリ」<sup>(3)</sup>と、粗製濫造による信用失墜の結果という認識を示している。ちなみに、茶の輸出価格は、百斤当たりで明治元年35円40銭、7年37円92銭であったが、その後11年の19円69銭まで下落を続け、茶集談会のあった16年には21円90銭と僅かの回復をみている<sup>(4)</sup>。

こうした状況を打開するため、三重県では駒田作五郎を中心として明治16年各郡に製茶改良組合を設立して<sup>(5)</sup>、「組合毎ニ幹事委員ヲ置キ、生葉製造ノ際常ニ製造家ヲ巡視シ粗製ノ取締ヲナセリ、且組合毎ニ申合規則ヲ立置キ若シ違背スルモノハ定則ニ照シテ処分」<sup>(6)</sup>することにした。その一方で、米国商人トマス・ウォルシュの製茶直輸出に関する提言と、これを聞いた同業者との協議をへて16年5月に製茶直輸出会社の組織化をきめ、翌17年に三重県製茶会社の創立事務

所を津に設けて、事業を開始する<sup>(7)</sup>。つまり、従来からの売込商・外商を排除した製茶業者による直輸出の企てである。

この三重県製茶会社は、株主から製茶輸出高 100 斤につき 4 円を徴収し、これを再製その他の経費にあてるが、製茶貿易による損益はすべて株主に帰属するという仕組みをとっており、「会社というよりはむしろ販売組合に近いもの」<sup>(8)</sup>である。17 年の開業後、輸出高、株主数ともに増大し、各地の製茶産地から注目を集めるが、20 年 7 月以降、米市場における茶価の下落は、株主つまり生産者を直撃し、会社は事業停止の状態に追い込まれる。

## 2) 茶の生産と出荷

さて、堀内利右衛門は明治 12 年の第 1 回「共進会」で 1 等賞を授与しているが、当時の茶栽培面積は 8 町歩、生葉の収穫量は 6,200 貫目、また製茶量は 6,820 斤である。この製茶量に加えて川俣谷を中心とする地域から集荷して販売した茶の量は 7 万 5,000 斤にのぼり、自家製茶量の約 11 倍の販売量である<sup>(9)</sup>。その後の受賞歴をみると、14 年内国勸業博覧会で 1 等有功賞、13 年及び 14 年の 4 県連合共進会で 1 等となっている。いずれにしる最良質の茶を生産・販売していたのであるが、国内のみならず諸外国においても高い評価を受け、商標「叶印」の茶は鑑定を要せず純良の品質と信用され「閉封」のまま売買されている。また、製茶改良組合の組織化や製茶直輸出の計画にも関与している<sup>(10)</sup>。

明治 10 年代後半の製茶・販売の様子を堀内家の「日記」<sup>(11)</sup>からみると、明治 17 年には 5 月 10 日に同家茶園において茶摘みが始まり、1 番茶・2 番茶・3 番茶と順に製茶して 10 月 30 日に製茶作業を全て終了している。翌 18 年もほぼ同様であるが、19 年には 7 月下旬にコレラが発生して製茶作業を中断し、その後再開するものの例年より 1 月早い 9 月 30 日に作業が終わっている。製茶の販売先は、ほとんどが横浜の売込商人であり、「日記」には横浜(下)、横浜(茶)、横浜(天)、横浜(謙)、横浜東遠社、横浜(交)等と屋号で記載される問屋である。これらは、順に大谷嘉兵衛、中條順之助、岡野利兵衛、謙光社、東遠社、大谷喜兵衛であり、いずれも横浜を代表する製茶売込商人達である<sup>(12)</sup>。また、前述のようにこの時期に注目を集めた製茶直輸出については、18 年 11 月 1 日に「直輸出之茶立詰三十五本荷造ナス」、19 年 5 月 27 日に「山田分社へ直輸出立茶六十差出候」と 2 件の記述がみられるだけである。

つまり、堀内家の明治 10 年代の製茶・販売は、安政の開港以降に形成された横浜からの製茶輸出を中心とし、かつ良質な製茶を堅持しようとするものである。

明治 25 年堀内鶴雄は家業を引き継ぐ。この年、茶の販売収入は 585,484 円である。翌 26 年から茶業の拡大が始まり、とくに 28 年以降に著しい展開がみられ、32 年には茶代収入が 1 万 2,773 円余に達している。25 年対比で 20 倍を超える急成長である。こうした急成長は、茶の生産・集荷・販売にどのような変化をもたらしたのであろうか。

## 2 明治 20～30 年代の茶生産と集荷

明治 20 年代にはいとわが国の貿易に占める茶の位置は急速に低下し、総輸出額に占める茶の割合は、20～25 年 9.1%、26～30 年 6.2%、31～35 年 4.1%、36～40 年 3.4%と、明治期末には 3%台にすぎなくなっている。緑茶の輸出量は、明治 20 年代から 30 年代の後半まで 3,000 万斤を上下して、停滞的に推移する<sup>(13)</sup>。この時期に堀内家による茶の集荷と出荷は、急速な増大を示している。

## 1) 茶摘みと製茶

明治20年代、30年代の茶園規模や生葉生産量などに関する史料は残されていない。「日記」にみられる断片的な記述から茶摘みと製茶について概観しよう<sup>(14)</sup>。

茶摘みと製茶は5月8日前後にはじまり、10日過ぎには仲買人などが集荷した茶が店に入りはじめる。同家の茶摘みは20日頃に終わるが、茶部屋の仕事はその後もさらにつづき、30年には6月26日、また集荷量の最も多かったと思われる34年には8月5日が終了である。その後、集荷量の減少とともに36・37年はともに6月10日で終わっている。

さて、茶摘みと製茶の準備は2月頃からはじまる。明治34年を例にとると、2月4日古和浦の仲林藤吉に、茶日雇いの前渡金として郵便為替で10円を送金している。仲林は毎年茶部屋日雇い女を連れてくる。地元の茶日雇いにも前渡金を渡して製茶労働力を確保する。2月16日に堀内又三郎に、翌17日には虻野の豊助と馬場文七にそれぞれ店で前渡金を手渡している。

5月にはいと3日に「兼テ雇入タル古和及波切ノ茶摘へ本月十日当地へ到着スル様申遣ス」とあり、郵便で茶日雇いの世話人に郵便で通知する。波切の茶摘みは、毎年この時期にやって来る茶摘み女で、古和浦の茶日雇いと同様に前渡金を郵送して確保している。

ところで、堀内家では、こうした茶日雇いが来る前に、例年進物用の茶摘みと製茶を行っている。この年には、5月3日に進物用の茶摘みがはじまり、翌日にはこれを炙り夜には製茶に仕上げている。

茶摘みは5月9日にはじまる。波切の茶摘み女5人は前日には到着していたのであろう。少し遅れて11日に仲林が古和浦から茶部屋日雇い女8人をつれてやって来る。製茶仕事も本格的に動き出す。茶部屋仕事の労働者数は明らかではないが、焙手5人、摘手13、14人内外、30年5月16日には「過日ヨリ茶口五人、蒸方一人、撰り方四五人、製人四五人、茶摘十有余人ヅ」とある。

堀内家が所有する茶園の摘取は21日に終了し、波切女5人は神原又兵衛の茶園摘取に出かけ、これが終わって26日に帰国する。日雇い賃金は1人工20銭で勘定し、後に3銭を追加している。なお、この年の製茶量は合計で96貫600目で、この他に玉露が1貫950目である。昨33年と較べて21貫35目も増加している。

茶部屋仕事は8月2日にほぼ終了し、翌3日は女日雇いの休業日とし、4日に帰国する。店員清吉に鉢ふせ峠まで見送らせている。

## 2) 茶の集荷

茶は堀内家居住地近くの有間野、下滝野、赤桶さらに流域最上流部の波瀬、青田などつまり川俣谷全域から集荷されるが、最盛期にはこれにとどまらず、高見峠を越えて大和地方、また一志郡の丹生俣などにまで広がっている。集荷量の推移を茶購買費でみると、表-14に示したように、明治25年の420円余から30年4,594円余、そして33年2万7,419円余と増大する。

表-14 茶の購買費と販売収入(明治25年~33年)

	単位：円	
	茶購買費	茶販売収入
明治25年	420.051	585.484
26	445.854	1,026.403
27	850.601	1,186.851
28	4,366.630	3,548.013
29	3,703.115	5,167.642
30	4,594.384	4,531.937
31	6,996.012	6,844.376
32	12,534.018	12,773.323
33	27,419.915	?

注) 1. 茶購買費は「智識養成費・茶購買費」明治25年より作成。  
2. 茶販売収入は「収入簿」明治25, 29, 31年より作成。  
3. 明治33年の販売収入は史料欠落のため不明。



明治 25 年の茶購入金額合計 420 円余のうち 100 円 9 銭 5 厘 (24%) は仲買商・大西常蔵からの購入である。その他に 20 人から購入しているが、その内訳は 5 円未満のものが 6 人、5~10 円が 4 人、10~30 円が 6 人、30~50 円が 2 人、5~100 円が 2 人となっており、比較的規模の大きな 30 円以上層 4 人で購入金額の 57%と過半を占めている。

明治 30 年の茶購入金額合計は 4,593 円 47 銭 5 厘と、5 年間で 10 倍を超えて急増する。大西常蔵に茶買入金を渡して集荷するが、この他に北村徳兵衛も同様である。この年、大西には 2,345 円 45 銭 5 厘が、また北村には 287 円 42 銭 5 厘が茶購入金として渡されており、この二人で茶購入金額の 56%を占めている。茶購入の急増を支えたのは大西らの集荷だけではない。この他に 92 人と多くの者から茶を購入しており、その購入金額には 10 円未満の者から 100 円を超える者までバラツキがみられる。100 円を超えるのは抜田慶蔵、小倉儀兵衛、小倉増吉、石橋甚七郎の 4 人で、これらは独立した茶仲買商人であろうと思われ、その一方で 10 円未満の者は茶の生産者であろう。

こうした多数の生産者からの茶を購入するために、堀内家の店員は、産地内を奔走する。明治 30 年 5 月 13 日に店員庄助が赤桶辺りへ、26 日に同じく庄助が赤桶辺り、幸吉が有間野辺りへ、29 日に店員幸吉と仲買人大西常蔵が宮前村以西へ、6 月に入ると 1 日に幸吉が有間野・下滝野辺りへ、7 日に幸吉は大西常蔵と一緒に波瀬へ、10 日には同じく二人が丹生俣辺りから北の村々へ出かける。10 日からの茶買いは 16 日まで 1 週間に及んでいる。その後、21 日に幸吉は森村とその周辺に出かけるが、翌日夕方には品物が無いと帰店する。32 年には店員の集荷範囲はさらに広がり、幸吉は 6 月 1 日から 8 日にかけて大和地方にまで茶買いに外出している。

明治 33 年の茶購入金額は 2 万 7,419 円 91 銭 5 厘とわずか 3 年でさらに約 6 倍もの増加を示す。この間に茶の集荷構造は、堀内家が仲買商に茶買入金を貸与する形態へと劇的に変貌している。堀内家の店員と大西等の集荷だけでは量的な拡大に限界があったと思われる。この年、茶購入金額のうち仲買商への茶買入金の貸与額は、2 万 5,372 円 21 銭 1 厘と購入金額合計の 93%にもなっている。驚くべき変化である。ちなみに、貸与額の合計が 1,000 円を超える者をあげると、磯田金蔵 (1,594 円)、角谷市兵衛 (6,118 円)、栗本浅吉 (1,520 円)、石橋喜兵衛 (2,810 円)、大西常蔵 (3,949 円)、北村徳兵衛 (2,602 円) と 6 人を数えており、大西・北村二人以外の仲買商への貸与額の比重が非常に大きくなっている。こうした茶買入金の貸与による集荷は、産地における激しい集荷競争を物語っている。

店員が直接に生産者を訪れて集荷する形態、仲買人が堀内家から茶買入金を渡されて集荷する形態、両者はいずれも現金をもって買い付けるものである。即金の買い付けが、集荷量を急速に増大させた要因であろう。

産地の茶価格は、茶商人の集荷競争によりまた出荷先とくに神戸市の茶商況によって変動する。例えば、明治 30 年の茶価格動向をみると、5 月 15 日上物 1 円 70 銭~1 円 50 銭 (1 貫当たり) であるが、5 月 26 日には上物 1 円 20 銭~1 円位、6 月 7 日上物 1 円~80 銭と大きく下落した後、6 月に入ると若干上向いて 10 日に上物 1 円 10 銭内外となっている。堀内家は、こうした価格動向をみながら仲買人に指示を出す。34 年は 5 月 12 日上物 1 円 60 銭~1 円 65 銭、14 日上物 1 円 50 銭位であるが、26 日には角屋市兵衛に赤桶村で上物価格が 1 円 55 銭を越えては採算がとれないと、買入見合わせの指示を出している。

神戸市の茶価格動向にもまた敏感に反応している。明治 33 年 7 月 16 日、販売促進のため神戸市に出張していた店員の山口庄助から「茶況大不人気 (出荷スナ)」との電報が入ったため、即座

に仲買人に買入を全て見合わせるよう指示している。その後、7月20日には2番茶上物の相場が1円30銭～1円40銭となったので、仲買人全員に「精々買入ル様」と買入促進の手紙を出している。また、35年7月12日には、神戸市に出張していた茶商人宮本覚兵衛<sup>(15)</sup>、から「製茶大下落ノ通報」が入り、仲買人全員へ「買入中止」を通知している。いずれにしろ、茶は市況変動の激しい投機的な商品であるが、堀内家の市況への対応は素早い。

さて、堀内家は茶の産地問屋であると同時に米穀商、貸金業でもある。茶の仲買商や生産者のなかには、米の売買や金融においても同家と関係をもつ者がある。そうした場合、茶の代金は、米や貸金の決済の一部として使われることになる。例えば、床呂宗兵衛を例にとると、32年5月31日に茶代の内金500円を受け取るが、同時に本人の4月5月分の米代の他に、吉田岩吉の3月4月分の米代を支払っている。また、8月9日には床呂の7月分の米代と吉田の6月分の米代を受け取り、茶代金と差し引きしている。

茶仲買商についても同様であり、北村徳兵衛は32年7月1日に茶買入金の計算をしているが、これも同時に5月6月分の米代を受け取っている。また、7月20日には茶買入金とあわせて山林費の計算も行っており、山林管理費が支払われている。北村については33年7月29日にも同様の記載がみられる。また、赤桶村の角屋市兵衛は33年6月23日に1番茶の買入計算を行っているが、ここでは同時に貸金の元利840円を支払っている。翌34年8月7日には、茶代金によって4月6月7月分の米代と貸金の元利を差し引きしている。茶の代金は、生産者・仲買人のいずれにとっても、米代金の支払いや貸金の返済のために重要である。

こうした米・貸金と茶の関係は、堀内家が直接的に関係する茶の生産者や仲買人だけにとどまらない。先に示したように、堀内家の米の出荷を月別にみると、6月から9月の4ヶ月に84%と集中し(表-10)、また貸金の返済は6月をピークとして5月から8月に多い(表-12)。つまり、茶生産地である櫛田川流域の村々では、茶販売によって現金収入のある時期に米をまとめて購入し、また貸金を返済する傾向が強いのである。こうしてみると、堀内家の茶部門は地域の生産と、また米穀部門はその消費と結びつき、さらに貸金部門は双方に関連する構造を形成していることがわかる。

### 3 明治20～30年代の茶出荷

#### 1) 神戸の茶売込商

明治20年代半ばから茶の出荷が急速に増大するなかで、その出荷先は大きく変化していく。表-15に32年までの茶販売収入の推移を販売地域別に示した。25年は横浜が30%、三重県他が70%という構成で、横浜の輸出売込商人への直接出荷はむしろ少ない。しかし、翌26年に出荷増大のなかでこの構成が逆転し、そして27年に新たな出荷地域神戸が登場するとともに、輸出売込商人向けへの直接出荷がさらに比重を高める。30年代にはいると、神戸の割合は一挙に高まり80～90%に達することになる。つまり、幕末から明治初年にかけて横浜港に向けて出荷されていた茶は、20年代後半から30年代はじめにもう一つの茶貿易港であった神戸へと転換しつつ、出荷量を拡大していったのである。

神戸の比重を高めたのは、堀内家だけではない。表-16に明治26年の横浜、神戸、長崎港の府県別製茶入荷量を示したが、これにみるように静岡県産の茶が横浜港に集中する一方で、三重県産の茶の36%は神戸港に向けられている。神戸港の側からみると、伊勢茶を中心とする三重県産茶の位置づけは高い。明治29年、30年の神戸の茶入荷量を府県別に示したのが表-17である

表-15 茶販売収入の推移（販売地域別）

年	単位：円				計
	東京	横浜	神戸	三重県他	
明治25年	—	180,942	—	404,542	585,484
26	—	601,992	—	390,636	992,628
27	—	456,765	533,071	197,015	1,186,851
28	—	602,982	1,540,848	1,404,245	3,548,075
29	546,340	1,386,257	1,792,496	1,442,518	5,167,611
30	175,138	362,011	3,960,332	34,456	4,531,937
31	63,170	560,600	6,190,402	30,204	6,844,376
32	42,140	1,019,770	11,578,121	33,092	12,673,123

注) 「収入簿」明治25年、29年、「日記」明治29年、31年、32年及び  
加藤徳三郎『日本茶貿易概観』茶業組合中央会議所、昭和10年より作成。

表-16 明治26年の横浜、神戸、長崎港製茶入荷量

出荷府県	単位：斤				計
	横浜	神戸	長崎		
静岡	16,116,019	67,289	—		16,183,308
三重	3,701,965	2,080,555	—		5,782,520
京都	30,339	3,610,725	—		3,641,064
大阪	7,875	1,699,961	—		1,707,836
福岡	189,833	621,716	504,945		1,316,494
滋賀	34,888	1,174,986	—		1,209,874
奈良	6,995	1,010,561	—		1,017,556
其他28府県	3,424,646	3,870,297	662,651		7,957,594
合計	23,512,560	14,316,090	1,167,596		38,816,246

注) 三重県内務部第三課『三重県勸業年報 第十三回』三重県、明治27年。

表-17 神戸への府県別製茶入荷数

	明治29年		明治31年
	個	斤	斤
京都	33,057	2,264,405	2,254,569
大阪	15,255	2,122,768	953,343
滋賀	11,314	887,018	644,816
奈良	8,761	593,120	857,210
三重	32,859	2,937,595	2,816,000
岐阜	4,481	340,108	469,817
石川	3,642	294,274	245,984
静岡	149	13,902	21,178
愛知	11	948	—
福井	1,016	77,521	177,820
兵庫	6,175	403,845	532,490
岡山	2,519	157,941	248,904
広島	144	8,870	14,955
山口	932	73,255	69,735
鳥取	197	10,796	3,468
島根	24	2,232	1,720
和歌山	5,063	358,967	292,489
徳島	1,915	131,561	133,433
高知	4,068	323,813	357,856
愛媛	5,148	388,675	461,705
福岡	4,723	440,656	561,727
大分	1,270	118,999	136,970
熊本	858	81,424	62,328
宮崎	494	38,284	56,097
鹿児島	49	3,709	4,168
長崎	176	18,110	41,429
佐賀	277	28,060	92
神奈川	103	5,686	—
台湾	14	700	—
富山	14	1,239	—
香川	3	150	—

注) 1. 明治29年は「神戸又新日報」明治30年2月15日より引用、加工。  
2. 明治31年は「神戸又新日報」明治32年1月28日より引用、加工。

が、29年、30年には三重県が筆頭、ついで京都、大阪の順となり、その他の地域を大きく引き離している。

こうした変化をもたらしたのは参宮鉄道の開通であろう。関西鉄道に接続するかたちで敷設された参宮鉄道の津・宮川間の開業は、明治26年12月である<sup>(16)</sup>。

さて、30年代の「日記」にもとづき茶の出荷について、もう少し具体的にみていくことにしよう。明治30年の出荷量は279箇（櫃）であるが、そのうち横浜へは21箇（7.5%）、東京へは12箇（4.3%）にすぎず、246箇（88.2%）が神戸である。また、32年の総出荷量367箇のうち84.2%が神戸への出荷である。この両年、神戸の出荷先商店として金田組、山本亀太郎、山本支店、鷺尾磯七、園部佳蔵、戸田藤右衛門があげられる。横浜の取引先商店は、明石屋、大谷幸兵衛、また東京は大橋清左衛門

である。彼らはいずれも神戸、横浜の茶売込商である。なお、明治32年における神戸の茶売込商人への販売金額みたのが表-18である。

神戸の茶業者は神戸市茶業組合を組織しており、その組合員数は明治31年4月現在で売込商29人、仲買商75人、小売商36人である<sup>(17)</sup>。表-19には、明治29年と31年の茶売込商の売込高と、これに対する外商の買入高を示している。いずれも山本亀太郎を筆頭として堀内家の

表-18 神戸茶売込商人への販売額（明治32年）

単位：円	
販売先	販売金額
金田組	2,419
戸田藤右衛門	66
山本亀太郎	3,954
山本支店	3,531
鷺尾磯七	1,609
計	11,578

注) 「収入簿」明治29年より作成。

表-19 神戸の製茶売込商と買入外商

明治29年			明治31年		
売込商	商人名	売込高 (斤)	売込商	商人名	売込高 (斤)
	山本亀太郎	2,049,500		山本亀太郎	1,725,700
	森家虎松	1,993,300		川西組	1,047,000
	上林直七	1,572,300		西口清助	986,900
	西口清助	735,050		勝森新助	845,100
	田中正三郎	614,600		園部住蔵	815,800
	園部住蔵	533,500		奥津倉	734,800
	永田平四郎	458,500		山本出張店	640,200
	中條清兵衛	446,400		細見源太郎	595,900
	山本出張店	269,200		片山常次郎	481,100
	細見源太郎	253,300		鷺尾磯七	410,800
	井口安太郎	156,100		上林直七	183,500
	津田藤助	122,800		塚本吉松	86,000
	塚本慶次郎	59,300		立岡太右衛門	65,800
	棒谷豊助	30,000		菱谷喜次郎	51,500
	菱谷喜次郎	9,500		木崎伊之助	39,300
	網谷万吉	4,100		永田平四郎	10,600
	-	-		北岡長吉	9,400
	-	-		米沢嘉吉	9,000
買入内外商	商人名	買入高 (斤)	買入外商	商人名	買入高 (斤)
	九十二番	2,175,250		九十二番	1,751,500
	三十四番	1,790,500		三十四番	1,741,400
	十一番	1,759,200		六十二番	1,431,200
	三十六番	1,470,100		三十六番	1,357,000
	六十二番	1,273,700		十一番	1,139,700
	二十六番	801,400		三番	572,500
	百十七番	642,700		百十七番	385,400
	製茶輸出会社	606,132		三十九番	146,900
	亜米三番	584,500		二十六番	131,700
	武田貞吉	355,885		八番	84,100
	三十九番	244,500		売込高 (斤)	8,741,200
	住友支店	78,278		右代金 (円)	2,255,647
	八番	51,700		直輸出高 (斤)	2,629,723
	入荷高 (斤)	11,710,596		年末市中在荷高 (斤)	70,740
	売込高 (斤)	10,793,950			
	直輸出高 (斤)	1,040,295			
	海外輸出高 (斤)	11,080,518			

注) 1. 明治29年は、「神戸又新日報」明治30年1月19日より引用、加工。

2. 明治31年は、「神戸又新日報」明治32年1月17日より引用、加工。

「日記」「収入簿」等に記載される山本支店、鷺尾磯七、園部佳蔵が顔を出している。外商は 92 番（ヘリヤ商会）、34 番（モリヤン・ハイマン商会）、11 番（メーシ商会）、36 番、62 番（ハント商会）、26 番（ジャーデン・マゼソン商会）、117 番、39 番（タマン商会）、8 番（オット・ライメル商会）、3 番（スミス・ペーカー商会）<sup>(18)</sup> で、上位 5 社が大きな割合を占めている。また、直輸出の割合も無視出来ない。

## 2) 茶の出荷と市況

茶の出荷量は、明治 33 年に一挙に増加する。5 月 23 日「茶荷物、最初より本日迄三百五十八箇出荷ス」。そして 7 月 29 日には「茶荷物出荷モ本日デ終舞也合計千」とある。（但し、5 月 23 日までの出荷量合計 358 箇に、その後の出荷箇数を加えると 1,021 箇となる。）出荷数量の増大は著しい。しかしながら、堀内家の経営収支関係の帳簿は、明治 33 年から 35 年分が欠落しており、この間の茶販売収入金額は不詳である。また、「日記」からも出荷量を知ることが出来ない。その後の 36 年から 39 年については「収支対照帳」「収入仕訳帳」が残されている。

先にみたように明治 33 年は、仲買人に茶買入金を渡して集荷の拡大を図った年である。この年、店員の山口庄助は 5 月 30 日～6 月 3 日、6 月 18 日～29 日、7 月 8 日～19 日、8 月 11 日～23 日と 4 回も神戸に出張している。前年までの「日記」には店員の神戸出張は全くみられない。

その目的は、第 1 に市場情報の収集とその報告である。6 月 20 日「神戸ニテ庄助ヨリ書状達ス」、7 月 10 日「神戸ニ滞在ノ庄助ヨリ書状達ス」、7 月 14 日「茶況ボンヤリト神戸滞在ノ庄助ヨリ書面達ス」、7 月 16 日「茶況大不人気（キハイワルイ出荷スナ）ト神戸滞在ノ山口庄助ヨリ電報達ス」などの記述は、情報収集により神戸市場の動向に対応する様子を如実に示している。第 2 に、茶代金の早期回収を図る集金である。6 月 29 日「庄助神戸ヨリ帰ル仕切受取金一万百六十九円五十六銭」はその成果である。32 年には 8 月 5 日になって山本亀太郎と金田組に仕切金を請求しているが、33 年には店員による直接集金により資金の回転を速めようとしたのである。第 3 に、販売促進活動である。8 月 11 日「庄助茶売却ノ為メ神戸へ出張ス」とこれを直接的に表現しており、この時は 23 日に帰店している。このような神戸茶市場への積極的な介入のなかで、33 年に出荷量の拡大を図ったのである。<sup>(19)</sup>

さて、茶の出荷箇数は 33 年に 1,000 箇を越えたが、翌 34 年には「日記」に記載された出荷箇数を集計すると 367 箇、そして 35 年には 181 箇と激減している。さらに 36 年に 32 箇、37 年に 14 箇、38 年に 5 箇と僅かな出荷にとどまる。

このように茶出荷量が急減に対応する鶴雄と神戸の茶問屋との価格交渉の様子を「日記」は次のように伝えてくれる。34 年には鷺尾に出荷したラ印櫃茶 6 箇について 5 月 24 日に 1 箇当たり 31 円との電報が届いたが、これに対して鶴雄は 32 円 52 銭と値上げを掛け合っている。26 日には、園部に出荷した葵の露山印 6 箇につき 31 円 50 銭と言ってくるが、これも 33 円に値上げを要求している。鶴雄は、神戸における茶価格相場の情報を把握しており、園部申出の価格が相場より 2 円安いとみたからである。また、6 月 11 日には園部からス印春の友 29 円 50 銭と言ってくるが、32 円 50 銭でなければ販売できない、その荷をしばらく駅置きとする様にと伝えている。明治 34 年 4 月 25 日、堀内井上銀行が宮前に開業しており、神戸・横浜市の茶商からの仕切金は、銀行為替手形となっていったようである。

明治 35 年の神戸茶況は、6 月半ばに悪化しはじめ、14 日に園部から相場 2 円安の電報が届く。22 日には笠松へ出荷した露 7 箇について 32 円、園部の雛鶴 8 箇について 28 円とそれぞれ電報が

入ったが、鶴雄は安すぎるので販売を中止すると返電する。24日に店員の庄助は、これまでに送り込んだ茶の販売を促進するために神戸に出張する。翌25日の朝、庄助から「セ、ワルイウレヌヒヨリセヨ」との電報が届く。その後、売り込みと集金の結果、7月2日に茶代金3,000円を堀内井上銀行渡しの小切手で送金し、5日に帰る。なお、この年庄助の神戸出張はこの1回だけである。茶代金の集金は、5月の末から取立方は堀内井上銀行へ依頼して行われるようになる。

茶の価格は7月に入るとさらに下落し、8日に神戸の松崎伊之助から「キハイ三ヤスイ」と電報が届く。そして12日、先に述べたように神戸に出張中であった川俣谷の茶商宮本覚兵衛から茶価格大下落の通報がある。そのため、ただちに茶仲買商達にたいし買入の中止を伝える。この頃の様子を「神戸又新日報」（明治35年7月12日）は次のように報道している。「各商館とも買控へ一昨々日来気配とみに悪く……昨日に入りて尚全体の気配を恢復するに至らざるのみならず、却って益下押の傾向にあり」「到底今日の相場を久しく維持し難く遠からず一下落あるならんと云へり」<sup>(20)</sup>。

先に述べたように「日記」に記載された茶の出荷箇所数は35年に181箇所と激減し、36年32箇所、37年14箇所、38年5箇所と僅かである。ただし、35年の茶販売収入額は史料が欠落しているため不詳であるが、36年は4,793.21円、37年3,679,886円、38年231.7円となっており、出荷箇所数は「日記」の記載よりもかなり多いと思われる。茶業の収入は、36年、37年には32年の半分以下に落ち込み、また茶業部門だけを取り出してみると、両年は赤字となっている。38年は自家茶園の茶生産と出荷だけであり、茶の集荷・加工・販売は行っていない。

#### 4 茶問屋の廃業

堀内家が生産、集出荷した茶は、20年代後半から30年代にかけて北米大陸向けの輸出商品で、価格変動の著しい投機的な市況商品である。茶の産地における集荷、神戸港における外商への売込のいずれにおいても激しい競争がみられ、さらに茶の消費地である北米では支那茶、印度錫蘭茶との国際競争に晒されている。わが国の茶輸出が、この時期に全体として停滞・縮小するなかで、堀内家の茶集出荷の拡大はいわば特異な展開であり、それは商人としての力量を示すものであった。産地において茶を現金・即金で集荷し、神戸港では堀内家の店員が売込問屋から売払代金を即時に回収する。さらに、売払代金の回収は銀行を通じて行われるようになる。こうした商売のスタイルは従来にみられないものであった<sup>(21)</sup>。このような新たな動きは、鶴男が近代的な感覚を備えた商人であったことを示している。

鶴男は、北米の茶消費市場において日本茶がインド・セイロン茶に蚕食されつつある状況と<sup>(22)</sup>、茶輸出の限界を適確に把握していた。先の表-5に示したように、茶業の収支は明治36年、37年と赤字が続き、38年には茶業を廃業する。鶴雄が家業を引き継いでからわずか10年の間に急速な規模拡大を遂げ、その後数年での廃業である。明治35年の神戸茶況暴落のあと、翌36年は茶製場の仕事片づけが6月7日、37年には6月10日と早くに終わっており、38年の「日記」には、堀内家茶園での生産に関する記述はあるが、茶の集荷についての記述は、全くみられない。

この時期、表-20に示したように飯南郡の製茶生産量も大幅に減少している。「当時の模様を各地の古老達から聞いたところによると、茶価の値下りや、労賃高のために製茶は引合わなくなり、茶園の一部は杉山化し（一志、飯南、多気などの山間部）、或いは茶園に桑が入って混植せられ（飯南）、或いは桑が茶に代わったりしたのである。」<sup>(23)</sup> しかし、養蚕の振興も容易ではない。「当地主要ノ産物タル製茶ハ近年甚不振ニシテ、年々作付反別ヲ減少シ代フルニ桑苗ヲ以テ

表一20 飯南郡における製茶生産の推移

年	製茶家数 (戸)	茶園 (町)			製茶生産量 (貫)	価額 (円)
		茶畑	見積反別	計		
明治25年	2,218	286.4	206.2	492.6	61,851	44,221
26	2,443	286.4	206.2	492.6	62,217	61,996
27	2,542	275.6	178.2	453.8	58,973	52,550
29	2,654	277.1	218.3	494.4	58,253	58,210
30	2,629	271.5	216.7	488.2	59,189	64,597
31	2,697	271.4	215.4	486.8	56,842	67,923
32	2,614	255.7	213.9	469.6	58,412	68,635
34	2,386	240.9	201.7	442.6	71,012	83,159
35	2,308	240.5	201.1	441.6	72,375	94,839
36	2,176	248.0	206.9	454.9	68,699	107,065
37	2,241	238.4	195.8	434.1	48,849	66,523
38	2,533	237.5	185.9	423.4	44,178	61,562
39	2,376	228.5	185.1	413.9	51,761	73,703
40	2,493	215.4	182.6	398.0	48,699	75,651

注) 三重県『三重県統計書』各年より作成。

スルノ傾アリ、故ニ当路者ニ於テモ蚕業ノ発達桑園ノ改良ヲ奨励シ、併セテ茶園ノ忽ニスヘカラサルヲ論告スルモ、其改良進歩ヲ見ル能ハズ<sup>(24)</sup> という状況にある。

茶問屋の廃業の結果、先に述べた茶を軸とする米と貸金の経済的な関連構造が崩壊し、30年代後半には堀内家の経営全体のなかで山林経営の比重が高まり、山林経営を通じて地域との関係を深めていくことになる。

#### 注

- (1) 横浜市『横浜市史』第3巻上、横浜市、昭和36年、481～485頁。
- (2) 農務局「製茶集談会日誌」明治17年2月、329頁、明治文献資料刊行会『明治前期産業発達史資料』第9集(2)昭和39年、所収。
- (3) 同上、347～348頁。
- (4) 服部一馬「明治十年代の三重県下における製茶直輸出の歩み」『横浜大学論叢』社会科学系列、第8巻第1号、昭和31年、44頁。
- (5) 同上、57頁。
- (6) 前掲「製茶集談会日誌」81頁。
- (7) 前掲「明治十年代の三重県下における製茶直輸出の歩み」60頁。
- (8) 同上、61頁。
- (9) 「製茶ノ部共進会報告」16～18頁、明治文献資料刊行会『明治前期産業発達史資料』第10集(5)一明治十二年共進会報告(勸農局・商務局)一、昭和41年、所収。
- (10) 農林省『農務顛末』第2巻、農林省、昭和29年、1,319頁。
- (11) 堀内家文書「日記 第一号」明治17年5月。
- (12) 加藤徳三郎『日本茶貿易概観』茶業組合中央会議所、昭和10年、130～131頁。
- (13) 横浜市『横浜市史』第4巻上、昭和40年、243頁。
- (14) 以下、本節の記述は特記しない限り明治29年10月に始まる堀内家の営業「日記」(堀内家文書)に依拠している。

- (15) 宮本は川俣村の茶商で生糸商も兼営している。この他に 31 年 3 月に茶商として井上善兵衛（宮前村）、堀出利三郎（柿野村）、岡本勘兵衛（森村、材木・古物商を兼営）、大西勘三郎（川俣村七日市、材木商を兼営）がいる（前掲、日本全国商工人『日本全国商工人名録 全』）。
- (16) 鉄道省『日本鉄道史』中編、鉄道省、大正 10 年、459 頁。
- (17) 「神戸又新日報」明治 31 年 4 月 22 日、神戸市立図書館所蔵。
- (18) 括弧内の外商名は前掲『日本茶貿易概観』133～134 頁による。
- (19) 明治 33 年の茶商況の活況については、横浜については「近年稀なる好況に終われるものというべし」とある。（「神戸又新日報」明治 33 年 11 月 11 日）この年新聞の欠落が多く神戸に関する記事はないが、同様であろう。
- (20) 「神戸又新日報」明治 35 年 7 月 12 日。
- (21) 「…本年売込問屋の模様を聞くに、産地よりの入荷多きだけに外商と手合高も亦多しと雖も、中には其買附直段と不権衡のもの少なからず、右は全く外商へ売約定をなしたるときより其代金を受取るまでに相当の期日を要する例なるに、産地荷主は是等に掛構へなく頻りに売込問屋へ代金を請求するより、元来薄資の問屋は已を得ず其持荷を安値に投売りして一時の支払ひに充つるが故なり…」（「製茶界雑事」「神戸又新日報」明治 34 年 6 月 18 日）。
- (22) 「神戸又新日報」は次のように伝えている。「昨年春夏の頃なりき、加奈陀に於ける本邦茶が印度錫蘭の製茶に圧倒せらるゝ傾向にありたるを以て、日米の茶業者相謀りて製茶トラストを組織し、以て衰退せる我製茶の販路を復旧拡張せんとの計画ありしが、機熟せず事行違より成立せずして了りたり、加奈陀に於て我製茶が漸次印度錫蘭茶に販路を侵蝕せらるゝとは、昨年迄の如く今年に於ても亦然り」「海外に輸出せし製茶は、昨年より二割内外を減少せるのみなるに、加奈陀に於て約三分二の輸入減少を見るに至れり」「支那茶及印度茶の安値に売捌かれたるも其の重なる原因たらずんば非ず」「我製茶の過去及現在に於ける趨勢既に此の如しとせば生産費を減じ価格を卑くし以て販路の拡張を講ずるは製茶業者に取りて今日の急務なり」（「製茶業の将来」「神戸又新日報」明治 35 年 11 月 23 日）。
- (23) 中野清作・松田延一『伊勢茶の経済的研究』（研究叢書第 40 号）昭和 31 年、農業総合研究所、43 頁。
- (24) 飯南郡川俣村役場『飯南郡川俣村役場事務報告』明治 39 年 12 月、旧飯高町役場所蔵。



## 第2章 山林経営の近代化

### 第1節 立木、抜伐木の見積と販売

鶴雄が家督を相続した明治26年から「山林地所売却帳」の作成が始まっている。これは30年に始まる「杉檜見積帳」と併せて立木など販売関係の基本帳簿である。「売却帳」には、毎年売却された杉檜立木・抜伐木などの山林箇所、販売数量、販売相手、落札販売金額などが記載されている。また、田畑、山林などの土地の売却についても同様である。立木などの販売収入は、山林経営の成果を表しているが、これは山林経営だけではなく堀内家の経営全体に大きく係わるものである。

#### 1 立木、抜伐などの販売収入と山林経営

木材の販売を概観するために、「山林地所売却帳」明治26年と「山林地所売却帳」明治35年から、表-21を作成した。この時期の尾鷲の杉材価格の推移も示してあるが、26年から32年代にかけて価格は2.4倍も上昇している。山林経営の展開を規定する要因である。

木材の販売は、立木、抜伐、丸太、風害・雪害木、その他に分類することができる。立木とは主に目通り2尺廻り以上の伐期に達した杉檜立木を、抜伐は間伐木を示している。

木材の販売額は、明治26年の1,460円から増加し36年の2万6,628円を頂点として大きな増減を示している。立木の販売額は年により振幅が著しく不安定であるが、その一方で抜伐のそれは立木に比べて安定的な動きをみせ、木材販売に占める抜伐の比重は大きい。また、雪害、風害などの自然災害が木材販売に大きな影響を及ぼしている。例えば、明治32年2月16日の大雪は、川俣谷の山林に大きな被害をもたらし、堀内家ではこの年雪害木の処理に追われている。

さて、立木、抜伐などの販売額を先にみえてきた山林経営費と対比すると、表-22のようになる。20年代の末から面積の大きな杉檜の植付が展開し、山林経営費は増大しているが、一見して明らかのように明治36年を除いて抜伐販売額を大きく下回っている。販売額合計に対する山林経営費の割合は、明治37年と38年を除いて30%以下である。残り70%、と言うよりは大部分を山林経営費以外に振り向けているのである。さらに言えば、抜伐に対する割合でも30年代初めまでは50%以下で、抜伐の販売収入だけで十分に山林経営費を賄うことができ、剰余が生まれているの

表-21 立木、抜伐木等販売の推移

年	立木	抜伐	丸太	風害木倒木	雪害木 及抜伐	雪害木	その他	計	単位：円	
									杉価格	檜価格
明治26年	904.500	556.000	-	-	-	-	-	1,460.500	0.255	0.329
27	815.000	1,087.000	-	-	-	-	-	1,902.000	0.291	0.379
28	2,710.000	1,591.000	-	-	-	-	-	4,301.000	0.354	0.445
29	-	4,424.000	-	322.500	-	-	-	4,746.500	0.494	0.554
30	7,270.000	8,561.510	920.471	615.000	-	-	-	17,366.981	0.448	?
31	3,562.500	5,121.050	-	-	-	-	-	8,683.550	0.590	?
32	40.000	-	-	-	5,150.000	4,689.880	-	9,879.880	0.610	?
33	733.500	6,611.400	-	-	-	-	-	7,344.900	?	?
34	16,058.550	6,510.000	4.000	-	-	-	-	22,572.550	?	1.000
35	12,341.000	5,597.230	177.410	25.000	-	-	4.000	18,144.640	?	?
36	23,258.000	3,350.000	-	-	-	-	20.320	26,628.320	0.585	1.044
37	55.000	5,833.409	-	-	-	-	45.345	5,933.754	0.582	1.017
38	169.300	4,050.160	-	45.000	-	-	31.860	4,296.320	0.622	1.063
39	11,855.000	4,354.130	-	-	-	-	108.410	16,317.540	0.638	1.133

注) 1. 「山林地所売却帳」明治26年、「山林地所売却帳」明治35年より作成。

2. 杉・檜価格は尾鷲材の4寸角2間・1本当たりの価格。大川一司・篠原三代平・梅村又次編『長期経済統計8 物価』東洋経済新報社、昭和42年。

3. ?は不明。

表-22 立木、抜伐等販売額と山林経営費

単位：円、%

年	販売額合計(A)	うち抜伐(B)	山林経営費(C)	(C)/(A)*100	(C)/(B)*100
明治26年	1,460,500	556,000	204,647	14.0	36.8
27	1,902,000	1,087,000	332,866	17.5	30.6
28	4,301,000	1,591,000	742,948	17.3	46.7
29	4,746,500	4,424,000	1,138,846	24.0	25.7
30	17,366,981	8,561,510	1,412,396	8.1	16.5
31	8,683,550	5,121,050	1,926,963	22.2	37.6
32	9,879,880	-	2,892,460	29.3	-
33	7,344,900	6,611,400	?	?	?
34	22,572,550	6,510,000	?	?	?
35	18,144,640	5,597,230	3,194,047	17.6	57.1
36	26,628,320	3,350,000	4,466,222	16.8	133.3
37	5,933,754	5,833,409	3,218,976	54.2	55.2
38	4,296,320	4,050,160	2,933,693	68.3	72.4
39	16,317,540	4,354,130	2,970,985	18.2	68.2

注) 1. 表-21、表-46より作成。

2. ?は不明。

が、この時期の特徴である。

抜伐販売収入の剰余は山林経営以外に振り向けられるが、これに加えて年により増減するが抜伐販売収入を大きく上回る立木の販売収入がある。これらが明治20年代半ば以降における米穀問屋業、茶業、貸金業など各業種の急速な事業拡大の原資となり、さらに銀行業の設立と支店の増加にも結びついているのである。

また、言うまでもなく、この時期における規模の大きな山林取得にも、立木、抜伐などの販売収入が原資となっている。販売収入と山林取得金額の推移を比べてみれば、歴然とするのであるが、しかし山林取得の金額は、史的な制約から明治35年からしか正確には分からない<sup>(1)</sup>。「不動産買入帳 第二号」によると、山林の買入額は、明治35年8,601円、36年1万9,569円、37年と38年で2,271円、39年847円となっている。既にみたように35年、36年は山林の取得面積が飛び抜けて大きな年である。

この時期の各種事業の展開、大規模な山林取得そして山林経営にとって立木、抜伐などの販売収入が大きな役割を果たしたとすれば、立木や抜伐の見積調査と販売は、堀内家の経営にとって非常に重要な仕事となる。

## 2 立木の見積と販売

### 1) 立木の調査と価格の見積

堀内家の山林は、川俣谷の村々に散在し、その面積、立木本数は様々で、また杉檜の林齢も様々である。こうした山林を次のような形で管理している。

まず、堀内家が居住する宮前村周辺の旧滝野組の村々の山林は、直轄的に管理している。その一方で、川俣村やより上流の森村や波瀬村については、それぞれ「山林保護人」を配置し管理する形態をとっている。また、宮川流域の領内村大字滝谷の八知山も同様であるが、堀内家の直轄により近い形となっている。ちなみに、この時期の山林保護人は、川俣村では土谷弁吉、波瀬村は北村徳兵衛、森村は岡本勝次郎である。

山林保護人は、管轄地域内の山林について植付や下刈保育、山林保護などに係わる者で、堀内家は彼らにその経費として山林費を渡している。しかし、抜伐木や立木の選定と見積はこれとは事情を異にする。立木、抜伐木のような価値の実現に係わる諸作業は、堀内家の当主と店員達の仕事であり、毎年、見積のために広い範囲にわたって散在する杉檜山を駆けめぐっている。

では、堀内家は立木の材積と価格をどのように見積もっていたのであろうか。立木見積の方法は「杉檜見積帳」によって知ることができる。「杉檜見積帳」は明治30年7月から始まる鶴雄の手控え帳であるが、山林経営の重要な基本帳簿のひとつである。例えば、31年の森犬飼草刈平谷右側奥詰の杉檜についてみると、次のように記述されている。

【史料-2】<sup>(2)</sup>

森犬飼草刈平谷右側奥詰

杉百三十八本	二尺以上	
平均四尺六寸二分三厘三		
一本才数三百八十四才		但長サ十間積
三〇代十一円五十二銭		
合計千五百八十九円七十六銭		

檜二百四十四本	二尺以上	
平均三尺二寸四分四厘		
一本才数百四十三才		但八間積
三五代五円〇〇五厘		
合計千二百二十一円二十二銭		
惣計金二千八百十円九十八銭		

つまり、目通り廻り2尺以上の杉檜について毎木調査（目通り廻り、長さ）を行って、平均目通り廻りと平均長を算出する。これから一本当たり材積を算定し、これに1才当たり単価を乗じて1本当たり立木価格を、さらに本数を乗じて合計価額を求めている。材積の算定は「才」まで求めており、細かい。才=0.012石である。31年から38年にかけて鶴雄が用いた単価は、1才当たり杉が3銭、檜が3銭5厘が基本であり、年によるまた地域による変動は少ない<sup>(3)</sup>。

この森犬飼草刈平の杉檜については、店員庄助の他に1人の見積価格もあわせて記述されており、合計金額はそれぞれ3,100円、2,700円となっている。材積の単価は、鶴雄のそれとは少し違うようである。明治30年代の杉檜見積帳には、鶴雄の見積の後ろに複数の店員の見積金額を記述するのが一般的である。店員達は、立木調査、材積算定だけではなく立木価格の見積まで行っており、堀内家はこれを参考として立木入札の予定価格を算定しているのである。

表-23は杉檜見積帳にもとづいて立木見積の推移を示したものである。木材の販売が急増した34年を例にとると、表-24のように立木の見積箇所は20箇所にもなるが、見積材積の合計は数値の明らかな17箇所の合計で66万3,111才、また鶴男と数人の店員による見積価格の平均は、19箇所の合計で2万4,015円である。20箇所を地域別にみると大字で有間野（粥見村）が1、宮前（宮前村）が1、赤桶（宮前村）が4、栗野（川俣村）が1、田引（川俣村）が3、森（森村）が10となり、広い範囲にわたるが、その半数を森が占めている。

表-23 立木見積の推移

	箇所数	2尺廻り以上本数				2尺廻り未滿本数	見積材積合計(才)	見積平均価格合計(円)
		計	杉	檜	松			
明治31年	1	382	138	244	-	-	87,884	2,877
32	-	-	-	-	-	-	-	-
33	5	263	129	126	8	47	37,032	1,027
34	20	3,477	2,238	1,239	-	203	(663,111)	((24,015))
35	11	3,576	1,997	1,576	3	456	?	22,304
36	8	2,677	2,437	240	-	358	?	13,512
37	-	-	-	-	-	-	-	-
38	2	424	359	65	-	12	126,629	4,197
39	10	?	?	?	?	?	?	13,123

注) 1. 「杉桧見積帳 第一号」明治37年7月、「(杉桧見積帳)」明治38年より作成。

2. 明治34年の見積材積( )は17箇所の数値、見積平均価格(( ))は19箇所の数値。

3. ?は不明。

表-24 明治34年の立木見積

大字	場所	樹種	本数	頭木尺廻(尺)	平均尺廻(尺)	1本当才数(才)	高(間)	才数合計	2尺以下(本)	見積廻内(円)	見積正(円)	見積大(円)	見積小(円)	見積り(円)	平均見積額							
森	1号 犬飼寺の奥	杉	10	4.1	2.75	84.2	4	842.0	23	}	}	}	}	}	}							
		桧	25	3.5	2.32	53.2	4	1,330.0														
	犬飼鎌倉コトツクリ	杉	2	3.6	2.62	76.0	5	1,824.0	6							140.50	136	128.90			135.13	
		桧	22																			
	2号 小久谷谷	杉	9	5.6	4.24	387.0	7	3,483.0	1							1,002.00	670	850.50			840.83	
		桧	43	4.1	3.02	142.0	6	6,106.0														
	奥谷ヨキ谷口	杉	92	6.2	3.61	356.0	8	32,752.0	2							1,563.84	1,350	1,100.00			1337.95	
		杉	144	7.3	4.16	362.0	11	52,128.0														
	3号 奥谷辰森谷	杉	64	6.2	3.42	223.0	8	14,272.0	1							621.00	425	546.81			530.94	
		桧	7	4.8	3.61	256.0	8	1,792.0														
	4号 奥谷白倉	杉	32	5.5	3.09	127.0	8	4,064.0	14							710.00	1,050	658.90			806.30	
		桧	1	4.0																		
	5号 塩ヶ瀬冬見久二郎木場	杉	150	7.0	3.12	155.0	9		}							}	}	}	}	}	}	}
		桧	1	3.7																		
6号 宇藤木皿谷家ノ奥	杉	268	7.1	3.82				}	}	}	}	}	}	}	}							
	桧	6	4.2	3.45																		
草刈平	杉	785	8.1	3.67	261.0		204,885.0	}	}	}	}	}	}	}	}							
	杉	520	6.7	3.20	180.0		93,600.0															
有間野	滝谷	杉	47	7.1	4.21	395.0	10	18,565.0	}	}	}	}	}	}	}							
	杉	28	5.0	3.62	207.0	8	5,796.0															
砂橋	たい原口道ノ上	杉	32	7.5	3.38	221.0	8	7,072.0	}	}	}	}	}	}	}	}						
		桧	92	5.2	3.12	172.5	7	15,870.0														
	中津又小瀬ノ谷口	杉	64	5.8	3.38				}	}	}	}	}	}	}							
		桧	146	4.7	2.81																	
	杉又ふいやけ小場ノ向	杉	116	6.0	3.20	175.0	8	20,300.0	}	}	}	}	}	}	}							
		杉	66	4.3	3.24	178.8	7	11,800.8														
	馬いかず	杉	46	5.1	2.93				}	}	}	}	}	}	}							
桧		7	4.1	3.45																		
宮前	西谷字まぐろ	杉	63	9.1	4.53	487.7	10	30,725.1	}	}	}	}	}	}	}							
	杉	187	5.5	3.53	226.4	8	42,336.8															
田引	日ノ谷	杉	120	6.9	3.64	256.0	8	30,715.0	}	}	}	}	}	}	}							
		桧	59	3.8	2.70	119.0	6	7,000.0														
	大タイ敷谷	杉	166	5.8	3.24	200.0	9	33,200.0	}	}	}	}	}	}	}							
		杉	28	5.7	3.53	223.0	7	6,224.0														
岩井谷切りぶせ	杉	26	3.5	2.71	116.8	6	3,019.0	}	}	}	}	}	}	}								
	桧	26	3.5	2.71	116.8	6	3,019.0															
粟野	毛原奥シデノ	杉	14	4.8	3.31	171.6	8	2,402.0	}	}	}	}	}	}	}							
		桧	31	5.5	3.60	223.0	8	6,913.0														
	間所	杉	33	4.7	2.90	124.1	7	4,095.0	16	374.00	310	415.40	317	354.10								

注) 1. 「杉桧見積帳 第一号」明治30年7月、「(杉桧見積帳)」明治38年より作成。

2. 見積の「正」「大」「宗」「り」は店員名略記号。

目通り廻り2尺以上の杉檜本数は、合計で3,552本であるが、1箇所が1,305本であるのを除いて本数規模は小さく、50本未滿が3箇所、50~100本が7箇所、100~200本が6箇所、200~300本が3箇所となっている。平均目通り廻りは箇所毎に杉檜別に記載されているが、込みにしてみると、最小が2.32尺、最大が4.53尺であり、また3尺未滿の箇所数割合が23%、3~4尺が66%、4尺以上が11%となっている。つまり、立木見積箇所は、広い範囲に分散し、かつ1箇所当たりの杉檜本数は小規模なこと、林分の平均目通り廻りは3尺を超えるものが多いという特徴をもっている。

ちなみに、森村の「山林控帳」(文政11年)「山林見改帳」(天保14年)のうちから<sup>(4)</sup>、明治

34年に杉檜立木を売却したと追加記載のある箇所数は13を数えることができる。このうち4箇所に「外1ヶ所合併」、2箇所に「外2ヶ所」と記載があり、これはまとめて売却したことを示している。これら13箇所の取得年をみると、一番古い山が文化10年(1813)、新しい山で慶応2年(1866)となっており、また文政期(1818～1830)の山が5箇所を数える。これらの杉檜立木は、林齢70年を超えており、本数は少ないものの高齢級の立木が販売の対象となっているのである。

## 2) 立木の販売

杉檜の立木は取札(入札)で売却される。明治34年を例にとると、3月から4月にかけて3回の取札が行われ、まず3月6日に田引山日ノ谷・数谷・切ぶせ3箇所、翌7日に赤桶たい原口・同所冬焼馬いかず・宮前まぐろの3箇所について取札が行われ、ついで4月5日に森村に所在する山林10箇所を取札にかけている。杉檜立木の取札、売却は、お茶の作業と商業活動が始まる前の3～4月に行われている。

森村山林の立木販売を例として、その経過をみると次のようである。まず、店員の庄助、惣吉、鎌倉の3人が3月8日から13日にかけて森村に出張し、杉檜別に立木の目通り尺廻り、高さ、材積の調査を実施する。場所は、犬飼寺の奥、犬飼鍋倉コトツクリ、小久谷峪、奥谷ヨキ谷口、奥谷灰床谷、奥谷白倉、奥谷太郎兵衛尾、塩ヶ瀬冬見久二郎木場、宇藤木皿谷家ノ奥、草刈平の10箇所である。森村からの帰店後、3月15日には比較的立木本数の少ない9箇所の山について、また3月23日には立木本数の多い山1箇所について、それぞれ地元の木材商達に4月5日に取札を実施する旨の案内状を送付する。当日に来店した木材商は16人で、取札の結果、北村徳兵衛、岡本勝次郎、大西勘三郎、今原惣太郎、石上徳次郎、磯田金蔵へ売却している。立木の購入者は、売買契約時に手付金を支払い、残金は数度に分けて納入している。

すでに述べたように、北村徳兵衛と岡本勝次郎は堀内家の「山林保護人」であり、とくに岡本は森村全域の山林保護人である。彼らは、同時に木材商人でもあるが、堀内家の山林立木を優先的に取得する権利はなく、他の商人と同じように取札に参加し立木を購入している。

ところで、近世において堀内家が購入した杉檜山の多くは年季売買によるものである。したがって、30年代における杉檜立木の売却の多くは年季山のそれであったと思われる。ちなみに、先に見たように森村の「山林控帳」「山林見改帳」から、明治34年に杉檜立木を売却したと追加記載のある箇所数は13を数える。このうち、年季売買のものは80年賦が7箇所、立木一代が1箇所、永代買が1箇所そして年季不明が4箇所である。明確に永代買の山はわずかに1箇所にすぎない。

年季山の杉檜立木が売却されると、伐採跡地の返却が問題となる。既報で明らかにしたように、この地域においては山林原野の地租改正実施期に、近世以来の年季山の地券交付が問題となった。その結果、年季山立木所持者に地券を交付し、年季明けが到来し立木を伐採した後に地券を書き換えるというかたちで処理することにしている<sup>(5)</sup>。こうした地域内の約束は、地券制度の廃止と土地台帳制への移行や登記制度の創設といった土地所有をめぐる制度が大きく変化していく中で、基本的に守られ履行されている。堀内家の「日記」明治37年7月9日の次の記述はそれを示している。「田引、栗野、森、加波山林年明き地取調、夫々書換之手続をする様、各山世話人へ向け通牒致候事」<sup>(6)</sup>。

### 3 抜伐木の見積と販売

明治30年代の抜伐木見積の全体的な推移を表-25に示してある。見積の箇所数は、多い年で72、少ない年で39であるが、50箇所代の年が多い。抜伐木の本数は、1万本代を上限として年によってこれを下回るが、抜伐木の林齢は箇所によって様々であり、径級大小込みの本数である。抜伐木の場合、先にみた立木販売のように材積から価格を見積もることはなく、箇所別に本数に単価を掛けているようである。当然のことながら、抜伐木の林齢は場所により異なり、林齢が増し径級が大きくなると単価も高くなる。抜伐木も価格見積は複数の店員が行い、その平均見積額は4~5,000円代の年が多い。

先にみた立木の見積とくらべて抜伐木の見積箇所数は格段に多い。これは面積規模の小さな杉檜山、それも保育途上のものが多いことを反映している。この抜伐箇所数を村別に示すと表-26のようになる。所有する杉檜山は、近世以来、櫛田川の上流とくに森村や波瀬村に偏在するため、そこでの抜伐が多いのは当然のことであるが、年によって粥見、宮前、川俣村での抜伐が加わっている。

「日記」から幾つか事例的にみていくこととしよう。まず、明治30年3月24日早朝から店員

表-25 抜伐木見積の推移

	箇所数	本数	玉数	平均見積額 (円)	1箇所当たり 平均本数
明治30年	48	10,026	0	3,823	208.9
31	53	10,892	0	4,176	205.5
32	143	?	?	10,359	?
33	56	8,101	4,090	4,718	144.7
34	52	10,156	0	5,083	195.3
35	72	11,368	0	(4,473)	102.3
36	39	6,024	0	6,388	154.5
37	54	(10,258)	(807)	5,739	190.0
38	51	6,564	0	4,874	128.7
39	60	5,484	16	3,803	91.4

- 注) 1. 「杉桧見積帳 第一号」明治30年7月、「(杉桧見積帳)」明治38年より作成。  
 2. 明治32年は、雪害木及抜伐木の数値。  
 3. 明治35年の( )書は、うち69箇所の数値。  
 4. 明治37年の( )書は、うち51箇所の数値。  
 5. ?は不明。

表-26 村別の抜伐見積箇所数

	粥見村	宮前村	川俣村	波瀬村	森村	計
明治30年	0	0	7	11	30	48
31	1	1	6	5	37	53
32	11	7	31	26	68	143
33	4	2	0	12	38	56
34	0	0	0	15	37	52
35	2	6	0	12	52	72
36	0	0	10	9	20	39
37	4	0	28	3	19	54
38	0	0	1	24	26	51
39	0	0	0	6	54	60

- 注) 1. 「杉桧見積帳 第一号」明治30年7月、「(杉桧見積帳)」明治38年より作成。  
 2. 明治32年は、雪害木及抜伐の箇所数。

の幸吉と林助は、「栃川（アンノオク）山林」と「有間野（水谷）山林」の抜伐木「印入」に出かける。これら2つの山林の抜伐は、4月19日に堀内又三郎に行わせることとする。又三郎は、堀内家山林の杉檜苗の植付や下刈などで賃稼ぎをしている。抜伐本数は有間野宇水谷が105本、同所アンノ奥が80本である。これらは、7月10日に入札に掛けられ大西安松が108円51銭で落札している。又三郎も入札に参加しているが、落札はできない。この他に、30年には5月1日には店員林助が、大西常造、柳瀬要二郎と一緒に「田引三丈」（現通称、三条）の山林へ抜伐印入れにでかけている。

川俣谷に隣接する宮川流域の滝谷八知山では、34年4月に抜伐が行われている。店員林助は3月30日から4月4日まで抜伐印入れのため出張し、その結果をもとに同月4日堀内又三郎に抜伐木本数2,500本を伐り賃平均3銭5厘で請け負わせることにする。同月29日に又三郎は滝谷山林の抜伐が終了した旨の報告に来る。茶の繁忙期のすぎた頃、7月24日に店員庄助と惣吉は、「抜伐切付木見分」のため出張し27日に帰る。この見分は抜伐木本数の調査と価格見積を内容としている。同27日に八知山の世話人天野鶴吉に「取札払報告書」を郵送し、木材商人達への入札開催通知を依頼する。8月15日には予定どおり天野宅で入札を実施し、これには店員庄助が出張する。

このように抜伐は、選木から伐採まで店員の指示のもとに行われ、伐採木は入札にかけて販売している。この点は、伐採箇所・数量ともに多い森や波瀬についても同様である。森・波瀬においても34年の抜伐は春に実施されており、9月に入ると店員の庄助と惣吉は14日から22日にかけて抜伐木調査のため出張する。「日記」には9月14日「森波瀬山林来春抜伐々付見分之為メ早朝より庄助惣吉出張」、9月22日「抜伐切付木見分ニ出張ノ庄助惣吉帰ル」とあり、抜伐木調査に9日間を要している。28日に入札が実施され、当日入札に参加した木材商人は23人を数えている。

さて、入札された抜伐木は表-27にみるように、5つの物件に分けられ、このうち第1号から4号までは森村、第5号は波瀬村のものである。第1号は塩ヶ瀬の山林を中心に13箇所、第2号は宇藤木の9箇所、第3号は猿山の5箇所にその他4箇所を合併、第4号は青田の6箇所、第5号は波瀬村桑原を主として15箇所で、合計すると52箇所の山林で抜伐を実施している。また、同表からは抜伐の箇所別本数、平均見積額、1本当たり金額を知ることができるが、当然のことながら場所により多様な林齢と木数の抜伐が行われていたことがわかる。これらをひとつの物件に取り纏め、抜伐木の大小を込みにして入札にかけている。

入札の結果、第1号は780円で今原惣太郎に、第2号は1,325円で中北宗市に、第3号は515円で岡本勝次郎に、第4号は1,575円で橋本由兵衛に、第5号は1,350円で磯田金蔵にそれぞれ売却している。この年は不落の物件はなかったが、年によっては入札後しばらく後に相対で販売する場合もみられる。なお、落札者のうち岡本勝次郎は、堀内家が旧森郷に所有する山林の山林保護人でもある。山林保護人は、堀内家の商店経営と様々なかたちで係わりをもち、また木材商人としての性格も備えているが、堀内家の木材を優先的に取得できるわけではない。この点は立木取札の場合と同様である。

#### 4 川下と流域下流部の木材問屋、挽材工場

立木は伐採の後、秋から春にかけて櫛田川を川下（流送）される。漕代村の法田までは、木材業者それぞれの手による川下であり、木材の大部分はここで取引される。法田から河口の黒部までの輸送は鈴木万吉、村林文助という2人の荷受問屋が専門的に担当している。櫛田川を流下す

表-27 明治34年の抜伐

入札物件番号	大字名 又は字名	場所	木数 (本)	平均見積金額 (円)	1本当たり金額 (円)	
第1号	奥谷	孫兵衛谷西平高	36	13.5	0.38	
		甚九郎がけ	30	26.0	0.87	
	薄木谷 塩ヶ瀬	入口西平	122	142.5	1.17	
		冬見カヅリ	71	61.0	0.86	
		藤蔵がらし	113	131.0	1.16	
		林蔵家の上	34	22.5	0.66	
		かげ畑分上	70	4.0	0.06	
		カラ谷春林	135	93.5	0.69	
		大平	85	35.3	0.42	
		阪谷奥	100	45.3	0.45	
		古小屋	50	61.0	1.22	
		向五郎	135	145.0	1.07	
		魚止滝の両側	53	28.8	0.54	
計	1,290	809.4	0.63			
第2号	宇藤木	三五山林	670	478.5	0.71	
		浅掛湯出の上	185	70.5	0.38	
		同所川向	150	108.5	0.72	
		皿谷カケの上	34	17.5	0.51	
		上込向鍋割	23	8.3	0.36	
		桶サコ元仁助山	128	148.5	1.16	
		加波久保山	618	488.5	0.79	
		向津出川端	127	153.5	1.21	
		大谷分山	464	26.5	0.06	
		計	2,399	1,500.3	0.63	
		第3号	猿山	黒ヶ瀬奥谷	215	151.5
大栃中山	425			188.5	0.44	
大久保小倉山	1,109			33.0	0.03	
同所森内山	55			31.5	0.57	
同所入道ケヅカ森	101			59.5	0.59	
計	1,905			464.0	0.24	
第3号合併	猿山 青田 森	庄兵衛かり	151	107.5	0.71	
		宮ノ向	91	40.5	0.45	
		福泉寺奥	159	5.0	0.03	
		馬木場下	50	30.0	0.60	
計	451	183.0	0.41			
第4号	青田	なめら谷	1,166	619.5	0.53	
		下田奥	93	81.5	0.88	
		下田向	278	247.5	0.89	
		元地ノ上	326	239.0	0.73	
		本地ノ向井	21	9.5	0.45	
		青田入口向	33	32.5	0.98	
		計	1,917	1,229.5	0.64	
		第5号	桑原	天王谷	127	152.5
風呂ノ谷村山	136			61.5	0.45	
井ノ谷林兵衛山	29			32.5	1.12	
南山	127			120.5	0.95	
白神山	150			13.3	0.09	
ウルシ谷平谷山	40			2.0	0.05	
月出水コグ小倉山	350			37.0	0.11	
鈴又平谷山	100			7.5	0.08	
加波関谷広川山	256			305.0	1.19	
脇ノ小林山福井山	260			11.0	0.04	
ミワ小南山	89			42.5	0.48	
同所地藏前	180			6.5	0.04	
スゲノ谷福井山	50			2.5	0.05	
トクシウ喜平山福井山	200			131.5	0.66	
乙栗子	ゴレ			100	9.5	0.10
計	2,194			935.3	0.43	

注) 「杉見積帳 第一号」明治30年7月より作成。



る木材の大部分は法田（現松阪市法田町）で取引され、これを扱う原木問屋として法田の黒部竹次郎、河口に位置する黒部の松林喜兵衛などがある<sup>(7)</sup>。

ところで、数は少ないが堀内家が木材の伐採、搬出、川下までを直営で実施している事例が見られる。①明治30年、川俣村大字宮本日ノ谷の杉檜尺 $\approx$ 391本6分9厘を920.471円で法田の⑥に売っている。この例では伐採経費39.54円、搬出経費120.5円、川下諸入費90円と、伐採から川下までの諸経費を差し引き立木代金を算出している<sup>(8)</sup>。また「日記」には同年2月22日に山口庄助が岡本勝次郎とともに宮本日ノ谷の材木を「寸間」するため法田に行くことあり、法田の網場で川下げした木材の検尺を行っている。検尺の後に⑥に売却したのであろう。②粥見村大字有間野で生産した材木42床を松林喜兵衛に売却し、代金177.41円を明治35年12月に受け取っている。③明治39年1月、抜伐丸太6床半を小津芳蔵に36.63円で売っている<sup>(9)</sup>。直営生産の意図があったのか否かは明らかではないが、天保年間にも直営で川下げを行っており<sup>(10)</sup>、断続的に流送していたようである。

こうした、流域下流部の木材問屋と産地の木材業者との間には、立木買付けなどのため資金供給の関係が見られるのが一般的である。松阪町の小津芳蔵と堀内家から立木や抜伐木を購入する木材業者との間には、表-28にみるようにそうした関係が鮮明に表れている。小津は明治31年11月に飯南郡港町に挽材工場を開設した業者であるが<sup>(11)</sup>、大雪害のあった明治32年10月に雪折木購入のために来店し、5,150円で売買契約を結んでいる<sup>(12)</sup>。

表-28 小津芳蔵（小津挽材工場）と山元の木材商人

年	月	日	内容
明治32	10	26	森山中の雪折木売買の義に付小津芳蔵、井上猪三郎、大西安松同道にて来店相成候事
明治32	10	27	小津芳蔵、井上猪三郎、両氏来店し森雪折木金5,150円にて売却の約相結び候事
明治32	10	29	一昨日を以て売却致候森山林雪折木売渡代金手付金500円也井上、小津より受取候事
明治33	2	11	小津芳蔵より板代仕切金、松坂銀行柿野支店手形にて送付相成候事
明治33	10	4	小津芳蔵より森内安蔵の抜伐手付金210円、岡本勝次郎の山林代500円合計710円、松阪銀行本人当座口へ振込の旨申来、記帳致候事
明治33	11	26	北村徳兵衛抜伐代金及森内安蔵抜伐代金合計1,389円78銭、小津芳蔵氏より松阪銀行振込し候旨通知状着す
明治34	7	25	小津芳三氏来り、奄米代450円、岡本山林代300円、北村山林代350円、磯田同代437円、中山米代18円94銭、合計1,555円94銭受取候事
明治34	12	1	岡本勝次郎来り、抜伐木材代残金240円受取、山林費の内100円相渡候事、尚同人より磯田金蔵分抜伐代の内405円小津振替の約束手形にて受入候事
明治35	1	30	松阪町小津芳蔵より磯田金蔵抜伐代の残額支店当座口へ入金のお知らせありたり

注) 「日記」より作成。

## 注

- (1) 残された資料で山林取得金額を知ることができるのは、堀内家文書「不動産買入帳第二号」明治35年からである。今後、基礎史料として用いる堀内家文書の各村「山林控帳」山林見改帳」には山林取得金額を記載しない箇所が数多くみられる。
- (2) 堀内家文書「杉檜見積帳」明治30年7月。
- (3) 尾鷲地方の立木材積評価法については明治36年の第5回内国勸業博覧会に出品された土井八郎兵衛『尾鷲地方森林施業法』に詳しく紹介されている。『同』写は旧大阪営林局に所蔵されている。土井八郎兵衛『紀州尾鷲地方森林施業法』尾鷲町農会、明治38年。
- (4) 文政11年の「森郷家野村柏野村山林控帳」「森郷久谷村塩瀬村山林控帳」「森郷深野村犬飼村山林控帳」「森郷大俣村山林控帳」「蓮子村山林控帳」「青田村猿山村山林控帳」「波瀬

- 郷村々山林控帳」「川俣七日市組山林控帳」および天保14年の「森郷宇藤木村山林見改帳」「森郷塩ヶ瀬村山林見改帳」「深野柏野久谷山林見改帳」「青田猿山蓮子村山林見改帳」「犬飼村山林見改帳」「家野村山林見改帳」「波瀬郷村々山林見改帳」、いずれも堀内家文書。
- (5) 前掲「山林の年季売買と地券」『筑波大学農林社会経済研究』第21号、平成16年。
- (6) 堀内家文書「日記 第九号」明治37年7月9日。
- (7) 笠原六郎『松阪地区木材業の歩み』昭和54年、25頁。なお、櫛田川流域の木材業者は、先に茶商として名前を挙げた岡本勘兵衛、大西勘三郎の他に、31年3月に今原総太郎（森村、木綿荒物商兼営）、小倉増吉（森村、荒物・酒・米・木綿商兼営）、吉岡伊太郎（波瀬村、茶・穀物・荒物商）、田中彦右衛門（波瀬村）、竹内佐右衛門（柿野村）、野呂吉兵衛（柿野村、糸商兼営）がいる。（前掲『日本全国商工人名録 全』）
- (8) 堀内家文書「山林地所売却帳」明治26年。
- (9) ②③は堀内家文書「山林地所売却帳」明治35年。
- (10) 前掲『森林経営の社会史的研究』168～170頁。
- (11) 「飯南郡港村大字大口にあり、松坂町小津芳蔵氏の所有にして開業は実に明治三十一年十一月二十三日なり、現在の原動機はコルニツシユ型汽罐を用い、堅鋸挽材機械九丸鋸挽材機械等を据へ、県下櫛田川雲出川より流下せる杉檜松樅梅の各種の材料を挽材となす、其の販路は多く京阪地方を主とし、広島愛知是れに続き、清国大連にも輸送せり、平素多数の原料木材を貯蔵し、其注文に応じて快速に製材を供給すといふ」第九回関西府県連合共進会三重県協賛会『三重県事業史』三重県協賛会、明治40年8月、105～106頁。
- (12) 堀内家文書「日記」明治32年10月26日、27日。

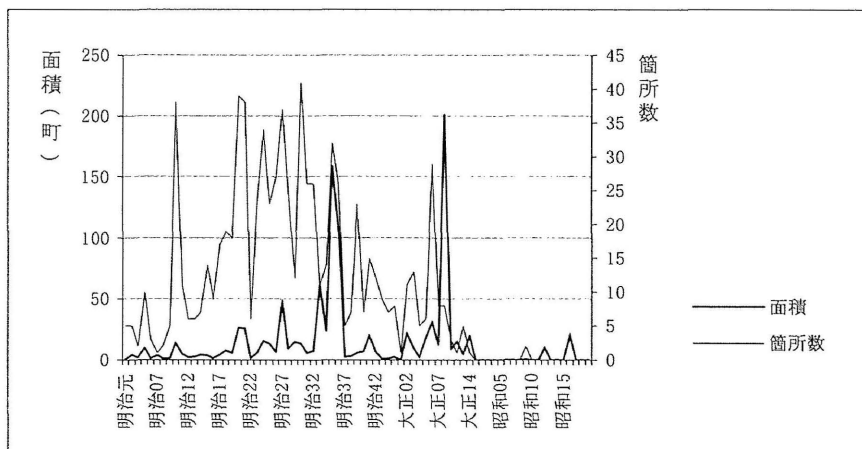
## 第2節 山林の取得と調査

### 1 山林取得の動向概観

堀内家は、宝暦13年（1763）以来の村別「山林控帳」「山林見改帳」を山林経営の基本台帳とし、近代に入ってもこれを利用している<sup>(1)</sup>。明治初年における山林原野の地租改正によって、全ての山林原野の箇所毎に新たな小字・番地、面積、地価が決められ、山林地券が付与される。堀内家はこれにもとづき明治17年に「山林地券録」を作成し、あわせてこれらの項目を「山林控帳」「山林見改帳」にそれぞれ転記している。その後、明治19年に粟野村と田引村の「山林見改帳」、22年に「七日市村宮本村富永村山林見改帳」「青田猿山蓮子村山林見改帳」、24年に「粥見以東并二他郡 多気郡山林見改帳」「青田猿山小切畑滝野相仁柿山林控」が作成され、地域的には部分的な山林見改めが行われる。そして、これら「山林控帳」「山林見改帳」の全面的な見改めは、明治38年のことであり、この年に「山林台帳」が作成されている。しかし、その後も「山林控帳」「山林見改帳」には、新たに取得した山林箇所に関する基本情報が追記されつづけ、それは昭和期にまで及んでいる。これらの記載を集計し、山林取得の推移を箇所数と面積で示したのが図-2である。

山林取得の動向は、近代の経営展開と土地制度などの変化に即して4つの時期に区分することができる。まず、第1期は明治元年から15年までである。堀内利右衛門が近世に引き続いて経営した時期であるが、この期には、近世以来の山林年季売買が継続する一方で、山林原野の地租改正が実施される。第2期は明治16年から24年までの時期である。山林の取得に関わる大きな制

図-2 山林取得の推移



注)下記の堀内家文書を用いて作成した。

堀内利右衛門「宮前作滝野々口下滝野山林控帳」「赤桶田引山林控帳」「有間野山林控帳」宝暦13年、「粟野村山林見改帳」「谷野村上栃谷村富永村山林見改帳」「赤池作滝野々口山林見改帳」「田引村山林見改帳」「滝野村山林見改帳」「木地小屋村山林見改帳」「有間野山林見改帳」文政9年、「森郷家野村柏野村山林控帳」「森郷久谷村塩瀬村山林控帳」「森郷深野村犬飼村山林控帳」「森郷大俣村山林控帳」「蓮子村山林控帳」「青田村猿山村山林控帳」「波瀬郷村々山林控帳」「川俣七日市組山林控帳」文政11年、

「森郷宇藤木村山林見改帳」「森郷塩ヶ瀬村山林見改帳」「深野柏野久谷山林見改帳」「青田猿山蓮子村山林見改帳」「犬飼村山林見改帳」「家野村山林見改帳」「波瀬郷村々山林見改帳」天保14年、「青田猿山蓮子村山林見改帳」明治22年、「山林見改帳 青田、猿山、蓮」明治38年、「狛見以東并二他郡、多気郡山林見改帳」明治24年。

面積は台帳面積であるが、実地反別を記載している箇所についてはこれを採用した。

面積不明の箇所が29箇所ある。

度的な変化がみられ、堀内家の山林年季売買が基本的に終わる。松方正義のデフレ政策が展開する時期で、また22年の市制町村制の施行にともなう町村合併で、旧村所有の共有林は旧村持山と数人共有の山に分解していく。

第3期は、25年から39年までである。堀内鶴男が経営を引き継ぎ、急速な拡大をみると同時に、34年に合名会社堀内井上銀行を開業、38年に茶問屋を廃業と経営の再編成が行われる。山林取得の最も活発な時期であり、杉檜の抜伐、立木販売と植付も盛んになる。土地制度においても重要な変化がみられ、明治民法の制定後、第3章で詳しくみるように、この流域では山林の年季付きの地上権売買が行われるようになる。新たな年季売買の登場である。堀内家は、大量の山林取得に続いて山林の調査を行い、山林台帳を作成する。

第4期は、明治40年から大正末年までで、この時期は山林が経営の中心のひとつとなる。40年に経営諸帳簿が刷新され、複式簿記による経営に移行する。また、農地、山林、宅地を含む土地台帳が作成されている。その後、第1次大戦後の不況期には、再び経営の大きな再編成が行われる。大正12年に堀内井上銀行が松阪銀行に合併され、大正末年に米穀商を廃業し、その一方で14年には新たに合名会社叶林業を設立する。公有林野の整理統一事業により、森村では明治43年に旧村森、猿山、蓮、青田の入会共有林が村に無償譲与される。大規模な村有林が形成されるが、その多くは地上権設定による貸付地となり、地上権の売買というかたちでの山林売買が多くなる。

第5期は、山林取得が終息する昭和戦前期である。

ここでは、第1期、2期、3期の特徴についてみていく。

## 2 山林原野の地租改正と山林取得

### 1) 地租改正と地券

山林原野の地租改正において問題となったのは、まず第1に年季売買の山林の場合、誰を所有者として地券を交付するのかわかる。この点については既報において明らかにした通り、年季売買山林の購入者に交付される。明治10年に小倉吉右衛門から購入した森村塩ヶ瀬字五郎尾の杉山11箇所について、売買約定書に次のような副証が添えられている「永代売ハ勿論立木一代年限定之山林共地券状可相渡之筈、未タ御下ケ無之ニ付、追々貴殿名前之地券状請求可相渡事」<sup>(2)</sup>。年季売買山林の買主に地券が交付されていたことについては、既に栗野村の事例から明らかにしているが<sup>(3)</sup>、森村においても同様である。この副証で注目されるのは、明治10年の時点で年季売買山林の土地所有者を買主と認識している点にある。近世以来、年季売買されていたのは立木ではなく、また年季付きの借地でもない。「土地と立木」である。

第2に、地券状に記載される山林の反別つまり面積である。これは地価と地租の算定の基礎となる重要な数値であるが、しかし極めて不正確なのが実態である。地券の交付後には、地券に記載された面積で山林が売買されることになるが、不正確で現実と異なる面積を前提として、山林の売買が行われる。これでは地券の所有者は、所有山林を明示することができない。そのため、売買証文に従来のように東西南北の境界を記載するだけでなく、境界図を作成して、証文に添付するようになる。先に示した明治10年に小倉吉右衛門からの購入山林には「字番号反別之義、今般地租改正ニ付明治九年取調候字等ヲ記載候事、尤反別調方疎漏ニ付、右反別ニ不関境界図之通り御支配被下候事」<sup>(4)</sup>と副証が添えられている。この境界図には谷、川、山道などの地形と隣接地の所有者、土地の種類（野山、植林地など）が書き込まれている。これ以降、所有地を確定するために境界図の添付が一般化する。

### 2) 年季売買山林の取得

この期に堀内家が取得した山林は、箇所数で115、面積で55.76町歩である。面積は不正確であるが傾向と特徴を知るためには、これを用いるしかない。山林取得を永代売買、年季売買別にみると、表-29のように箇所数で56%、面積で76%が年季売買によるものである。年季売買の年限は、45年から100年、立木一代と様々であるが、年限を明記したものはむしろ少ない。立木一代が40箇所63%、面積で33.28町歩79%と大きな割合を占めている。

取得した山林を種類別に見ると、地券面積で杉が37%、檜が2%、杉檜が59%と、杉檜に集中し、雑木その他（荒畑、山地）はほんの僅かにすぎない。他人が植付けて育成途上にある杉檜林を取得する形態に特化している。

取得山林の面積規模を見ると、表-30に示したように地券面積で3~5町規模が最大のものとなっており、1~5反を中心として5反未満が56%と過半を占めている。村別には、山林取得が櫛田川流域内に限られており、最上流部の森村において比較的規模の大きな山林取得が多く見られる。

地域別には森村の箇所数、面積がともに大きい。これは流域のなかでは杉檜の育成に最も適した土壌条件を備えた地域であるからであり、近世以来、堀内家の山林取得の多い地域である。また、森村は明治8年に深野・犬飼・家野・柏野・久谷・大俣・塩ヶ瀬村の7ヶ村が合併して成立

表-29 永代、年季別山林取得箇所数と面積（第1期）

単位：箇所、町

村	箇所数			面積		
	永代	年季	計	永代	年季	計
粥見	4	6	10	1.48	2.07	3.55
宮前	10	8	18	1.22	2.81	4.03
川俣	7	5	12	1.73	5.69	7.42
波瀬	12	13	25	0.40	4.50	4.90
森	18	32	50	8.62	27.24	35.86
計	51	64	115	13.45	42.31	55.76

注) 下記の堀内家文書を用いて作成した。

堀内利右衛門「宮前作滝野々口下滝野山林控帳」「赤桶田引山林控帳」「有間野山林控帳」宝曆13年、「粟野村山林見改帳」「谷野村上栃谷村富永村山林見改帳」「赤池作滝野々口山林見改帳」「田引村山林見改帳」「滝野村山林見改帳」「木地小屋村山林見改帳」「有間野山林見改帳」文政9年、  
 「森郷家野村柏野村山林控帳」「森郷久谷村塩瀬村山林控帳」「森郷深野村犬飼村山林控帳」「森郷大俣村山林控帳」「蓮子村山林控帳」「青田村猿山村山林控帳」「波瀬郷村々山林控帳」「川俣七日市組山林控帳」文政11年、  
 「森郷宇藤木村山林見改帳」「森郷塩ヶ瀬村山林見改帳」「深野柏野久谷山林見改帳」「青田猿山蓮子村山林見改帳」「犬飼村山林見改帳」「家野村山林見改帳」「波瀬郷村々山林見改帳」天保14年、  
 「青田猿山蓮子村山林見改帳」明治22年、「山林見改帳 青田、猿山、蓮」明治38年、「粥見以東并二他郡、多気郡山林見改帳」明治24年。

面積は台帳面積であるが、実地反別を記載している箇所についてはこれを採用した。

表-30 山林の村別規模別取得件数（第1期）

単位：箇所、町

村\面積(町)	~0.1	0.1~0.5	0.5~1	1~3	3~5	不明	箇所計	面積計
粥見	-	4	-	2	-	4	10	3.55
宮前	4	9	1	1	-	3	18	4.03
川俣	2	6	1	1	1	1	12	7.42
波瀬	4	11	1	1	-	8	25	4.9
森	8	17	13	7	3	2	50	35.86
計	18	47	16	12	4	18	115	55.76

注) 表-29に同じ。

した村で、これを契機として流域奥地では山林原野の私有化が進んだ村でもある。ちなみに、「山林原野初度地券下与之分取調書」（明治14年2月）によると、森村は1,313筆、213町5反に地券が交付されているが、これに対してこの時期に合併をみなかった隣接の猿山村は202筆、73町4反、蓮村は139筆、27町3反、青田村は536筆、78町5反と、私有化した山林原野の面積は格段に少ない<sup>(5)</sup>。

取得山林のうち件数・面積の大きな元所有者をあげると、蓮村の三四郎から3箇所、7.78町（明治4年）、小倉吉右衛門から12箇所、9.97町（明治10年）、森本宗八から2箇所、3.89町（明治7年、10年）となる。これらのうち小倉は明治14年に森村外3ヶ村の戸長、森本は同年森村惣代と、いずれも地域の有力者である<sup>(6)</sup>。

年季売買、杉檜林に特化した取得、櫛田川最上流の森村に集中した取得といった売買形態から見る限り、近世の延長上にある。

### 3 年季売買の終焉と山林取得

#### 1) 年季売買の終焉と山林の公証問題

山林原野の地租改正の過程で、三重県は内務省に地所年季売買の地券名請けに係わる伺いを何度か提出している。明治9年8月から10年1月にかけてのことである。回答指令は遅れるが、11年5月、内務省は地所年季売買の買主に地券を交付せよとの指令を発する。これにより三重県も買主に地券を交付する旨の布達をだす。山林原野の地租改正はこれに従ってすすめられ、15年5月に地券が交付される。

ところが、翌16年2月に三重県はこれを覆して、地所年季売買の買主への交付を取り消し、さらに戸長による公証付与も廃止する<sup>(7)</sup>。この結果、年季売買の山林を支える法的な根拠がなくなり、その存在は一挙に不安定化する。

かくして、堀内家の山林売買において明治16年を境として年季買いによる山林取得は姿を消す。これ以降、林地と立木を込みにした永代購入が、山林取得の形態となり、これに地券が交付されることになる。ところが、「林地と立木」の私的所有権も万全ではないこと明らかになる。

明治18年10月、赤桶村字宇栗子の山林3箇所を購入するが、「山林控帳」には次の添え書きがみられる。「右山地三ヶ所証書壹通立木ノ証書壹通都合証文兩通ニ相成有之、右者従前地所立木トモ証書壹通ニ候処、昨十七年官撰戸長ニ改正後ハ地所ト立木ハ別孤之モノニ付、地所而已ノ証書ハ公証ヲ付与候得共、立木ノ如キハ戸長公証ヲ付スヘキニ非ストノ論ニ付、成規ニヨリ如此証書式通取計有之候事」<sup>(8)</sup>。つまり、17年に官撰された新たな戸長は、土地には戸長の公証を付与するが、立木には付与しないと、従来とは異なる見解を示したのである。林地の所有権は地券の交付と戸長による公証付与によって確固たるものとなったが、立木の所有権は極めて不安定であることが明らかとなる。

したがって、購入した立木の所有権を確保するために、これまでも増して山林の境界の明示が重要となる。同18年12月、宮本村字大定で購入した山林2箇所について、「山林控帳」には次の下ヶ紙が付されている。「本文山地モ今般貴殿江売渡ニ付テハ、反別之義ハ地券発行ノ際調査ニ掛ルモノニテ調方疎漏ヨリ全ク確実タルヲ得ズ、依テ此反別ニ不関別紙地所売渡証書ニ記載ノ境界書ノ通売渡モノニ付、地所并立木トモ右境界ノ通り御自由ニ御支配可有之候也」<sup>(9)</sup>。つまり、売買契約書に山林の境界図を記載し、さらに境界内にある土地と立木の所有権移転を確認している。この下ヶ紙では「地所并立木トモ右境界ノ通り御自由ニ御支配可有之候也」という文言が重要である。

なお、明治19年8月公布（20年1月施行）の登記法により、山林所有権の公証は所有権登記へ移行し、明治22年3月には土地台帳規則の公布にともない地券制度そのものが廃止される。登記法では立木の登記を認めていず、杉檜立木の所有権保存の登記は明治42年の立木法の成立を待たなければならない。

#### 2) 山林取得の拡大

この時期は、松方デフレにより米価が明治17年始めに底値に達し、農民の窮乏化と激しい階層分解が進化した時期に重なり、「その時期は十五年から二十三、四年までの約十年におよんだ。」<sup>(10)</sup> 山林が流動化する基底的な要因の一つである。これに加えて、明治22年の町村制の施行に伴う町村合併も、旧村持山の分解を促進する。

町村合併に際し宮前村では旧村財産について明治22年3月25日に「各村々会議員等集会熟議

候処、従来所有致来候通り各村毎之所有ニ致置旨協議決定候」と、旧村がそれぞれ所有することとし、その認可を三重県知事に願ひ出て、同年7月4日に許可を得ている<sup>(11)</sup>。旧村財産の多くは山林であるが、この決定により、宮前村内宮前郷持、同本地小屋郷持、同神殿郷持、下滝野村一村惣持、同上組持、同下組持、野々口村一村惣持、作滝村一村惣持、赤桶村一村惣持に分かれて、従来通りに所有することになる。さらに、旧村持山林の一部は記名共有の形で私有化している<sup>(12)</sup>。

こうした事情を背景として堀内家の山林取得は、前期にくらべ格段に活発化する。明治16年から24年の取得は、表-31に示すように箇所数で204と年平均にして20箇所を超え、面積で94町歩とこれも年平均で10町歩に及んでいる。

取得山林を種類別にみると、面積で杉が22%、杉檜が47%と前期にくらべてその割合を低下させ、植地(植付予定地)2%、萱山19%、山林4% 雑木その他4%と、これらが比重を高めている。

また取得山林を村別にみると、まず榊田川流域外の村、領内村、荻原村が新たに登場する。隣接する宮川流域の村々である。前期と比べて森村での取得件数が比重を低め、川俣、宮前村の割合が高まっている。規模別に見ると、1~5反を中心として5反未満が多いのは変わらないが、5~10町、10~30町と規模の大きな山林取得が現れている。とくに、この期には領内村、荻原村において山林取得の規模が大きい。

領内村の山林は、明治20年8月に田引村の大東悦蔵から取得した旧滝谷村八知山の12町歩で、目通り4尺5寸以下15万本と植付け規模の大きな杉檜山である。この山林は「明治二十年ヨリ五十五年」と期限付きで、この期の堀内家にとって例外的な年季付き山林の所得である。これは旧滝谷村の村持山に植付られた杉檜山の転売であろう。荻原村の山林は、明治21年3月に小切畑村総代中山善兵衛他4人から山林13町歩、同5町歩の2箇所で、旧小切畑村持の萱山である。ここでは、その後明治38年から44年にかけて大規模な杉檜の植付が行われている。

この他に旧村から直接取得したものとして、有間野村の杉檜山3箇所と宮前村の山林植地1箇所がある。有間野村の杉檜山は明治16年7月に取得した面積不詳の山林であるが、目通り頭木3尺5寸廻りの杉檜6,000本、同じく3尺廻り6,000本、同じく4尺5寸廻り500本の3箇所であり、これは「有間野村ノ内元神原村持」の山林で、惣代南源右衛門からの購入である。宮前村の山林は、明治24年2月に「大字宮前字西山組所有」人民総代柳瀬喜右衛門、松本平造から購入した2.1町歩の「植地」である。ここでは同年3月から植付が始まっている。

個人からの取得では小倉英郎が飛び抜けて多い。明治18年から22年にかけて森村の旧犬飼・

表-31 山林の村別面積規模別取得件数(第2期)

村\面積(町)	単位:箇所、町							箇所計	面積計
	~0.1	0.1~0.5	0.5~1	1~3	5~10	10~30	不明		
粥見	5	5	3	-	-	-	3	16	3.09
宮前	8	14	5	1	-	-	4	32	10.35
川俣	13	30	6	3	-	-	-	52	15.40
波瀬	0	4	2	-	-	-	-	6	2.31
森	29	36	4	4	1	-	1	75	23.77
領内	-	-	-	-	-	1	-	1	12.11
荻原	4	10	4	2	1	1	-	22	26.92
計	59	99	24	10	2	2	8	204	93.95

注) 表-29に同じ。

宇津木・塩ヶ瀬・青田・蓮・猿山村に分散する杉檜林 38 箇所、14.7 町歩を購入している。小倉英郎は、その後この地域に「大阪より職工を聘しブナ材を以て洋傘柄製造の業を起し」した企業家である<sup>(13)</sup>。

#### 4 経営の拡大・転換期の山林取得

##### 1) 山林境界の測量

明治 25 年に堀内鶴男が経営を継承した後、既にみたように茶、米穀、貸金、山林の経営いずれにおいても著しい展開をみ、30 年代半ばから後半にかけて銀行業の開業、茶業の廃業と経営構造を大きく変化させていく。

この時期には、山林の所有権に関わり 2 つの変化がみられた。第 1 に、山林境界のさらなる明確化である。第 2 に、制度的な問題であるが、明治 30 年の民法制定によって地上権を設定する山林の取得が始まったことである。

まず、第 1 点目の山林境界についてみていこう。明治 27 年 1 月、岡本勘兵衛<sup>(14)</sup> から猿山村庵ノ谷の山林 1 箇所、25 町歩を購入する。この山林は明治 24 年から 26 年にかけて植付けた杉檜立木約 14 万本、この他に「雑木ニ至ル迄悉皆」という、面積、植付規模共に大きなものである。

これを記載した「山林控帳」には、測量図の概要とともに次の記述がみられる。「右山林実地反別三十四町壹反貳畝二十歩有之ニ付、図面隣接持主調印致させ、券面反別不拘図面反別有姿ノ通相違無之旨約定証書壹通（図面ヲ添テ）隣接持主連印ニテ差入有之候事」<sup>(15)</sup>。

つまり、①堀内家は山林の測量を実施し、その結果、地券面積 25 町歩の山林は測量反別が 34 町歩余となっている。②丈量間数等を明記した図面を添え、この図面が間違いない旨の約定書を取り交わし、これには隣接の山林所有者の連印がある。③券面反別つまり台帳面積ではなく、この図面に基づく実測面積の売買である。こうして、前期までの山林の概念図と隣接所有者名などを記載して売買する段階から、測量図面に基づく売買へと展開している。さらに、売主と買主双方の境界確認だけでなく、隣接に山林を所有する地主の了承も得るかたちで境界を確定し、所有山林を明確にしていく。

興味深いのは、こうした山林の測量を堀内家の店員が行っている点である。「日記」には明治 29 年 12 月 23 日「幸吉庄助同道にて森村小倉健蔵より買受せし山林測量に参る」、同月 27 日「幸吉庄助帰宅す」とある<sup>(16)</sup>。店員の幸吉と庄助の 2 人は、12 月 23 日から 27 日かけて購入山林の測量に出張している。この山林は「山林見改帳」によると明治 30 年 2 月 16 日付けの 2 箇所、うち 1 箇所は字古小屋・字飯盛山の台帳面積 7 反 2 畝、杉檜立木約 8 万 3,000 本、もう 1 箇所字五郎尾の 5 反 6 畝、杉檜立木約 3 万本である<sup>(17)</sup>。この 2 箇所には隣接所有者等を明記した境界概略図とともに、いずれも「境界実地測点表及図面証書添ふ」と記述されている。

つまり、重要な山林については自ら山林の境界を測量して境界図を作成し、隣接所有者の了承のもとに境界・面積を確定して、売買を完了させている。自ら所有山林を明確化して、土地台帳や登記簿の面積の不正確さを補正しつつ山林の所有権を完全なものにしようと試みているのである。

なお、山林測量は明治 24 年 2 月に取得した宮前村の西山組共有地が最初であり、この売買証文「地所売渡証券」には「大字宮前所有山林字道行谷五百六拾九番地測点表」「山林実測図」が添えられ、「山林測点表」には方位、敷間数、矩間数、隣接地所有者名が記載されている。堀内家による山林測量、測点表と実測図の作成は 31 年まで実施されているが、その後はみられなくなる。



明治 30 年代半ばの山林売買証文の事例を次に示し、その特徴をみていこう。

【史料-3】

山林売渡証書<sup>(18)</sup>

飯南郡森村大字青田字木屋谷九百八拾六番ノ内第壹

一 山林五畝歩

(略)

同上字カツエ坂九百九番ノ第五

一 山林貳反歩

右參拾九筆

但杉檜立木現時在来之俣悉皆

境界別紙図面之通

此売渡代金貳千円也

右拙者所有之土地立木共前記代金ヲ以テ、今般貴殿へ売渡代金正ニ請取申候処実正也

一 右山林立木之義ニ関シ将来自他ノ故障更ニ無之候

一 右反別之義ハ地租改正ノ際、調査杜撰ニシテ万一誤謬有之候哉モ難計候得共、  
実地ハ有姿ノ俣ニシテ別紙相添申候、略図面ノ通御支配可有之候

一 右立木後年ニ至リ御伐採相成候節ハ、貴殿御便利之場所へ御仕出可有之候、其  
節御仕出道筋ニ付一切故障無之ハ勿論他ヨリ彼是申出候節ハ、速ニ埒明ケ聊カ  
貴殿へ御迷惑相掛申間敷候

依之売渡証書如件

飯南郡粥見村大字粥見四千八百七拾四番地

明治參拾六年八月拾壹日

野呂信雄 印

飯南郡宮前村大字宮前百四拾五番屋

堀内鶴雄殿

この山林は 2 箇所にとまとまった山林で、別紙に売主証明付きの図面 2 枚が添えられ、これには山林の境界と隣接地所有者、谷・尾根、川筋、道筋そして杉檜・雑木の林相などを詳細に明示している。その他に 8,000 円の「買増金領収書」と杉檜立木約 25 万本、杉檜立木約 15 万本売渡し「副証書」が添付されている。

山林面積については地租改正の時に調査が杜撰で間違いがあるだろうからと、「略図面ノ通御支配可有之候」と地券反別ではなく略図面で売買されている。また、杉檜立木については「山林売渡証書」とは別に「副証書」で売買を明示している。こうした売買形式はその後も継続する。

この山林の測量は、森村内の他の山林と併せて明治 40 年に専門の測量技師によって実施される。この点については後の第 3 章第 3 節で再びふれることになる。

## 2) 地上権山の取得

第 2 に地上権の設定についてである。明治民法の制定後、第 3 章で詳しくみるように、この流域では山林の地上権売買が行われるようになる。表-32 には、この期に取得した地上権山を村別に示している。地域的には森村に集中し、35 年の取得が箇所数、面積ともに多いが、全体で 18

表-32 村別の地上権設定箇所数と面積（第3期）

		単位：箇所、面積			
	取得年	波瀬	川俣	森	計
箇所数	明治28年*	1	-	-	1
	29*	1	-	-	1
	33	-	1	-	1
	34	-	-	1	1
	35	-	1	9	10
	39	-	-	4	4
	計	2	2	14	18
面積 (町)	明治28年*	?	-	-	?
	29*	0.51	-	-	0.51
	33	-	0.81	-	0.81
	34	-	-	2.00	2.00
	35	-	0.45	10.75	11.2
	39	-	-	1.50	1.50
	計	0.51	1.26	14.25	16.02

注) 1. 表-29に同じ。

2. \*は取得後明治34年に地上権設定。

箇所、台帳面積では16町歩とあまり大きな数値ではない。

なお、波瀬村の2箇所は、明治28、29年に取得した山林について34年に地上権を設定している。これは次のような事情によるものである。29年取得山林は、大字月出の山林、5反歩、杉檜本数約1万5,000本を森村の小倉増吉から購入したものである。これには「右地所ハ大字月出持タリシ所…(略)…大字月出ノ規定ハ大字共有山地他へ売渡スモ、立木一代之約定ニテ登記ヲ請求セザル事ニ相成候ヲ以テ、小倉ヨリ買請ノ証書へ大字月出総不残連印シ、及波瀬村長打田辻二郎ノ契約ノ確実タルヲ承認スルノ奥印、并前持主田中富之助坂本弥三郎ノ押印ヲ請取アリ」<sup>(19)</sup>と添え書きがある。これは旧月出村持の山林に植栽された杉檜山が何度か転売された後に堀内家の手に渡ったものであるが、大字月出の内部規定によって共有山地を他に売り渡す場合には立木一代限りでかつ登記できないことになっている。つまり、大字月出では旧村持山について近世以来の年季売買慣行が継続しているのである。旧村構成員の連署押印、村長の署名奥印も同様である。また、明治28年に取得した大字加波の山林(19町歩、杉檜約2万本)も同じような事情で立木一代限りの取得である。これらについて、民法の制定後、34年に至り地上権を設定している。

民法制定の直前29年に、堀内家は森村大字蓮人民と「山地年期使用契約」を結んでいる。この契約は村会の決議を経て、山林約10町歩(但し「反別ニ不拘別紙相添タル境界図面之通支配可有之候事」と添え書きがある)を100年間110円の使用料で借地するものである。これは杉檜の植付を前提とする借地契約であるが、こうした契約はこれ1箇所だけにしかみられない。地上権設定が普及する前の借地契約であるが、この契約については第3章で再び触れることになる。

堀内家は明治20年代の終わりに、面積の大きな旧村持山を積極的に取得しはじめ、30年代半ばには旧村持の地上権山の取得が始まる。但し、地上権山の取得が増加するのは明治40年代以降大正期にかけてのことである。

### 3) 取得山林の位置

次に取得山林の特徴をみていくことにしよう。この時期の取得箇所数は335、面積は482町、年平均で22箇所、32町と前期にくらべて一層活発化する。しかし、年により増減の振幅が極め

て大きく、明治27年48町、33年61町、35年159町、36年109町の4ヶ年の取得がとくに多い。こうした20年代後半から30年代半ばにおける大面積の取得が、この期のまず第1の特徴である。

これを村別面積規模別にみたのが表-33である。村別には前期とは異なり、櫛田川流域の村々から取得しているが、とくに森村に集中している。また、取得面積の規模をみると、箇所数では相変わらず0.5町未満が多いが、30~50町、50~100町とこれまでにない規模のものが現れる。村別には、森村における10町歩以上の山林9箇所、312町が、この期の取得面積の65%にも達することが特徴的である。

前期に比べて山林取得の地域が櫛田川流域に収斂しているとは言え、流域下流から柿野・粥見・宮前・川俣・波瀬・森村と取得箇所が広範囲にわたり分散的である点には、変わらない。これらの管理を考えた場合、広範囲で分散的な山林の配置は、それ自体が問題となるであろう。もう少し別の側面から取得した山林の立地の特徴についてみていこう。

「山林控帳」「山林見改帳」には古くは東西南北の境目、隣接所有者名、明治初期の地租改正の頃からは山林境界の略図と隣接所有者名などが記載されている。この隣接所有者に注目すると、新たに取得した山林が堀内家の既存所有山林に隣接しているか否かを知ることができる。既存堀内家山林への隣接の有無を取得箇所数で整理したのが表-34である。これから明らかのように、山林の集積が進むにつれ、堀内家山林に隣接する箇所の取得が多くなる。とくに森村では、取得

表-33 山林の村別面積規模別の取得面積と箇所数（第3期）

		単位：町、箇所										
村\面積(町)	不明	~0.1	0.1~0.5	0.5~1	1~3	3~5	5~10	10~30	30~50	50~100	計	
面積(町)	柿野	-	-	-	0.77	2.45	-	-	-	-	3.22	
	粥見	?	0.23	1.39	2.03	11.87	3.22	-	-	-	18.74	
	宮前	?	1.41	4.83	8.30	8.55	-	-	19.56	-	42.65	
	川俣	-	0.22	5.11	5.21	1.00	-	-	17.53	-	29.07	
	波瀬	?	0.39	4.97	5.34	2.53	-	-	-	-	13.23	
	森	-	2.86	15.98	10.87	21.44	-	12.00	10.00	77.13	225.00	375.28
	相可	-	-	0.25	-	-	-	-	-	-	-	0.25
	計	-	5.11	32.53	32.52	47.84	3.22	12	47.09	77.13	225	482.44
箇所数	柿野	-	-	-	1	1	-	-	-	-	2	
	粥見	1	6	6	3	7	1	-	-	-	24	
	宮前	1	31	22	12	4	-	-	1	-	71	
	川俣	-	5	19	7	1	-	-	1	-	33	
	波瀬	1	8	21	8	2	-	-	-	-	40	
	森	-	59	66	17	13	-	2	1	2	4	164
	相可	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
	計	3	109	135	48	28	1	2	3	2	4	335

注) 1. 表-29に同じ。

2. ?は不明。

表-34 堀内山林に隣接する山林の取得箇所数

		単位：箇所、%							
期	取得年	合計				うち森村			
		有	無	不明	計	有	無	不明	計
1	明治元-15	19	90	6	115	14	33	3	50
2	明治16-24	45	141	18	204	21	48	6	75
3	明治25-39	131	165	39	335	85	73	6	164
4	明治40-大正12	75	66	7	148	45	19	4	68
1	明治元-15	16.5	78.3	5.2	100.0	28.0	66.0	6.0	100.0
2	明治16-24	22.1	69.1	8.8	100.0	28.0	64.0	8.0	100.0
3	明治25-39	39.1	49.3	11.6	100.0	51.8	44.5	3.7	100.0
4	明治40-大正12	50.7	44.6	4.7	100.0	66.2	27.9	5.9	100.0

注) 表-29に同じ。

箇所の過半が堀内家山林に接続している。この傾向は、次の時期にも継続する。この点は重要である。つまり、山林取得の戦略の一つとして、既存堀内家山林との位置関係が重視されているのである。

#### 4) 取得山林の種類

取得山林の種類は大きく変化する。表-35 に示したように、杉檜の取得が大幅に増大すると同時に、植地、杉檜雑木、雑木その他が大きな割合を占めるようになる。杉檜雑木は、杉檜とこれに隣接する雑木林をあわせて取得するもので、先に例示した明治27年に岡本勘兵衛から取得した猿山村の山林のように「杉檜立木凡十四万本／但明治二十四年ヨリ二十六年迄ニ植付タル分ナリ／此他雑木ニ至ル迄悉皆」などと「山林控帳」に記載される山林である。植地は、「立木現時在来之俣悉皆／但此山植地也」など植地つまり杉檜植付予定地と記述される山林である。雑木その他には、雑木山の他に原野、草生地などをふくむ。なお、表中の「山林」は「山林一箇所」とだけ記載され、その内容の不明なものである。

いずれにしても、杉檜取得の増大とあわせて、杉檜植付のための山林取得の増加もこの期の大きな特徴である。堀内家の山林経営は、育成途上の杉檜林を取得しこれを経営管理することから、植付から始まる山林経営へと展開していき、この時期がその転換の時期であること示している。

表-35 種類別山林取得面積

		単位：町、%								
期	取得年	杉	杉檜	檜	杉檜 雑木	植地	萱山	山林	雑木 その他	計
1	明治元-15	20.45	32.69	1.05	-	-	-	-	1.57	55.76
2	明治16-24	20.67	44.51	0.12	0.53	2.18	18.00	3.83	4.11	93.95
3	明治25-39	0.54	169.13	0.05	86.55	108.64	-	42.34	75.19	482.44
4	明治40-大正12	0.02	131.55	0.40	102.70	85.09	-	18.39	26.24	364.39
1	明治元-15	36.7	58.6	1.9	-	-	-	-	2.8	100.0
2	明治16-24	22.0	47.4	0.1	0.6	2.3	19.2	4.1	4.4	100.0
3	明治25-39	0.1	35.1	0.0	17.9	22.5	-	8.8	15.6	100.0
4	明治40-大正12	0.0	36.1	0.1	28.2	23.4	-	5.0	7.2	100.0

注) 表-29に同じ。

#### 5) 杉檜山の取得

杉檜山取得の増大は、その資源構成の変化を伴うものでもある。「山林控帳」には取得した杉檜について、立木本数や目通り尺廻り等を記述していることも多い。例えば、「杉檜立木一万五千本余／但明治三十二年植付」「杉檜古木凡百五十本余／但頭木二尺八寸廻り」「杉檜立木凡四百本余／頭木二尺廻已下」「杉檜立木一万本／但植付後五年」「此立木杉三百本／但シ植子山」といった記載である。ここでは、第1に立木本数に、第2に頭木尺廻りと林齢に着目して、杉檜山の特徴に立ち入って検討していくことにする。これらを手がかりとして、取得山林の資源構成の把握を試みよう。

まず、杉檜山の立木本数についてであるが、これは林齢を無視した本数把握であり、限界はあるが、山林の規模を類推する手がかりとはなる。表-36により立木本数規模別に取得箇所数の大きな動きをみていく。第1期は、3,000本未満の取得が多いものの、全体としては本数規模に

表-36 杉檜立木本数規模別山林取得箇所数

期	取得年\本数	単位：箇所										計	
		不明	～500	500～ 1,000	1,000～ 3,000	3,000～ 5,000	5,000～ 10,000	10,000～ 30,000	30,000～ 50,000	50,000～ 100,000	100,000～ 150,000		150,000～
1	明治元～15	35	27	13	13	5	7	8	3	3	1	-	115
2	明治16～24	15	68	26	34	7	13	8	1	-	-	1	173
3	明治25～39	40	26	24	43	31	48	38	4	2	2	2	260
4	明治40～大正13	19	12	14	24	16	19	7	5	1	1	1	119

注) 表-29に同じ。

バラツキが大きく、5万本から10万本を越える取得もみられる。第2期は箇所数が倍増するものの、3,000本未満に集中し、とくに500本未満と零細規模の山林取得が増加する。その一方で15万本を超えるものが1箇所だけみられる。第3期はさらに取得箇所数が増加するとともに、本数規模が上昇し5,000～1万本、1～3万本規模が大きな山を形成する。また、10万本を超える規模の山林取得の増加もこの期の特徴であるが、地域的には森村に集中する。

次に頭木目通り尺廻りと林齢についてであるが、これらについては取得件数の最も多い森村を事例とする。頭木目通り尺廻りは、杉檜林の大きさを示す近世以来の用語で、明治期に入っても使用されている。同一林内で一番大きな立木(頭木)の目通り尺廻りで、その林の様相を示すものである。堀内家では杉檜立木を売却する場合には、目通り2尺以上については材積を算定して立木価格を見積もっている。しかし、2尺以下については材積を計測することはなく、1本当たりの単価で、例えば明治30年の場合には1本1円と見積もっている<sup>(20)</sup>。したがって、2尺廻りを超える杉檜山であれば、立木販売(用材として)の対象となる山林を含んでいることになる。表-37に頭木尺廻り規模別の取得箇所数を示してある。

取得山林の林齢は、例えば明治30年植付、植付後5年、15年以下などといった形で記載されている。また「植子」という記述もあるが、これは林齢を特定しない植付後数年の林齢を示している。「山林控帳」等には「植子」が明治20年から、林齢は明治24年から記載がみられ、これを時期区分別林齢階層別に整理したのが表-38である。但し、林齢は3年、7年と階層別に特定できる場合と、4年から20年などと特定の難しい場合がある。後者は「～20」「～30」といった別のカテゴリーに組み入れてある。

表-37 森村における杉檜頭木尺廻り規模別山林取得箇所数

期	取得年\尺廻り	単位：箇所							計
		～1尺	1～2	2～3	3～4	4～5	5～6	6～	
1	明治元-15	-	1	4	3	-	-	3	11
2	明治16-24	-	8	17	17	9	1	1	53
3	明治25-39	2	15	25	7	2	-	-	51
4	明治40-大正13	-	3	1	-	-	-	-	4

注) 表-29と同じ。

表-38 森村における杉檜年数階層別山林取得箇所数

期	取得年\年数	単位：箇所							計
		1～5年	5～10	10～20	～10	～20	～30	植子	
2	明治16-24	3	-	-	-	-	-	5	8
3	明治25-39	48	18	4	5	2	2	8	87
4	明治40-大正13	5	13	13	2	13	7	-	53

注) 表-29に同じ。

ところで、「山林控帳」をみると頭木尺廻りと林齢を併記している箇所は少なく、全体でわずか13箇所にすぎず、尺廻り表記の山林と林齢表記の山林とは、あまり重ならない。表-37と表-38を比較すると、まず第1期には林齢の記載が見られず、第2期も極少ない。第1期と第2期は尺廻り、第3期は尺廻りと林齢の併用、尺廻り表記から林齢表記へと移行していることが読み取れる。

第1期には尺廻り2尺以上の立木を含む杉檜山の取得の割合がほとんどで、3尺以上でも5割を超えている。つまり、撫育管理にあまり手のかからない林齢に達した山林の取得が、この時期の特徴である。第2期は、尺廻り2尺未満の割合が少し増え、林齢5年以下と植子の取得もあるが、やはり2尺以上の割合が大きな比重を占めている。第3期は、林齢表記が多くなっており（明治33年以降はほぼ林齢表記となっている）、その中では1~6年生が60%を超え、また尺廻り表記では2尺未満の山林が増加している。つまり、この期には取得箇所数の増加のなかで、植付後数年の林齢の低い山林の取得が増加しているのである。

## 6) 元所有者

では、誰からどのように山林を取得しているのだろうか。元所有者別に山林取得を整理すると、まず元所有者は125件を数える。第1に件数が多いのは、山林1箇所を1個人や旧村などから取得するものである。これは面積規模の小さな山が多く、5反未満の山林1箇所の件数は46件（17%）であるが、面積では合計で14町歩にすぎない。

第2に、特定個人から多数箇所の山林を取得するものである。例えば、岡本勝次郎から22箇所（2.82町）、小倉増吉から23箇所（5.29町）、森内安蔵から37箇所（20.22町）などである。このうち岡本勝次郎は、森村に所在する堀内家山林の山林保護人（明治39年以降は看守人）であり、同村の助役を務めたことのある人物でもある<sup>(21)</sup>。森内安蔵は、大規模山林所有者、製炭業者、洋傘柄の加工業者であり<sup>(22)</sup>、森村長も務めた有力者である。小倉増吉は第1章で注記したように木材・荒物・酒・米・木綿を扱う商人である。つまり、彼らは森村の企業家、商人など有力者であり、彼らの手を通じて多数の小面積山林が堀内家の手に集積されているのである。

第3に、1個人や旧村から面積の大きな山林を取得するものである。野呂信雄3箇所100町歩、黒部竹次郎1箇所50町歩、岡本勘兵衛2箇所34町歩などの面積が大きい。岡本勘兵衛からは明治27年に森村大字猿山の山林2箇所を取得している。岡本は隣接する大字森の住人で木材商である。黒部竹次郎1箇所50町歩は、明治33年に取得した森村大字猿山の50町歩である。黒部は飯南郡漕代村に居住する木材問屋で、森村の岡本惣吉から取得し、これが転売されて堀内家の手に落ちる。野呂信雄からは明治35年に猿山1箇所、36年に青田2箇所の合計で100町歩余と大規模な杉檜林を取得している。野呂は粥見村の住人で不在村所有者で、これも転売である。旧村からの取得では、明治35年に青田中出組吉田岩吉他10人から植地を1箇所50町歩、同じく35年に猿山組亀谷源五郎他10人から雑木生立を1箇所70町歩があげられる。いずれも大規模な杉檜の植付を予定する取得である。

## 5 山林の処分過程

堀内家の山林経営は、山林原野の地租改正を挟んで近世的な経営から近代的な経営へと推移していくが、近世から明治初年にかけて取得した山林を継続的、安定的に所有し続けたわけではない。新たに山林を集積する一方で、近世以来の年季山を処理し、また永代山を整理しつつ近代の

山林経営を構築していく。

ここでは、まず、山林原野の地租改正直後の所有を明治17年の「山林地券録」等によって簡所別に把握し、それらが40数年後の昭和初期までにどのように処分されたのか、または所有を維持したのか、個別に検討する。そのうえで年季山の処理に焦点をあてることにする。

さて、堀内家には明治17年1月の地券録が2冊、つまり「自栗野村以西山林地券録」「自田引村以東山林地券録」があり、これには地券を所有する山林等の村名、字名番地、反別、地価が1筆毎に記載されている。これにより村別の山林等所有簡所数、面積を知ることができる。この地域では永代所持の山林だけではなく、年季所持の山林にも地券を交付しているが、2冊の地券録からはこうした実態を知ることはできない。しかし、永代所持、年季所持の把握なしには、地租改正直後における山林原野等所有の特徴を明らかにしたことにはならない。

そのため、堀内家の山林管理と経営の基本台帳である村別「山林控帳」「山林見改帳」と上記「山林地券録」の記載を1筆ごとに照合してみた。村別「山林控帳」等からは山林が1筆毎に永代所持であるか、年季所持であるかが分かり、さらに山林取得後のさまざまな情報を知ることができる。その中に地券授与後の新しい字名と番地、反別、地価を含むものが多い。

表-39に示したように、明治17年1月の山林等地券の筆数合計は417筆で、村別「山林控帳」等と照合の結果、うち永代所持が163筆、年季所持が229筆、不明が25筆となる。この時点でも、総筆数の55%と過半が年季所持であった。山林等の所持は、堀内家の居住地である宮前村周辺の有間野、赤桶と櫛田川流域上流部の森村に集中・偏在しており、こうした地域的な特徴は、近世の段階とあまり変わらない。

これら山林等は、その後どのように推移していったのか。どのように処分されたのか、または所有を維持したのかを明らかにするため、上記「地券録」と明治40年4月に作成された「土地台帳 山林原野」の記載を1筆毎に照合し、明治17年時点に存在した山林等の有無を確認した。その特徴を整理すると次のようになる。

明治17年(1884)から40年にかけての時期は、既にみてきたように山林の集積が盛んであったが、その一方で17年に存在した山林のうち筆数で永代山が19%、年季山が26%処分されている。ただし面積で見ると、処分率はより小さく、零細・小面積の山林の処分が多いことを示している。地域的には、粥見村、川俣村、波瀬村の処分率が高く、堀内家の居村宮前村と森村での処分は相対的に少ない。

表-39 永代山、年季山の推移(明治17年地券所有)

	村	明治17年				明治40年			
		永代	年季	不明	計	永代	年季	不明	計
筆数	粥見	16	29	1	46	8	12	-	20
	宮前	58	24	16	98	50	23	6	79
	川俣	11	31	4	46	3	19	1	23
	波瀬	5	16	1	22	3	7	-	10
	森	73	129	3	205	69	106	2	177
	計	163	229	25	417	133	167	9	309
面積 (町)	粥見	8.7	9.0	0.2	17.9	4.5	6.1	-	10.6
	宮前	23.1	12.8	3.0	38.9	22.0	12.6	0.2	34.8
	川俣	3.0	10.7	0.8	14.5	2.5	8.4	0.1	11.0
	波瀬	1.2	5.3	0.4	6.9	0.6	1.8	-	2.4
	森	59.6	57.3	0.4	117.3	59.0	51.8	0.4	111.2
	計	95.6	95.1	4.8	195.5	86.7	80.5	0.6	167.8

注)「自栗野村以西山林地券録」「自田引村以東山林地券録」明治17年、「土地台帳 山林原野」明治40年、及び各旧村の「山林控帳」「山林見改帳」宝暦13年・文政9年・文政12年・天保14年より作成。

堀内家は「山林台帳」作成の過程において、37年に「田引、粟野、森、加波山林年明キ地取調夫々書換手續ヲスル様、各山世話へ向ケ通牒致候事」<sup>(23)</sup>と、山林世話人に年季の満了した山林について書換手続きの実施を指示している。つまり、年季山の整理を行いつつ、山林台帳を作成していたのである。

年季明け戻地にかかわる史料を次に示そう。

#### 【史料-4】

証明願<sup>(24)</sup>

飯南郡森村大字森式千四百三番

字久次郎かり

一 山林六畝拾弐歩

右地所宮前堀内利右衛門所有之処明治三拾四年四月立木伐取りニ付、其地所今回塩ヶ瀬組ヨリ拙者江買受ケ、同家ヨリ登記請求ヲ受候ニ付、森村区長御証明被成度此段願上候也

飯南郡森村大字森

明治三十五年三月拾五日

柏木梅太郎 印

(外保証人4人連署 印)

森村大字森区長

森内安蔵殿

この証明願は、堀内家が旧塩ヶ瀬村から年季で取得した山林地所の返戻に関するものである。立木伐採・返戻後すぐに塩ヶ瀬組から柏木梅太郎に売却されており、堀内家は返戻を法的に確認するために登記変更の申請を求めている。年季山の返戻には、返戻先の確定とその法的な確認が必要となっているのである。

こうした年季山の返戻は、昭和戦前期まで続いている。

#### 6 山林見改めと台帳の作成

大量の山林を取得した明治35年の暮れから、堀内家は所有山林の全面的な見改め、つまり山林調査を開始する。

「日記」によると、最初に調査を始めたのは有間野山林で、35年12月13日から30日にかけてほぼ連日店員3人が日帰り出張し、年が明けて36年に入って残りの山林と寸間再調査を行っている。2月には下滝野の間瀬山林の調査を行い、2月から3月にかけて宮前、野々口、作滝、赤池、赤桶山林の山林見改めを実施する。赤桶山林では4月から6月にかけて調査が継続する。7月にはいと田引山林で調査が行われる。夏期には中断し、10月に赤桶、田引山林の調査が再開される。

流域最奥地の森村における山林調査は、明治36年3月22日に「岡本勝次郎、山林調査用紙百五十枚金銭受取用紙百枚、送遣方森車夫貞三ニ相托シ候事」<sup>(25)</sup>と、山林保護人の岡本勝次郎に山林調査用紙を送って調査に入る。4月22日に店員の庄助と常助の2人が調査のために出張し、28日に帰宅する。

波瀬村の調査は11月に始まる。同月17日に「明日ヨリ波瀬地方ノ山林調査之為メ出張ニ付、



諸帳簿及道具夫貞吉ヲ以送付候事」<sup>(26)</sup>と準備に入り、19日に庄助、宗吉、伊平、嘉助の4人が出張し、29日に帰店する。さらに、12月5日に波瀬谷筋の調査に4人が出張し、25日に帰宅する。翌37年1月15日、18日に2人の調査出張して山林調査は終了する。なお、七日市の山林調査だけは、更に1年後の38年1月7日から17日にかけて実施している。

調査の結果をもとに、明治36年6月15日から山林台帳の調製が始まるが、森村の山林については「山林台帳調製森村ノ分悉皆、青木惣三郎へ清書方依托致候事」と、その清書を外部に委託している。

山林見改めの調査項目は、①植子山については杉檜の本数、植付後年数、実地反別、②古木山については杉檜立木目通り2尺以上の本数・材積と2尺未満の本数、③境界、④原価と調査時点(明治35年、36年)における山林資産の価額評価である。これらの調査結果は、印刷された「山林台帳」に地域別に整理・記載される。これに調査時点以降の山林作業経過や境界測量図面が追記されていく。なお、大正11年の秋から翌12年の始めにかけて、所有山林の一部について山林調査が再び実施され、測量図面などが追記されている。

山林台帳は、隣接する地番数筆を「山林一箇所」として纏めて記載しており、さらに隣接地に山林を取得した時に追加記載ができる形式となっている。つまり、山林1筆単位の管理から山林1箇所単位の管理へと変化していることを示している<sup>(27)</sup>。

明治35年末から38年始めにかけて実施された山林見改め・調査と山林台帳の作成は、堀内家の山林経営にとってまさに画期的な事業であった。店員が、堀内家の所有する山林の位置と境界を確認し、杉檜立木の本数と材積、植子山の実地反別や本数の把握など、山林経営に必要な基礎的情報を収集するとともに、山林の所有境界を確定していったのである。

近世における山林見改めと決定的に異なるのは、ひとつには山林所有境界の確定にある。山林調査の実施は、民法制定の後に堀内家自身が近代的な所有権の実態を把握し確定していく過程である。もうひとつ重要な点は、山林資産の価額評価が堀内家の経営に近代的な複式簿記を導入するための準備であったことにある。

## 注

- (1) 堀内家文書「山林控帳」「山林見改帳」については図-2の脚注に一覧で示してある。
- (2) 堀内家文書「川俣波瀬組七冊之内 森郷久谷村塩ヶ瀬村山林控帳」文政11年2月。
- (3) 前掲「山林の年季売買と地券」63頁。
- (4) 前掲「川俣波瀬組七冊之内 森郷久谷村塩ヶ瀬村山林控帳」。
- (5) 前掲「山林原野の公私有区別」26頁。
- (6) 「山林原野初度地券下與之分取調書 飯高郡森村」明治14年2月、徳川林政史研究所蔵。
- (7) 前掲「山林の年季売買と地券」72頁。
- (8) 堀内家文書「赤桶田引山林控帳」宝暦13年3月。なお、この改正時まで三重県では戸長の選出は民選である。
- (9) 堀内家文書「川俣七日市組山林控帳」文政11年8月。
- (10) 福島正夫『地租改正』吉川弘文館、昭和43年、301頁。
- (11) 「明治二十二年七月四日認可済 各大字限り所有財産処分書 宮前村長管理」旧飯高町役場所蔵。
- (12) 「明治二十二年二月起 共有地連名簿 伊勢国飯高郡宮前村」旧飯高町役場所蔵。

- (13) 三重県内務部『三重県林業要覧』 三重県内務部、大正3年、68頁。ちなみに、大正初期には森村、波瀬村、川俣村は洋傘柄の産地でもあった。
- (14) 岡本勘兵衛は「木材の巨商として峡中肩を比する者殆どまれなり」といわれた森村在住の木材商である（小笠原常樹『人士の近評 飯南郡』明治31年、16頁）。
- (15) 堀内家文書「青田猿山小切畑滝谷相可仁柿山林控」明治24年3月。
- (16) 堀内家文書「明治二十九年 日記 第一号」明治29年10月。
- (17) 堀内家文書「森領塩ヶ瀬山林見改帳」天保14年3月。
- (18) 堀内家文書「山林売渡証書」明治36年8月11日。
- (19) 堀内家文書「川俣波瀬組七冊之内 波瀬郷村々山林控帳」文政11年。
- (20) 堀内家文書「杉檜見積帳 第一号」明治30年。
- (21) 現当主の堀内宏樹氏が同氏の御子孫から伺ったお話によると、森村に所在する堀内家山林全体を統括する人で、諸作業の実施を采配しており、また黒木を扱う木材業者でもある。西南戦争で負傷し片腕を失った人であったという。大正3年4月編纂の興信倶楽部『三重県伊勢志摩資産家一覧表』（渋谷隆一編『都道府県別資産家地主総覧〔岐阜編〕〔三重編〕』日本図書センター、平成9年）には森村の資産家の1人として名を連ねている。
- (22) 前掲『三重県林業要覧』、68頁。
- (23) 堀内家文書「日記」明治37年7月9日。
- (24) 堀内家文書「戻地証明書」明治35年1月。
- (25) 堀内家文書「日記」明治36年3月22日。
- (26) 堀内家文書「日記」明治36年11月17日。
- (27) 明治38年には「山林台帳」の作成と同時に旧来様式の「山林見改帳」（9冊）も2部作成している。

### 第3節 植付の拡大と育林経営の構造

#### 1 明治初期の育林経営

堀内家が明治初期にどのような育林経営を行っていたのかは明らかではない。しかし、残された数少ない史料から見るかぎりでは、活発な事業の展開はみられない。「日記」<sup>(1)</sup>によると、育林作業に関する記載は、明治17年に下刈が1件のみ（有間野）、18年は植付が1件（神原）、9月から12月にかけて下刈が10件（粟野、加波、赤池、赤桶、宮前）、19年は下刈が1月から4月に9件（赤桶、野々口、神原）、20年は2月までの間に下刈が1件（神原）みられる。つまり、この時期には杉檜などの植付がほとんどなく、育林作業の中心は下刈にあったことがわかる。林齢の低い杉檜林を購入して、後に下刈作業を実施していたのである。下刈賃金は、18年10月の赤池の例で18人工見積もりで1円50銭、同年11月の赤桶の例で1人工7銭から8銭である。

これらの作業地域は、粟野村1件、加波村1件、その他は堀内家の居村である宮前村とその周辺の有間野、神原、野々口、赤桶、赤池村である。堀内家はこうした村々における作業を直轄的に管理している。その一方で、榑田川流域の最奥地の森村に所在する山林については「森村岡本勝次郎来ル、山入用トシテ金10円相渡候」（明治17年12月5日）「森村岡本勝次郎来ル、山入費計算相渡ス」（明治18年10月30日）とあり、世話人を置いて山林を管理していたようである。

## 2 植付の継続と「杉檜植付控帳」「山林控帳」

堀内家が近代に入って杉檜の植付を継続的にはじめるのは、明治20年代半ばからのことである。「杉檜植付控帳」第1号の表紙には「明治二十九年壹月」とあり、この控帳の作成は29年に始まっている<sup>(2)</sup>。しかし、その記載は24年に遡っており、24年から28年についても簡単な記述がみられる。この「杉檜植付控帳」には毎年の植付・間植山林箇所、杉檜植付・間植（間指）本数、苗代、苗運搬賃、地明・植付人工数と賃金などが記載されており、植付の基本帳簿である。

杉檜の植付に関するもうひとつの基本帳簿は、旧村別の「山林控帳」「山林見改帳」である。鶴雄は、20年代半ばから「山林控帳」「山林見改帳」の該当箇所1筆毎に杉檜の植付本数、間植本数の経過を年毎に追記させている。下刈、抜伐についても同様であり、さらに立木販売まで記載している。つまり、山林1筆毎の植付・保育作業の沿革簿の作成である。こうして「山林控帳」「山林見改帳」は、新たな意味を付与された山林基本帳簿として更新されていくことになる。

さて、24年から39年までの植付、間植の動きを植付本数で示したのが、表-40である。これ以前の堀内家による植付は、「山林控帳」「山林見改帳」そして「日記」（明治17年5月～21年2月）の記載からみて、非常に少なかったと思われる。ちなみに、「日記」にあらわれた植付は、明治18年4月5日に「神原登り尾」で行った杉の植付（4人工）だけである。

1年間で2万7,000本を植付けた明治24年は、まさに継続的な植付開始の年である。この年の植付箇所数は、宮前村1箇所、川俣村7箇所の計8箇所で、宮前村では大字宮前の道行谷に6,980本、川俣村では大字七日市の「はざま」に3,600本、「すかう池ノ上」に8,020本、「すかうみそ俵」（現通称、すごう）に6,500本と比較的まとまった植付が行われる。

この年の植付を「山林控帳」によってもう少し具体的にみていこう。大字宮前の道行谷（現通称、与市久保）は、宮前の字西出組人民総代柳瀬喜右衛門、松本平造から24年2月に購入した「山林植地一ヶ所」反別2町1反8畝5歩（台帳面積）で、その直後の3月に植付を開始している<sup>(3)</sup>。つまり、これは植付を前提とした購入である。「宮前作滝滝野野々口下滝野山林控帳」（宝暦3年・

表-40 植付、間植別本数の推移

年	単位：本			計
	植付	間植	植付・ 間植	
明治24年	27,100	-	-	27,100
25	8,960	-	-	8,960
26	37,905	1,050	-	38,955
27	18,587	-	-	18,587
28	80,020	190	-	80,210
29	89,646	5,390	-	95,036
30	144,030	7,190	-	151,220
31	106,920	74,020	-	180,940
32	193,265	38,245	-	231,510
33	98,865	47,380	-	146,245
34	98,495	29,686	-	128,181
35	185,300	47,420	-	232,720
36	253,105	106,410	25,880	385,395
37	322,890	37,660	-	360,550
38	218,450	132,240	-	350,690
39	139,570	154,430	-	294,000

注) 「杉檜植付控帳 第一号」明治29年1月、  
「杉檜植付控帳 第二号」明治35年1月より作成。

1753)には「二十四年三月二十日 一檜千百八十本 植付四人、三月二十三日 一杉千六百九本 同六人」に始まり4月17日までの間の植付本数、植付人工数を記載している。「山林控帳」「山林見改帳」に、明治期に入ってからこのような詳細な植付経過を記しているのは、道行谷の植付だけであり、堀内家にとってこの植付が特記すべき事柄であったことを示している。道行谷ではその後、25年580本、26年1万1,140本、27年1,750本、33年750本と植付が続く。

明治23年10月に堀内家は、大字七日市の角谷みねから11箇所の山林を購入する。このうち宇すかうに「雑木山一ヶ所」「反別一反六畝二十五歩、此立木杉檜雑木悉皆」、「雑木山一ヶ所」「反別八反十一歩、此立木雑木悉皆、植子悉皆」の2箇所は隣接しているが、この雑木を伐採した後に、24年4月に杉檜苗8,000本を植付している。その後、同年8月杉檜苗680本、25年3,740本を植付、さらに30年代にはいると31年檜1万3,150本、杉1,500本、32年1,380本と植付は拡大する。この山林の場合、購入後に雑木を売却し、伐採跡地に植付していることに特徴がある。

もう一つ宇すかうの山林は、反別3反10歩で杉木数60本余(頭木3尺廻り)、檜150本余(頭木1尺5寸廻り)、杉檜植子・雑木共悉皆というもので、林齢が異なりかつ植子を含む杉檜山と雑木山を山1箇所として購入している。この山に明治24年4月杉檜6,500本、翌25年春に3,240本を植付けている。雑木の伐採や地明に関する記載がないので、草地など空地への植付であろう。この場合、既存の杉檜山、杉檜植子山の隣接に追加的に植付する形態である。宇すかう山林にみられるような追加的植付は、山林境界の明確でない当時のことを考えると、植出しの可能性はある。

このようにして「山林控帳」に杉檜植付に関する追記が始まり、「山林控帳」は1筆毎の山林沿革簿としての機能も付与されることになる。

### 3 植付の拡大

こうして明治20年代の半ばに始まる杉檜の植付は、表-40に示したように28年から急激な増加をみせ、36年には38万本にも達することになる。表記していないが、植付を村別にみると、櫛田川最上流の森村に集中しており、植付本数の7~9割を占めている。その一方で、割合は低いものの宮前、川俣、波瀬村などでも植付は継続する。同表には本数を植付(新植)、間植(補植)別に示してあるが、植付の急激な拡大のためであろうか、30年代に入ると間植本数の割合が増加する。つまり、活着率の低さを伴いつつ植付を急拡大したのである。森村に限ってみると、明治31年、38年、39年は間植本数の割合が50%を超えており、苗木の活着がいかに困難であったかを物語っている。

植付の急増は、植付地1箇所当たりの植付本数の増大つまり大面積の植付が行われたことによるものである。表-41には植付本数規模別の箇所数を示してある。これによると28年から3万本を超える植林地があらわれ、さら32年には10万本を超える箇所が登場する。35年から38年にかけては10万本以上の植付が継続する。この時期1年間の最大は、37年森村猿山屋じ山の27万6,000本である。

まさに、大面積な植付の開始とその継続であるが、養苗の期間を考慮すると、鶴雄が家業を相続した時点でこうした植付が計画されていたことになる。

さて、植付本数規模にもう少し立ち入ると、次のような特徴がみられる。宮前村では、明治26年から33年にかけて滝野卯右衛門が植付を請負っているが、17件のうち14件が1,500本未満で、35年から39年にかけては田中源次郎が請負い、7件中5件が1,500本未満である。つまり、堀内家の直轄地では植付の規模が小さい。その一方で、森村における山林保護人岡本勝次郎が請負つ

表-41 植付本数規模別箇所数の推移

年	単位：箇所						計
	～1,000本 未満	1,000～ 3,000	3,000～ 10,000	10,000～ 30,000	30,000～ 100,000	100,000本以 上	
明治24年	4	-	4	-	-	-	8
25	1	1	2	-	-	-	4
26	2	5	1	2	-	-	10
27	9	4	1	-	-	-	14
28	6	4	3	-	1	-	14
29	5	6	2	1	1	-	15
30	2(2)	1	2(1)	4(2)	1(1)	-	10(6)
31	6(3)	2(1)	8(1)	3(3)	-	-	19(8)
32	10	6(1)	8(4)	-	-	1(1)	25(6)
33	11	6	3(2)	1(1)	1(1)	-	22(4)
34	1	3(1)	1	-	1(1)	-	6(2)
35	8(5)	4(1)	3(1)	2(1)	-	1(1)	18(9)
36	5(1)	7(3)	3(1)	3(1)	-	1(1)	19(7)
37	5	1	1(1)	3(2)	-	1(1)	11(4)
38	9(4)	6(4)	5(3)	-	2	1(1)	23(12)
39	3	1	1(1)	-	2(1)	-	7(2)

注) 1. 表-40に同じ。

2. ( ) は岡本勝次郎の請負箇所数。

た植付規模別の箇所数を表-41に括弧書で示したが、規模の大きな箇所が多く、3万本を超える箇所の大部分が岡本の請負によるものである。森村の植付地合計は80箇所であるが、うち58箇所は10,000本未満で、さらにうち25箇所が、既存杉檜に接続する「空地」への植付で、小規模な植付箇所に占めるこの割合は大きい。

#### 4 大規模な植付の事例

大規模な植付は、28年に森村大字猿山の庵ノ谷にはじまり、32年に同村大字蓮の岩屋口、35年に同村猿山の屋じ山、39年に同村大字青田の梶尾と続いている。いくつか事例的に取り上げて、植付の特徴をみていくことにしよう。

##### 1) 大字猿山庵ノ谷山林

これは、27年1月に岡本勘兵衛から購入した台帳(地券)面積25町歩の山林である。この山林は、24年から26年にかけて植付けられた約14万本の杉檜とその他に雑木に至るまで悉皆の購入である<sup>(4)</sup>。猿山では、森村への合併の後、明治20年代半ばには大面積の植付が行われていることを確認しておこう。

堀内家は購入時にこの山林を測量しており、その結果、34町1反2畝20歩と面積は大幅に増加している。この測量図面を隣接の土地所有者に示し、彼らから地券に示された面積にかかわらず、図面・反別のとおりである旨の約定書をとって、堀内家山林の所有地境界を確定している。明治27年という時期に、購入した山林の測量を自ら実施し、その測量図面をもって隣接所有者の同意のもとに境界を確定しているという点に注目しておこう。

この測量図によると、庵ノ谷山林は「植付有之分」と「植付ナキ分」に大きく区分されている。堀内家の植付は28年の5万8,640本に始まり、29年5万3,910本、30年7万2,570本と3年間で計18万5,120本を植付け、その後、31年に間植4万5,180本、32年に同じく1万4,160本と続く。ここでは約14万本の杉檜植子山を購入して、この隣接地に18万5,000本を追加し、32万

本を超える杉檜林を形成している。

庵ノ谷山林の植付・間植は、表-42 にみるように 28 年から 32 年までの 5 ヶ年に 1,010 円 66 銭を要している。植付経費の内訳をみると、苗代および苗駄賃が 4 割から 5 割と高い割合を占めていることがわかる。大量の苗木は猿山だけからでは供給できず、森や乙栗子さらにはより下流の七日市から運送している。地明、植付には多くの労働力を要しており、28 年に 492.4 人工、30 年には地明に 314 人工、植付に 298 人工とあわせて 612 人工を数えている。なお、29 年の地明・植付賃金は 1 人工 22 銭、30 年には地明が 30 銭、植付が 27 銭となっている。

これは、既存の大面积の植付地に隣接して植付地を拡大した事例である。

## 2) 大字蓮岩屋口山林

明治 29 年 12 月、堀内家は大字蓮人民 15 人と「山地年期使用約定証」<sup>(5)</sup> を取り交わしている。この契約は、第 3 章の【史料-10】で詳しくみることになる。その条項をみると堀内家の近世以来の年期売買契約に似ているが、決定的に異なるのは、これが明確に土地の貸与契約であるという点にある。堀内家が大字蓮共有の山林約 10 町歩を 100 年の間 110 円で借りる契約で、植付した樹木を 100 年後に伐採し、明地を無代価で返戻する。いわゆる借地林業に係わる契約である。

大字蓮岩屋口の山林には、明治 32 年 13 万 1,710 本を植付、33 年に 5 万 1,620 本の植付と 3 万 0,770 本の間植、34 年に 8 万 4,845 本の植付、35 年に 1 万 8,380 本の植付と 4 万 3,440 本の間植を行っている。4 年間に 28 万 6,655 本の植付と 7 万 4,210 本の間植である。

この山林の植付・間植には、表-43 にみるように合計で 1,412 円を要しており、そのうち苗代・苗駄賃が 58% と過半を占めている。苗木は大字森で生産されたものの他に、乙栗子、七日市からも運送されている。植付には 32 年に 304 人工、33 年に 162 人工、34 年に 283 人工、35 年に 57 人工、間植には 33 年に 102.5 人工、35 年に 148 人工を要している。なお、賃金で明らかにできるのは、34 年の植付、地明ともに 1 人工 45 銭である。

植付を開始した 32 年には地元の日裏重太郎の家を借りて人夫を宿泊させ、その後 34 年には植付のために宿泊小屋を設置している。植付等諸費は、33 年から岡本勝次郎に一括して渡されるようになり、岡本から個別に支払われている。

表-42 大字猿山庵ノ谷の植付・間植諸経費

											単位：円	
年	苗代	苗駄賃	切フセ賃	地明賃	地明及植付賃	植付賃	間植賃	植付監督	小屋掛入用	道路開墾修繕	その他	計
明治28年	98.836	12.474	-	-	110.790	-	-	1.000	1.800	-	-	224.900
29	126.975	19.837	27.338	-	107.414	-	-	-	0.250	-	1.500	283.314
30	111.199	30.104	-	94.200	-	80.400	-	2.000	10.550	3.900	3.828	336.181
31	55.386	18.267	-	-	-	-	53.946	-	-	-	-	127.599
32	17.560	4.336	-	-	-	-	15.520	-	1.250	-	-	38.666

注) 「杉檜植付帳 第一号」明治29年1月より作成。

表-43 大字蓮岩屋口植付・間植経費

										単位：円
年	苗代	苗駄賃	地明賃	植付賃	間植賃	道路開設修繕	小屋掛入用	その他	計	
明治32年	155.316	66.883	-	97.280	-	7.040	-	11.550	338.069	
33	166.618	45.845	38.715	56.700	35.875	-	-	4.480	348.233	
34	181.756	50.266	84.150	127.350	-	19.240	17.230	5.190	485.182	
35	159.200	-	-	22.800	59.200	-	-	-	241.200	

注) 表-40に同じ。

第3章で論述するが、明治22年の市制町村制の施行にともなう森村、蓮村、猿山村、青田村の合併の後、25年頃から各旧村共有林野の売却、年季付貸付が急速に進んでいる。大字蓮の岩屋口山林は、そうした中でみられた借地林業の事例である。

### 3) 大字猿山屋じ山

堀内家は、明治33年12月に飯南郡漕代村法田の黒部竹次郎から、猿山275番地の内第1屋じ山の山林1箇所、反別にして50町歩、但し「立木現時在来ノ俣悉皆植地ナリ」を1,800円で購入している。この山林には、売主名の脇書として元山主森村岡本惣吉とある<sup>(6)</sup>。その売買経過を検討すると、この山林は大字猿山の共有山林が、大字猿山字辻道から大字蓮の境までの里道改修工事の費用を捻出するため、29年1月に村会の承認を経て、同4月に岡本惣吉に売却されたものであることがわかる<sup>(7)</sup>。つまり、大字猿山は里道改修工事のため共有山・入会山を売却し、数年を経ずして堀内家の所有となる。

大字猿山の屋じ山において堀内家は、これまでもまして大規模な植付を実施する。まず、34年の冬に地明が始まり、ここには523.7人工もの労働力を投入し(表-44では、35年の地明に含まれている)、地明は翌35年春にも371.4人工を投じ、同年にはこの他に人工数不詳の地明を4町7反余行っている。さらに、その後36年に約38町歩、37年にも約38町歩の地明を行っており、面積の判明するものだけでも80町歩を超えている。37年の地明賃は855円で人工数2,565人となっているから、前年の36年もほぼ同数の労働力が投入されていることになる。いずれにしろ、かつてない規模の地明作業である。

こうした大規模事業を実施するため、35年に事務所と日雇小屋を新築している。表-44にみるように事務所宅地開墾費として13円、事務所新築費に165円、便所新設に12.5円を費やし、また畳13枚を松阪から輸送している。これは本格的な事務所の建築であり、この地域における長期的な森林管理を前提とした建築である。また、同年には植付地への取り付け道路であろうか、新道建設に53.75円を投じて事業基盤の整備を実施している。

苗木の植付は、35年12万3,735本、36年17万8,836本、37年には26万6,250本と、3年間で56万8,821本に達している。しかし、その一方で間植は、36年3万8,280本、37年3万2,400本、38年12万4,500本、39年4万8,840本と合計で24万4,020本とこれも極めて多く、植付に対する間植の割合は43%と高い。なお、38年と39年は間植だけが行われ植付はない。苗木の大量輸送と植付には、技術的に相当の無理があったのであろう。

植付と間植に投じられた人工数は、35年412人工、36年836人工、37年1,032人工となっている。先にみた地明人工数と合計すると、37年には3,588人工もの労働力が投入されている。

苗木は地元猿山では供給できず、川俣村の七日市から輸送されたものが35年48%、36年41%、37年49%と半数近くを占め、残りは森村の犬飼、家野、木屋切、津本などからの供給である。森

表-44 大字猿山屋じ山植付・間植諸経費

年	単位：円										
	事務所 新築	道路開設	小屋新築	苗代	苗駄賃	地明賃	植付賃	植付賃・ 間植賃	間植賃	その他	計
明治35年	202.590	59.100	118.560	250.030	49.146	441.482	164.800	-	-	2.750	1,288.458
36	-	-	-	542.790	89.690	822.502	-	351.120	-	2.500	1,808.602
37	-	-	-	597.300	86.665	855.000	360.500	-	-	2.000	1,901.465
38	-	-	-	136.178	29.395	-	-	-	142.660	1.500	309.733
39	-	-	-	97.680	7.434	-	-	-	70.560	-	175.674

注) 「杉松植付控帳 第二号」明治35年1月より作成。

村において堀内家が杉檜の植付規模を拡大していく中で、苗木の生産地として七日市の比重が高まっている。

猿山屋じ山の植付・間植経費は、表-44 に示したように、37年には2,000円近くに及んでいる。すでにみてきた猿山庵ノ谷の経費は年200~300円、蓮岩屋口は年300~400円であるから、一挙に増大している。35年から39年までの諸経費合計は5,484円に達している。

区の戸数がわずかに10数戸に過ぎない大字蓮で大規模な事業の継続は、蓮のみならず森村全体に及ぼした影響は大きいと思われる。

里道改修工事のために売却された大面積の大字猿山の共有山を購入し、これまでとは段階を画するような大規模な地明と植付が行われている。これには相当の困難が伴ったようであり、明治39年の12月に屋じ山植込成功の謝儀として岡本幸三郎に37,335円、岡本勝次郎に100円が渡されている<sup>(8)</sup>。

## 5 抜伐の作業体系

堀内家の「山林控帳」「山林見改帳」を分析すると、抜伐に関する記載のほとんどが明治25年以降のことで、鶴雄がいかに抜伐を重視していたかを窺い知ることができる。30年代には年50箇所を超え、立木売却のそれに較べて格段に多い。こうした抜伐箇所、本数の多さがこの時期の山林経営の特徴のひとつと思われる。

では、堀内家の杉檜山抜伐は、この時期どのような作業体系のもとで実施されていたのであろうか。これを直接的に示すような技術史料は残されていない。そのため、ここでは明治30年代に抜伐期にあった杉檜山を事例として作業体系の復元を試みよう。

表-45には旧森村から山林3箇所、旧蓮子村と旧青田村から各1箇所、波瀬村から旧月出村の1箇所を選んで、抜伐の概要を示した。それぞれの山林についてもう少し詳しくみると、次のようになる。

まず、①は明治7年(1874)に家野村の森本宗八から購入した杉檜山1箇所(現通称、七万山)、樹木本数7万8,000本余、台帳面積3町7反2畝歩である。この山は植付直後の山と思われ、9年(1876)に「火除堀切入用」として4円50銭、「山近傍木切払費」として6円30銭を支出し、さらに12年に下刈賃として15円50銭を支払っている。その後、25年までの作業経過は明らかではない。抜伐は、25年(1892)の2,649本にはじまり大正5年(1916)までの間に6回も繰り返されている(29年2,290本、32年818本、35年702本、44年121本、大正5年160本)。抜伐年の平均間隔は4.2年である。また、この間の32年の大雪による雪害木の処理として丸太2間

表-45 抜伐の回数

山林所在地	山林取得年	立木売却年	取得~売却 の年数	抜伐回数 (回)	平均抜伐 年間隔(年)
①森村犬飼字七万山	明治7年	大正13年	51	6	4.2
②森村塩ヶ瀬字久次郎かり	明治9年	大正3年	39	4	5.0
③森村宇藤木字湯谷向	明治10年	大正13年	48	6	4.3
④蓮子村字こがさこ	明治4年	大正13年	54	6	5.3
⑤青田村字向イ山	明治10年	大正12年	47	6	4.8
⑥月出村字クズレ	明治10年	大正8年	43	7	3.6

注) 「犬飼村山林見改帳」天保14年、「森領宇藤木山林見改帳」天保14年、  
「森領塩ヶ瀬村山林見改帳」天保14年、「蓮子村山林控帳」文政11年、  
「青田猿山小切畑滝谷仁柿山控」明治24年、「波瀬郷村々山林控帳」文政11年より作成。



4,438 玉、7 尺 144 玉、丈 293 玉を生産し、その跡地に 33 年に檜 610 本、38 年に杉 2,000 本を間植している。この杉檜山立木は、大正 13 年にすべて売却されており、植栽後 50 年を少し超える時期での売却である。

②は今原万蔵から購入した台帳面積 1 町 1 反 6 畝歩の木数 1,800 本余、頭木 4 尺廻りの杉山(現通称、神葬山)である。これは既に成林した山と思われる。抜伐は、27 年の 290 本から大正 2 年までに 4 回(35 年 113 本、37 年 52 本、大正 2 年 4 本)実施されている。

③は小倉吉右衛門より明治 10 年に購入した台帳面積 1 町 6 畝 20 歩の杉檜山(現通称、湯谷向い)で、その木数は 6,000 本余である。頭木目通り廻りが記載されていないので、植栽直後のものであろう。29 年春の抜伐 387 本から大正 10 年まで 6 回の抜伐(32 年 276 本、36 年 201 本、41 年 63 本、大正 2 年 2 本、10 年 38 本)を実施しており、抜伐年の平均間隔は 4.3 年である。この間に、明治 45 年と大正 7 年にそれぞれ風害木の処理を行っている。

④は明治 4 年に蓮子村三四郎から購入した 8 万 5,000 本の杉山(現通称、こがさこ)である。台帳面積 1 町 4 反 16 歩は木数との不整合がはなはだしい。購入の後、25 年迄の作業経過は不詳であるが、25 年の抜伐 527 本にはじまり 6 回の抜伐(29 年 263 本、35 年 269 本、40 年 241 本、大正 3 年 125 本、11 年 120 本)を行っている。この間に、32 年の風害木処理、2 間 85 玉、丈 7 玉、45 年の風害木処理 21 本がある。⑤は明治 10 年に青田村下村栄蔵から購入した杉山(現通称、下田向い)1 町 2 反 20 歩(台帳面積)であるが、木数は不詳である、抜伐は 25 年の 926 本から大正 11 年までに 6 回を数える(34 年 278 本、40 年 242 本、42 年 150 本、大正 4 年 62 本、11 年 100 本)。

⑥は明治 10 年に月出村坂本弥兵衛から購入した木数 3,000 本、頭木目通り尺廻り以下の杉檜山である。この山の抜伐は珍しく 10 年代末からはじまる。19 年 142 本からはじまり 44 年まで 7 回の抜伐である(26 年 267 本、31 年 230 本、33 年 68 本、38 年 59 本、41 年 65 本、44 年 14 本)。購入時に 3 尺廻りの立木があったこと、各年の抜伐本数の少なさからみて林齢の比較的高い抜伐木を含んでいると思われる。

以上みてきたように、明治初期から 10 年にかけて購入した杉檜山は、植栽直後のものであれ林齢の高い立木を含むものであれ、20 年代半ばから伐期に至るまでの間に、4~5 年に 1 回の頻度で抜伐を繰り返している点にこの時期の特徴を見いだすことができる。

こうした多間伐は、技術的には吉野林業の影響が考えられるが、第 2 章第 1 節で論述した「抜伐木の見積と販売」と併せてみると、鶴雄の集約的な山林経営を志向する積極的な姿勢を表していると思われる。

## 6 育林経営の構造

明治 20 年代半ば以降の山林経営費の支出項目を整理し、その推移を示したのが表-46 である。山林管理の形態は地域によって異なっており、支出項目は大きく 2 つに分かれる。第 1 に、堀内家の直轄による事業経費の支出である。これは、旧宮前村を中心とする山林の植林経費(苗代、植付、下刈、抜伐など)と、店員の出張旅費などの項目である。第 2 に「事業一括請負」に係わる支出で「山林費」「山林保護料」「報酬」である。森村、波瀬村(とくに加波)、川俣村(富永、七日市、栗野、田引)そして宮前村の赤桶については、事業経費は山林保護人に「山林費」として渡されている。事業の拡大に伴って請負形態が増加している。これら地域の支出の細目は帳簿から知ることはできない。

表-46 山林経営費の推移（明治25～32年）

その1（明治25～32年）

											単位：円	
年	種子代	苗代	植付	下刈	抜伐	被害木伐	山林費	山林保護料	報酬	出張	その他	計
明治25年	-	16,780	10,170	45,555	-	-	84,282	6,000	-	-	0,820	163,607
26	0,700	22,420	40,505	41,440	-	-	79,612	12,000	-	3,000	4,970	204,647
27	1,550	28,819	18,365	94,960	9,630	-	162,672	10,000	-	3,720	3,150	332,866
28	0,500	80,860	9,860	65,470	18,266	-	499,715	23,000	-	23,423	21,854	742,948
29	-	27,246	7,220	128,740	100,666	17,450	805,764	19,000	10,000	17,710	5,050	1,138,846
30	-	7,872	10,000	144,307	39,770	6,500	1,142,647	59,000	-	-	2,300	1,412,396
31	-	17,491	40,620	167,525	5,200	-	1,610,269	28,000	30,000	-	27,858	1,926,963
32	-	5,738	26,585	47,425	-	12,600	2,503,174	46,000	32,000	28,242	190,696	2,892,460

注) 「娯楽旅行殖産及農事費」明治25年1月、  
「山林費農事費商品購求費」明治31年1月より作成。

その2（明治35～39年）

											単位：円	
年	苗代	植付	下刈	抜伐	山林費	山林保護料	報酬	出張	入札	山林調査	その他	計
明治35年	96,470	12,600	239,410	8,930	2,737,253	8,000	-	39,899	13,665	-	37,820	3,194,047
36	146,124	36,400	166,601	5,320	3,953,171	-	-	19,065	4,400	121,000	14,141	4,466,222
37	65,016	2,000	104,200	39,050	2,599,690	30,000	90,000	45,320	10,200	213,040	20,460	3,218,976
38	49,995	30,200	62,250	10,000	2,613,953	90,000	3,000	38,760	14,940	-	20,595	2,933,693
39	101,060	11,350	113,670	-	2,405,130	43,000	173,335	74,585	-	1,600	47,255	2,970,985

注) 「米穀卸費山林卸費」明治34年4月、  
「支出仕訳帳」明治36年4月、37年4月、38年4月、39年4月より作成。

山林経営に関する支出は、明治25年の163.6円から急速に増加して36年には4,466.2円に達するが、その後30年代の末にかけて若干減少し3,000円前後で推移する。このうち「山林費」の割合は当初は50%程度であったが、明治28年以降にこれが比重を高めて30年には80%を超え、その後80%台から90%に近い水準で推移している。つまり、経営規模が拡大するに伴い30年代には山林保護人に依拠する経営へと変化していくのである。

### 1) 直轄的な管理

堀内家が作業毎に個別に支出する経費について、同じく表-46からみていくことにしよう。先にふれたように、旧宮前村および近辺の山林は堀内家の直轄で植付、下刈、抜伐などの作業が行われている。明治20年代後半にみられる杉檜の「実代」は、この時期自営の苗畑でも苗木の生産が行われていたことを示している。「苗代」は杉檜などの苗木の購入に係わるもので、苗木供給者の数は多いが、20年代半ばから継続的に登場するのは、大西常蔵、滝野卯右衛門、堀内又三郎の3人で、34年以降には田中源次郎からの購入が多くなる。大西、滝野、堀内、田中は、植付や下刈の作業も行っており、堀内家の直轄する山林経営に係わりが深い。杉檜の植付が拡大するにつれて苗木の確保が大きな課題となるが、「滝野卯右衛門へ檜苗前金三円相渡千本二付三円ノ約定致候事」<sup>(9)</sup>と、前渡金を支払い購入価格を事前に決めて確保している。「岡本勝次郎へ杉苗千二百五十本差送ル」<sup>(10)</sup>とあるから、一部は森村まで供給していたようである。

苗木の供給、植付や下刈に携わった滝野、田中、堀内、大西などは、堀内家の小作でもあり、旧宮前村周辺の直轄山林経営の諸作業は、こうした小作を中心として行われている<sup>(11)</sup>。なお、堀内家の小作地は、櫛田川流域以内では旧宮前村を中心とし赤桶、作滝、下滝野、有間野に分布しているが、この時期には川俣村、波瀬村森村には小作地はない。

抜伐賃は明治27年からあらわれるが、宮前村周辺だけではなく川俣村田引・粟野・富永や荻原村の八知山で実施された抜伐にも支払われており、抜伐についてはこの地域まで堀内家の直轄である。

## 2) 山林保護人・看守人による管理

「山林費」の支払いをみると、明治26年まで森村の岡本勝次郎と波瀬村の北村徳兵衛の2人だけであるが、27年に榎嘉兵衛（川俣村富永）、28年に土谷弁吉（川俣村七日市）、30年に天野鶴吉（萩原村）と宮前村の木下栄五郎（宮前村赤桶）、32年に伊藤利一郎（川俣村栗野）と石橋甚七郎（川俣村田引）、37年に石上徳一良（粥見村有間野）と増加する。また、宮前村では35年から大西常蔵が、37年からは田中源次郎にも山林費が支払われる。

とは言え、山林費の支払金額は、山林管理面積の規模によって極端に偏っており、山林費総額の8割前後が岡本に渡されている。山林費の支払いは、事業の進行状況と必要に応じて細かに行われていたようで、岡本の場合、28年には1年間に10回を超え、32年以降は24～25回に増加している。「三十二年度山林費明細書受取候事」<sup>(12)</sup>とあるように、年に一度その明細書を提出している。

「山林保護料」についてみると、岡本の保護料が最も多く、それは25年6円から26年12円、28年15円、30年20円、37年30円と段階的に増加している。岡本に次いで大きいのは、北村で37年に15円、同じ年に土谷と石上は6円、伊藤と石橋は3円となっている。

さて、「山林費計算書」が残されているのは明治39年4月からである。この計算帳から「森村山林費 岡本勝次郎／三十九年度」を整理すると表-47のようになる。勝次郎は、苗木の買入、植付と間植、抜伐（セットで下刈）を直接的に掌握しており、19人（25件）から苗木を購入し、12箇所植付・間植を行い、55箇所抜伐・下刈を実施し、事業費の総額は1,900円となっている。この他に、勝次郎の配下で下刈を行う者が岡本幸三郎をはじめとして6人いる。勝次郎は森村全体の看守人、岡本幸三郎以下は後に「仕事人頭」と言われる人たちであろう。つまり、勝次郎はいわば配下に「仕事人頭」を数人かかえており、彼らを通じて下刈作業を実行している<sup>(13)</sup>。

この年には、23万3,320本と大量の苗木を購入しているが、地域には苗木の大量供給に対応する生産体制が出来上がっていたようである。ちなみに、本数規模別に苗木生産者数をみると、3,000本未満が1人、3,000～5,000本が3人、5,000～10,000本が4人、10,000～30,000本が11人となり、10,000本を超える者が最も多い。

第1章第2節でみたように、近世以来川俣谷の特産物であった茶の生産は、明治30年代半ば以降衰退の過程に入り、堀内家も38年に茶問屋を廃業する。その一方で拡大・展開をみせていたのが杉檜の植付である。20年代末に始まる大規模な植付は、30年代にはより一層加速し、堀内家の資金投入が継続・拡大する。苗木の大量生産から始まり地明・植付・下刈の労働力雇用と増大と継続が、この地域に与えた影響は大きく、その経済構造を変革していく要因となったと思われる。

表-47 明治39年森村における山林費の支払

氏名	単位：円				計
	木苗買入	植付間植	抜伐	下刈	
岡本勝次郎	314.051	693.292	102.419	83.500	1,193.262
岡本幸三郎	-	-	-	123.200	123.200
上中宗太郎	-	-	-	95.050	95.050
上尾為次郎、湯谷由松	-	-	-	97.300	97.300
向井元吉	-	-	-	388.550	388.550
高山宇之助	-	-	-	2.700	2.700
計	314.051	693.292	102.419	790.300	1,900.062

注) 「山林費計算帳」明治39年4月より作成。

## 注

- (1) 堀内家文書「日記」17年5月～20年2月。
- (2) 堀内家文書「杉檜植付控帳」明治29年1月。
- (3) この道行谷は字西出組という旧村の組が所有した入会地を「植地」として直接購入したものである。明治21年の町村制を契機として同22年に旧宮前村、下滝野村、野々口村、作滝村、赤桶村が合併し、新たな宮前村が成立するが、旧村持の入会地はそのまま旧村が継承している。（「明治二十二年七月四日認可済 各大字限り所有財産処分書宮前村長管理」旧飯高町役場所蔵）西出組からの取得は、そうした旧村持山の一部であり、合併直後に早くもその解体が始まったことを示すものである。また、杉檜の植付を予定して取得という点にも特徴がみられる。
- (4) 堀内家文書「青田猿山小切畑滝谷相可仁柿山控」明治24年。
- (5) 森村役場「公有林統一前各区旧証書控綴」旧飯高町役場所蔵、明治44年。
- (6) 前掲「青田猿山小切畑滝谷相可仁柿山控」。
- (7) 前掲「公有林統一前各区旧証書控綴」。
- (8) 堀内家文書「支出仕訳帳」明治39年4月。
- (9) 堀内家文書「日記」明治30年1月4日。
- (10) 堀内家文書「日記」明治30年4月4日。
- (11) 堀内家文書「作相帳」明治32年。この時期の堀内又兵衛、店員の山口庄助も小作である。
- (12) 堀内家文書「日記」明治33年11月13日。
- (13) 看守人と仕事人頭については堀内家文書「堀内本家店則」大正14年9月。

### 第3章 旧村持山の解体

明治期に形成される私有林の多くは、旧村持山、入会林野の解体に由来している。堀内家が取得した山林についても同様であり、基本的には旧村持の共有林がその源泉であるが、旧村から直接取得する事例はあまり多くないようである。

本章では、堀内家が多くの山林を取得した森村を事例として、とくに明治20年代半ばから30年代末にかけての時期について、旧村持共有山の解体の特徴を検討する。さて、前章で明らかにしたように堀内家は、明治16年に年季売買による山林取得を廃止し、それ以降いくつかの例外を除いて、そうした山林の取得はみられない。しかし、櫛田川流域や隣接の宮川流域において山林の年季売買慣行がなくなったわけではない。森村役場「公有林統一前各区旧証書控綴」には、明治30年代の初めに至るまで山林の年季売買が行われていたことを示している。この「旧証書控綴」は、明治22年の町村制施行と町村合併から公有林野の整理統一事業の開始前までについての、森村の各区つまり旧村の共有山売買に係わる諸証文の控えである。

ここでは「旧証書控綴」に綴られた各種証文の分析をつうじて、第1に山林の年季売買という慣行の性格に改めて検討を加えるとともに、それがどのように変化していったのか、第2に明治30年の民法施行がどのような影響を与えたのか、第3に森村の旧村持共有林、入会林野の解体にどのような特徴があったのかを具体的に検討する。<sup>(1)</sup>

第2章第2節の4「経営の拡大・転換期の山林取得」で明らかにしたように、この時期における堀内家の山林取得の特徴は、地域的にはとくに森村に集中しており、かつ面積の大規模な山林を少数の者から取得するという点にある。本章では、こうした山林取得の背景と堀内家の対応を明らかにする。

明治2年、森村の旧村別戸数と人口を表-48に示す。村の数は10ヶ村、戸数は最小8戸から最大で36戸、同じく人口は29人から206人と規模の小さな村々である。大俣村、猿山村、青田村には木地挽改銀が課せられており、木地師の住む村々である<sup>(2)</sup>。これらのうち、明治8年に深野、犬飼、家野、柏野、大俣、久谷、塩ヶ瀬の7ヶ村が合併して旧森村が成立し、130戸721人（同2年）の村となる。櫛田川流域の村々は、明治22年の町村制施行に伴い合併・再編成されるが、この年、青田村、猿山村、蓮村も森村と合併し、新たな森村が誕生する。旧村はそれぞれ面積の大きな村持共有林を所有している。

表-48 旧村の概況（明治2年）

旧村名	戸数	人口
犬飼	25	145
深野	23	131
家野	10	60
大俣	33	206
柏野	13	69
久谷	8	29
塩ヶ瀬	18	81
猿山	13	60
蓮	13	76
青田	36	200

注) 飯高町郷土史編纂委員会「明治二年 大差出帳」  
(写、昭和57年3月9日複製)。

## 第1節 山林売買等の概観

森村の共有山・入会林野は、明治20年代の半ば以降に売渡や貸渡などの形態をとりながら売買されている。

その全体的な推移を表-49に示す。山林の売買等の件数は、明治25年から44年にかけて全体で117件、大字森が13件、大字青田が23件、大字蓮が34件、大字猿山が47件である。売買等は明治27年から32年までの時期に活発化し、その後少し停滞した後に37年から再び活発化するという動きをみせている。まず、明治25年に流域最奥地の蓮と猿山で各1件、明治27年から32年までの時期には、森において明治27年に8件の売買があったのち、28年から蓮、青田で、29年から猿山で売買が盛んに行われはじめ、32年には全体で売買件数が1年間で19件にも達している。37年から44年にかけては、山林売買の多くが大字猿山に集中しているのが特徴的で、他の地域は停滞的に推移している。

こうした山林売買等の名称と内容は様々であるが、これを大字別に整理しその特徴を検討しながら、課題に接近することにしよう。

表-49 旧村共有山の売渡・貸渡等の推移

年	単位：件				計
	森	青田	猿山	蓮	
明治25年	-	-	1	1	2
27	8	-	-	-	8
28	-	3	-	7	10
29	-	2	3	2	7
30	-	8	3	3	14
31	-	3	4	3	10
32	1	5	4	9	19
33	-	1	-	-	1
34	-	-	3	1	4
35	-	-	1	-	1
36	1	-	1	-	2
37	-	-	2	4	6
38	2	-	5	-	7
39	-	1	6	-	7
40	-	-	2	-	2
41	1	-	3	-	4
42	-	-	2	-	2
43	-	-	7	-	7
44	-	-	-	4	4
合計	13	23	47	34	117

注) 森村役場「公有林統一前各区旧証書控綴」明治44年より作成。

## 第2節 旧村別の山林売買

### 1 大字青田

大字青田における売買は23件うち22件が明治28年から32年のものである。これらを契約種類別にみると2つのタイプに分かれ、年季売渡が18件、単なる売却が5件となっている。また、地上権については、地上権設定登記の承諾書がわずか1件みられるにすぎない。

## 1) 年季売渡

年季売買契約書の内容は、次の事例に示すように簡略である。

## 【史料-5】

山林地所樹木共売渡証書  
 飯南郡森村大字青田字カツエ坂  
 八百九十八番山林二十二町二反歩之内  
 旧字獄ノ大平ト申処

一山林一ヶ所反別八反歩  
 旧字ザゼン岩ト申処  
 一山林一ヶ所反別八反  
 但シ四方境界ハ別紙絵図面ノ通

年限ハ明治三十一年一月ヨリ来ル明治百三十一年十二月迄満百ヶ年間売渡候  
 合計反別一町六反歩樹木ハ悉皆有姿之俣

此売渡代金百円也

右之山林大字青田一村共有持ニ有之候処、今般一同協議之上前記代価ニテ丸百年間売渡代金正ニ受取候処確實也、然ル上貴殿御勝手ニ御支配可被成ハ勿論、尚伐木ノ節運搬セラルハニ道路若クハ谷筋等貴殿之便宜ニ任セ自由ニ輸出可被成候共一切故障無之候、万一他ヨリ何等ノ事故申出逆乱之妨害スル者有之トキハ、左ノ加判人罷出一時ニ訳立仕、少モ貴殿江御損難等決テ相掛申間敷候、為後日山林地所樹木共売渡証文如件

飯南郡森村大字青田

明治三十一年一月十日

中栞庄吉 印

(外 41 人連署印)

同郡同村大字森

森内まつ殿

右追認候也

三十四年三月二十三日 森村長民谷豊三郎

この証文は、「大字青田一村持」の「山林地所」と「樹木」を年季付きで売渡すもので、明確に「山林地所」つまり土地の年季売買である。合計反別 1 町 6 反歩の土地の年季売買であり「樹木ハ悉皆有姿之俣」は付帯的である。土地と樹木悉皆を代金 100 円、年限 100 年で売渡し、100 年後の木材搬出路の保証を規定している。櫛田川流域では近世から年季売買がみられるが、この証文のように林地と立木を明確に区分する年季売買は、明治期にはいと現れ<sup>(3)</sup>、年季売買が土地の年季売買であることを、より明文化して示している。この点は、重要である。森村では山林の年季売買が、立木の年季売買ではなく土地の年季売買だからである。

この売買の時点で売渡代金 100 円の授受がみられるが、奈良県吉野地方のような立木伐採時の歩口金に関する規定はない。他の年季売買についても同様である。売買の年限は、短いもので 50 年、長いもので 300 年であるが、100 年季が多い。近世に一般的に見られた立木一代限りは、1 件だけである。木材搬出路の保証は、この流域では近世からみられる文言で、いずれの証文にもみられるが、これも重要な規定である。なお、明治 34 年 3 月に森村長の「右追認候也」という追

記がみられるが、この点については後に触れることになる。

大字青田の年季売買は、こうした「樹木ハ悉皆有姿之俛」の雑木山が主なものであり、その他には「立木無之」山林が3箇所、椎茸山が2箇所である。杉檜の植付に係わる売買は少なく、1件だけにすぎない。それは、明治29年11月に川合佐市他6人が粥見村野呂亀蔵に100年季で売渡した字カツエ坂の7町歩で、「人民協議ノ上製地杉檜苗地トシテ今般頭書価格ヲ以テ貴殿へ売渡シ」（「山林樹木売渡証券」）とある。その他については、表題のみならず契約内容をみても杉檜に関する記述は見られず、これが青田の売買証文の特徴となっている。

年季売買山林の売主は、①大字青田の40～42人連署のものが8件、②3～9人連署のものが6件、③森村長が3件に、④単独個人が1件、分かれる。①は大字青田の構成員全員の共有林で、売買証文の連署者数は41～43人である。②は共有林を組単位などに分割した山林である。ちなみに、売買証文のなかには「大字人民見認のうち裂地」「大字人民協議のうち裂地」といった大字青田のなかで共有林を分割したことを示す文言がある。また「明治二十四年二月十日村会議決ノ上各組合中五組ニ分配致我等所有罷有」という記述も見られる。つまり、青田では明治24年に村会決議のうえ共有林を組に分配しているのである。③は森村長の管理のもとにある村有林の売買である。村長民谷豊三郎が、村会の決議をへて町村制第127条にもとづき郡参事の許可を得て売却している。次項の単なる売渡と同じ形式であるが、これに年季を100年と規定する「約定書」が添えられている。④は②のうちの1件で椎茸山の転売であり、元証文を添えたとある。

買主は、同村大字青田の個人が10件（うち5件は床呂宗兵衛）、大字森が2件、村外は隣接波瀬村が1件、櫛田川中流域の粥見村が2件、奈良県八木町が2件、不明が1件となっている。奈良県の2件は、八木町の椎茸商人・好川他2人が、明治28年に「焼野込山及山地」を100年季で、39年に「椎茸山」（年季不詳）を購入したものである。好川等の28年の年季付き購入は、先に示したこの流域の年季売買証文の形式を踏まえている。好川は、大字連でも共有林を3件取得しており、その最初は25年のことでこの流域への参入は早い。

なお、18件の年季売買のうち13件に先の証文と同様に「右追認候也／三十四年三月二十三日森村長民谷豊三郎」と追記がみられ、売買の後に村長が追認という形で関与する形式をとっている。これら年季売渡の共有林も村長管理の山林であることを後追的に示しているのである。

## 2) 売渡

単なる売渡は、つぎに示すような事例である。

### 【史料-6】

売渡証

飯高郡森村大字青田

千百二十六番ノ内第三

字向イ山

一山林反別五町歩 但立木無之

地価二円三十銭

代金四円也

右山林飯高郡森村大字青田共有土地ニ有之候処、本村会決議ノ上町村制第二百二十七条ニ依リ郡参事会之許可ヲ経テ貴殿江売渡前記代金正ニ受取候処確實也、依テ売渡証如件



(ママ)  
飯高郡森村長

明治三十年七月三日

売主民谷豊三郎

(ママ)  
飯高郡森村大字青田三十三番屋敷

藤本喜兵衛殿

このような無立木の山林「売渡証」が4件、その他に「地所売渡証」1件が単なる売渡である。これらの5件はいずれも「大字青田共有土地」であるが、売主は森村長である。明治22年の町村制施行と町村合併の後に成立した村長管理の村有林が、村議会の決議のうえ町村制第127条により郡参事会の許可を得るという形式を経て売却されている。なお、町村制の第127条には「左ノ事件ニ関スル町村会ノ議決ハ郡参事会ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス」とあり、関連するのは「二 基本財産ノ処分ニ関スル事ノ三 町村有不動産ノ売却譲渡並質入書入ヲ為ス事」の2事項である。

買主は青田住人が4件、川俣村宮本が1件、面積は1町歩未満が2件、1～5町が1件、5～10町が2件である。

先にみた年季売買のうち3件の売主が森村長であり、単なる売渡と併せて8件がこの売買形式をとっており、いずれも明治30年のことである。

## 2 大字森

大字森の売渡等証文は、2つに分かれる。まず第1に明治27年3月の「山地生立木共年限売渡証書」と題する年季売買が7件、同年12月の「山林売渡証券」1件でこれは単なる売買である。第2に地上権設定に係わるもので、明治32年6月の「土地使用契約書」(地上権設定契約)1件、そして明治36年から41年にかけての「契約証」3件である。

### 1) 売渡

年季売渡の内容は、大字青田のものとはほぼ同じである。明治27年3月に飯高郡森村大字森の売主惣代森田伊太郎他10人が連署し、同じ森の元犬飼組へ売渡した証書、「山地生立木共年限売渡証書」を事例にみると、つぎのとおりである。第1に「区会之評決ヲ経テ」大字森が所有する山地・立木ともに70年の年季付きで売渡されている。土地とそこに生育する立木を区別した年季売渡であり、先の大字青田の事例と同様である。第2に売渡代金は15円で、立木伐採時の分口金支払い規定はない。売渡には何の条件も付けられていず、70年の年季期間中は全くの買い手の勝手支配である。第3に年季の経過後は土地・立木ともに全て大字森の所有に復することになっている。

年季売7件の証文は、ほぼ同じ内容である。これらは明治27年3月1日付けであり、どのような事情が不明であるが、一挙に売買されたことを示している。山林の売主は、いずれも大字森の惣代森田伊太郎他9人から11人である。先にみたように、大字森は近世の7箇村が合併して成立しており、他の大字とは売主の性格が異なると思われる。購入者をみると次の特徴がある。5件は同村在住の個人への売渡、残る2件は近世の「村」である元犬飼組、元深野組への売渡である。

元深野組への売渡には、次のような同日付けの「添書」がある。「但右地所ハ当大字各組々所有之茅山ト同シク、元来御組中之御所有ニ有之候故、前記本文契約ノ年期経過候上ハ各組々所有之茅山ト同一ニ処分致スヘクハ当然ノ事ニ候ヘハ、右組々所有ノ茅山ヲ処分致迄ハ年数ヲ問ハス旧慣ノ通り御組中ニ於テ御勝手ニ御所有御支配可被下候、依テ為後日付候也」。つまり、大字森で

は各組が茅山を所有しており、これは近世の「村」が明治8年に合併した時に入会山を継承したことを示している。一旦、大字森の所有となった茅山を元来の利用者・深野組に、70年の年限つきで売り渡す形式をとって戻しているのである。売渡山林の場所は「字ほその」が2件、「字馬こば谷」が2件、「字大名倉」「字布引」「字陰地山」が各1件である。

次に単なる売渡は、27年12月の「山林売渡証券」1件だけである。この売主は森村の村長民谷豊三郎、買主は飯野郡漕代村の黒部竹次郎で、村有林の売却である。字大名倉の山林3町8反歩余を250円で、先に見た大字青田の村有林売却と同じ形式、つまり村会決議のうえ町村制第127条により郡参事会の許可を得てから売却している。こうした形式の村有林売却は、森村ではこれが初めてである。しかし、この売買には地主惣代の今原久六・小倉増吉・岡本勝次郎・森内安蔵・亀田治郎助4人の連署があり、地盤の丈量をおこないその野取図を添えたという内容の添え書きがある。実質的な所有者は彼ら地主である。黒部は既にふれたように櫛田川下流の法田の木材問屋である。

### 3) 地上権

明治30年の民法が規定する地上権を適用した契約証文が、明治32年6月に森村に始めてあらわれる。次に示す土地使用契約書である。

#### 【史料-7】

##### 土地使用契約書

三重県飯南郡々有財産トシテ殖林事業ヲ経営スルニ付、三重県飯南郡長へ同郡会ノ決議ニ依リ同郡森村大字森村財産管理者タル同村長ト地上権設定ニ関シ左ノ契約ヲ為ス

第一条 使用スヘキ土地ハ三重県飯南郡森村大字森村ノ所有ニ係ル

三重県飯南郡森村

大字森村地内

字大名倉二千四百五十二番地山林反別拾九町歩ノ内

一山林明地実測反別拾町歩一ヶ所（別紙図面之通）ニシテ、今回本契約ヲ締結スルニ付テハ現今ハ勿論将来ニ於テモ第三者ニ対シ何等ノ関係ナキモノトス

第二条 使用期限内契約地ニ対スル公課其他ノ諸係費ハ総テ地主ニ於テ負担スルモノトス

第三条 契約地使用期限并ニ方法ハ、明治三十三年ヨリ向五ヶ年間毎年反別二町歩宛杉檜ヲ植込ミ、而シテ植込ノ当年ヨリ爾後五ヶ年目ニ相当スル年ニ於テ反別二町歩ツ、皆伐明渡シ、都合五十四ヶ年目（契約ノ当年ヨリ五十五年目）ニシテ全部返還ヲ了スルモノトス

但本條使用期限ハ伸縮セスト難モ、使用者ノ都合ニヨリ明治三十三年ヨリ向十ヶ年ノ期間内ニ於テ、本條植込反別並ニ時期ヲ変更スル事。アルモ、地主ニ於テハ故障ナキモノトス

第四条 使用料ハ契約金並ニ歩口ノ二種トシ、左ノ方法ニ依リ使用者ヨリ地主ヘ支払フモノトス

（一）契約金ハ反別一町歩ニ付金十円ノ割ヲ以テ、第三条植込ノ部分ニ対シ其年五月三十一日ニ於テ受渡ヲ為スモノトス

但明治三十三年植込部分ニ対スル契約金ハ、同三十二年度ニ支払フモノトス

（二）歩口ハ立木伐採（抜伐ヲモ含有ス）売却ノ都度、其代価ノ二十分一ニ相当スル金額

ヲ授受スルモノトス

第五条 契約地区周囲へハ使用者ニ於テ、必要ノ時期ヲ計リ相当ノ防火線ヲ設クルモノトス

第六条 契約地使用期限中若其全部若クハ幾部分火災ニ罹リ立木焼損シ伐採ヲ為シタルトキ、其跡地ハ使用者ノ都合ニ依リ第四条第一ノ契約金ヲ要セスシテ、更ニ尚一期間（植込ヨリ五十ヶ年間）本契約ヲ継続スル事ヲ得ルモノトス

第七条 天変地異ニ依リ契約地ノ全部若クハ幾部分原形ヲ変シ使用ノ目的ヲ違スル事ヲ得サル場合ニ遭遇シタルトキハ、其罹災部分ニ対シテハ本契約自然消滅ニ帰スルモノトス

第八条 前二条罹災ノ結果ニ依リ樹木ヲ伐採売却シタルトキ、歩口金ノ授受ハ第四条第二ノ規定ニ依ルモノトス

第九条 使用者ニ於テ若第三条計画ノ全部若クハ幾部分履行セサルトキ、其部分ニ対シテハ本契約ハ消滅スルモノトス

但本条ノ場合ニ於テハ其計画ノ履行セサル部分ニ対シ、其際第四条第一契約金ノ半額ヲ使用者ヨリ地主ヘ支払フモノトス

第十条 使用契約期限内、郡有財産管理上又ハ其他ノ事故ニ依リ本契約ノ使用权ヲ他ニ移付スル事アルモ、地主ニ於テ故障ナキモノトス

右契約ノ確實ヲ証スル為メ、茲ニ署名捺印シ、双方一通ツ、保管スル者也

明治三十二年六月二十九日

地上権者

三重県飯南郡長 橋本三郎 印

同県同郡参事会員 星合正輔 印

同県同郡参事会員 神川 節 印

土地所有者

同県同郡森村大字森村

右村長 民谷豊三郎 印

これは飯南郡の郡有財産の造成を目的として森村長民谷豊三郎を土地所有者、飯南郡長橋本三郎他2人を地上権者とする土地使用契約で、「公有林統一前各区旧証書控綴」に最初にあらわれた地上権設定契約である。

この契約では、面積10町歩の契約地に、明治33年から5年間毎年2町歩ずつ杉檜を植込、50年後から毎年2町歩ずつ伐採しつつ土地を返却していく。土地使用料は、植込時に契約料そして立木伐採時の歩口金の2つである。これは、後に検討する大字蓮の【史料-9】「山林樹木植付規約」（明治28年7月18日）にもとづく年季貸渡契約をふまえた契約条項となっている。この年季貸渡契約に代わる地上権設定による土地使用契約という新たな契約関係を、この地域の共有山関係者に具体的に示したのである。

三重県の郡有林は、大正初期に県内11郡で設置されており、その箇所数は23、面積は1,059町歩である<sup>(4)</sup>。郡有財産の造成と林業の奨励を目的としているが、その特徴のひとつとして地上権設定の多いことがあげられる。23箇所のうち18箇所が地上権設定によるものである。それらの中で飯南郡の郡有林は、県内で初めての地上権設定による郡有林であり、その後大正初期にかけて各郡へと展開している。地上権設定の先駆的な役割をはたしている。

この「土地使用契約」の後、大字森の共有林の年季売買は、地上権設定契約へと移行していく。

明治 36 年から 41 年にかけて 3 件の「契約証」がみられるが、これらは前記の「土地使用契約」に倣い、契約内容をより簡略化した地上権設定の契約である。まず第 1 に契約に際して契約金の授受があり、また立木伐採時の分口金支払いに関する規定がある、第 2 に地上権設定年限は 100 年から 130 年、第 3 に杉檜等の植付期間は 15 年から 20 年（毎年杉檜苗 10 万本以上の植付を規定する契約もある）、第 4 に貸主は大字森の区長単独で関係者の連署はない。買主は森在住者が 1 件、川俣村七日市の横山元三郎が 1 件、所在地不明が 1 件である。

近世以来の山林年季売買は、民法の制定以降に「地上権」設定へと移行していくが、櫛田川流域においてその契機になったのは、地上権による郡有林の設定と杉檜林の造成であったと思われる。

### 3 大字蓮

大字蓮の売渡等箇所数は 34 件で、うち 25 件が 28～34 年に集中しており、その後は 37 年に 4 件、44 年に 4 件と断続的である。契約書の種類を大別すると、年季売渡が 4 件、年季貸渡が 22 件で、その他に地上権貸渡が 1 件（4 箇所）、地上権売渡 1 件（4 箇所）となる。蓮の売渡等には青田や森にはみられない年季貸渡という証文があらわれる。

#### 1) 売渡

売渡の特徴は、まず買主がいずれも県外者（奈良県高市郡、宇陀郡）という点にある。これらは、2 つのタイプに分かれる。

第 1 に「一村持山林売渡証券」「立木一代限杉檜植地売渡証券」の各 1 件で、山林の購入者による杉檜の植付を想定ないしは条件として売渡すものである。一村持山林売渡は、大字蓮が明治 25 年に山林反別 15 町歩「立木当時有姿俣不残」を 100 年季で奈良県高市郡八木町の好川浅治郎、辰巳清一郎に売渡したものであるが、これは購入者による杉檜の植付を想定している。そして立木一代限杉檜植地売渡は、明治 28 年に奈良県高市郡の好川キサに売渡した植地であるが、購入者による杉檜の植付を明確に条件とするものである。

第 2 に「杉檜立木及植付百ヶ年売渡証券」、「杉苗植附山林売渡証」の各 1 件で、これらは杉檜を植付した後に売渡したものである。杉檜立木及植付 100 ヶ年売渡は、蓮の今西音松が明治 31 年に山林 1 町歩、杉檜植付 1 万 1 千株を奈良県宇陀郡榛原町前川安治郎に年季売し、区長が奥書したもの、杉苗植附山林売渡は、蓮の本地寅吉が区から借受した土地に、杉苗を植付けて所有していた山林を、明治 30 年に奈良県宇陀郡政始村の辻野久吉に 100 年季で売り渡したものである。

明治 25 年、奈良県八木村の椎茸商人好川等が蓮の村持山林を始めて取得する。彼らが大字蓮の村人と取り交わした山林売買証文は、その後の売買等を検討するうえで重要となる。その性格をより鮮明に示しているのは、次に示した 28 年の「立木一代限杉檜植地売渡証券」である。

#### 【史料-8】

立木一代限杉檜植地売渡証券

伊勢国飯高郡森村大字蓮

宇岩屋口五十六番山林二十町歩之内

一山林十五町歩 現在立木有姿ノ俣付

四至境目別紙絵図之通

此売代金五十円也

右山林及地所森村大字蓮一区協議之上、前書之代金ニテ売渡候事左之如シ

第一条 前書売渡代金本日正ニ請取申候事確實也、尤モ爾来左ノ条項ニ基、貴殿随意ニ御支配被下度候事

第二条 該地ニ現在立木之内本日迄ニ売渡タル立木種類伐採期限及ヒ買収人姓名左ニ

第三条 (ホソ) (シデ) (ミズホソ) ノ三種木ハ、来ル明治三十四年十二月三十日限ニテ伊勢国飯高郡森村大字蓮大瀬儀兵衛ニ売渡有之候事

第四条 第三条中ニ売渡シタル立木外ハ貴殿所有ノ物件トス

第五条 第三条中項目之立木売渡タル伐採年限超過スル時ハ、買収人之権利消滅シ、貴殿之所有権利ハ勿論将来勝手ニ御伐採御支配可被下候事

第六条 該山地杉檜其他ノ種木植付着手ハ、明治二十九年ヨリ来ル明治三十三年十二月三十日迄満五ヶ年間ニ多少ニ不拘植付被成下度

第七条 該山地杉檜其他種木植付ハ、明治二十九年ヨリ来ル明治四十八年十二月迄満二十ヶ年間トス

第八条 植付タル杉檜下刈皆伐等之際ハ、貴殿ヨリ他へ売却代金一百円ニ付金六円ツヽ地租地方税諸入費分口金トシテ御払渡被下度、若シ不納之節何人ニ限ラス伐採差押可致候事

第九条 第七条ノ植付期限内ニ植付無之時、或ハ其幾分ヲ植付残地アル場合ニハ、当蓮区エ御返戻被下度候事

第十条 売渡分口金当区ニ御払込ハ、伐採後ヨリ材木運出マテノ間ニ払込ヘシ、最モ其当時該材木相当ノ代価見積リ分口金ヲ定ムルモノトス、若シ双方ニ代価不当ナル旨申立ル場合ニハ他評価人二名若クハ三名選出シ評価致サス事

第十一条 山林伐採ノ際材木出シ道并ニ土場等買収人於テ便宜ノ場所へ御仕出シ可被成候事

前条契約ヲ以テ貴殿売渡候處確實也、然ル上ハ売渡之年限立木一代限り貴殿自由ニ御支配可被成候、最モ売渡シ之儀ニ付当区内ニ於テ故障無之候、依テ一同連署ヲ以テ植地立木一代限売渡証書如件

伊勢国飯高郡森村大字蓮一番屋敷

明治二十八年六月二十日

今西卯市印

(外 16 人連署印)

大和高市郡八木町大字八木百十七番屋敷

好川キサ殿

この証文で売買の対象となっているのは、山林 15 町歩の土地と当時現存した立木全てであり、その期限は立木一代限りである。つまり、文字通り土地の年季売買である。但し、ホソ、シデ、ミズホソの 3 種類はすでに明治 34 年 12 月末までの年限で売却されていたが、その後は好川の所有となる。ホソは檜の地方名であり、3 種類の樹木購入者・大瀬は地元のシイタケ生産者のようである。

さて、この売買形式は 2 つの点で従来のもとは異なる。まず第 1 に「売代金」の他に第 8 条および第 9 条において皆伐・下刈（間伐）時の「分口金」支払いに関する規定を設けている。この

地域では近世以来「分口金」の条項を記載する年季売買証文にはみられないが<sup>(5)</sup>、この売買では「分口金」の支払いを規定する奈良県吉野地方の証文形式を導入している。「地租地方税諸入費」というのが「分口金」支払いの理由である。第2に既に触れたように買主・好川による杉檜等の植付が義務づけられている点にある。第6条において明治33年12月までに植付に着手すること、第7条で植付の期間を明治48年12月までの20ヶ年間とし、第9条でこの期間内に植付が実施されない場合、また植付残地がある場合には土地を蓮区に返戻すること、と規定している。こうした購入者による杉檜等の植付を条件とする山林年季売買証文は、これまで見られないものである。しかし、土地の年季売渡の件数は少なく、次の年季貸渡の形式へと移行していく。

## 2) 貸渡

年季貸渡は明治28年に登場する。以降、これが大字蓮において主要な形態となっていく。証文の表題は、「杉檜植地百ヶ年貸渡」（貸付）が9件、「杉檜植地貸付定約」が6件、「杉檜植地貸付」が1件、「杉檜植地年限貸渡」が3件、杉檜植地立木100ヶ年間貸渡が2件、その他に山地年季使用約定証1件である。これらはいずれも年季付きの貸渡で、その年季は21件が100年、1件が130年と長期である。

こうした年季貸渡は、次に示す明治28年7月18日制定の「山林樹木植付規約」<sup>(6)</sup>を契機として一挙に進展する。

### 【史料-9】

#### 山林樹木植付規約

第一条 明治二十八年七月付ヲ以テ当大字蓮一同決議ノ上、杉檜山桐植付規約相定ムル事

第二条 苗木植付ノ際ハ、区長議員并ニ山守之貸付証ヲ受ルモノトス

第三条 区長ヨリ貸付証ヲ受ズシテ樹木ヲ植付タル者ハ、其俣当区エ没収スルモノトス

第四条 植地貸付料ハ樹木伐採ノ節其売上代金百円ニ付三軒屋ヨリ下ハ金十円トシ、三軒屋ヨリ里迄ハ七円、里ヨリ奥ハ金五円トス

第五条 貸付期限ハ百ヶ年ヲ一期トシ、満期ノ節ハ区内エ戻スモノトス

第六条 貸付料区内エ払込ハ、年期中ト雖モ皆伐并ニ抜伐ノ際納ムルモノトス

第七条 貸付地エ植込期限ハ五ヶ年トシ、期限内植付ザルモノハ現地区内エ引上ルモノトス

第八条 出道材木置場便宜ノ場所ヲ使用スルモノトス

第九条 植付山林境界ハ植付限リトス

第十条 山守人ハ前条ノ植付分合金ノ内ヲ以テ、伐採毎ニ百円ニ付金一円五十銭ヲ検査手当トシテ仕給スルモノトス

右ノ条々堅ク相守リ故障無之モノトシ区内一同連著スルモノナリ

飯高郡森村大字蓮

明治二十八年七月十八日

区長中西大吉 印

議員中西芳松 印

中北秀之助印

(外16人連署印)

これは杉檜桐の植付のための土地の年季貸付け規約で、貸付け年季は100年季、植付け期間は5年間、面積は植付限り、貸付料は皆伐・抜伐のときに植付箇所により木材売り上げの100分の7、100分の5、100分の3を支払うことになっている。借地料の後払い契約である。この規約は【史料-8】にみた年季契約の条項とは大きく異なっている。植付資金を持つ者であれば、5年の間無制限に植付け面積を拡大することができる、まさに植付実施を最優先とする年季貸付け規約である。

規約の制定後、大字蓮の共有山林はこの規約にもとづいて、杉檜の植地として100年と長期の年季で貸付されていく。共有山林の年季売買は、杉檜植地の貸付へと大きく変化していくのである。

さて、年季貸付の契約内容を明治30年11月に大和高市郡八木町大字八木の好川浅治郎・辰巳左一郎に貸渡した杉檜植地（「杉檜植地立木百ヶ年間貸渡証券」）を例として確認しておこう。この植地は、大字蓮水越第341番反別85町5反歩の山林のうち20町歩で大字蓮区の規約に基づく植地貸渡契約である。契約条項をみると、第1条で100ヶ年の貸渡、2条で植付年限は5ヶ年、この期間に植付のない時は貸付証は反故、3条では植付樹種を杉檜その他とし、この山林に存在する樹木は勝手支配、4条は下刈皆伐の際に売却代金100円につき7円を蓮区に納める、分口金不納の場合は区が材木を差し押さえる、5条では借主が山林を他に売却する時は区長・議員・山守の証明が必要、この証明無しに売買した場合は植付山林を区に取り戻す、6条では植付期間を明治31年より50年12月までとし、植付限りを境界として植付残地は区へ戻す、なお出道・土場など好きな所に、と規定している。

まさに、「山林樹木植付規約」に基づいた契約であるが、年季貸渡の条項は植付期間のように規約とは少し異なる箇所がある。このように年季貸渡の契約条項はそれぞれの契約により多少の差異がある。証文が示す契約条項を個別に検討すると、まず第1に全22件のうち20件が区の規約に基づくこと明記している。第2に貸付の年季は、21件が100年、残る1件が130年である。第3にうち15件が植付期間を規定しており、その内訳は植付期間2年1件、5年が10件、6年・17年・18年・20年がそれぞれ1件となっている。植付期間を5年とするものが多いが、17年から20年と植付期間が長期に及ぶものもある。第4に貸付地の境界を「四方境目ハ植付限り」のように植付限りとするもの10件、「四至境界別紙絵図面之通り」のように別紙図面のとおりとするもの5件で、近世の証文のように東西南北の境界を記述するだけのものは、売渡・貸渡など全体をつうじて僅か1件にすぎない。第5に分口金を明記する証文は21件で、その内訳は5分が5件、7分が9件、1割が7件となっている。いずれにしろ、山林樹木植付規約を基本的に踏襲する貸付証文の多いことがわかる。

大字蓮の貸渡証文をみると共有山林の売主は、①区長単独、②区長・議員・分口取調人等数人、③区民15～18人連署の3つのタイプに分かれる。蓮住民への貸渡の場合は①ないし②、蓮以外の者への貸渡の場合には②ないし③となっている。

借主についてみると、村外者の面積が大きく、また村内者もふくめ特定の者に集中する傾向がみられる。村外者では宮前村の堀内鶴男が10町歩、15町歩の2件、奈良県高市郡八木町の好川浅治郎外1人が20町歩、同県宇陀郡松山町の金沢徳次郎が5町歩である。森村内では大字森の森内安蔵が6件で9町3反歩、蓮では今西卯市が4件で2町5反歩、中西芳松が4件で6町5反歩である。なお、森内安蔵は櫛田川上流部において有数の事業者である。

堀内鶴雄は、明治29年12月に大字蓮人民15人と次に示す「山地年期使用約定証」を締結する。この契約内容は、これまでみてきた契約とは性格を異にする借地契約である。

## 【史料-10】

## 山地年期使用約定証

伊勢国飯南郡森村大字蓮字岩屋口（旧字泉）

五十六番ノ内

山林反別凡十町歩

但別紙境界図面之通

此使用料金壹百拾円也

右山地ハ森村大字蓮共有之处、前記金額ヲ以テ明治二十九年ヨリ向百ヶ年間堀内鶴雄へ貸与之契約ヲ取結ヒ、使用料之受払正ニ相済候事

一此山地之義ニ付向後自他之故障更ニ無之、万一将来如何様之義相生シ候トモ大字蓮ニ於テ速ニ埒明ケ可申事

一右山地ハ植付之樹木百ヶ年ヲ経過セシ後ハ速ニ伐取之上、明地ハ無代価ヲ以テ大字蓮へ返戻可有之事

一右山地ハ反別ニ不拘別紙相添タル境界図面之通支配可有之事

一右山地保護之義ハ大字蓮ニ於テ怠リナク十分之注意ヲ相加エ、野火烧入之患害無之様警戒可致候事

一此契約書ハ二通ヲ調整シ相互契印之上、村会ノ議決ヲ経テ此契約之正当ナル手續ヲ経タルモノタル事ヲ証明シ、双方ニ取置クモノトス

右為後日山地年限使用契約証如件

飯南郡森村大字蓮人民

明治二十九年十二月十四日

今西卯市 印

(他 14 人連署印)

飯南郡宮前村大字宮前

堀内鶴雄殿

前書山地年期使用約定書ハ、本村会ノ決議ヲ経テ正当ナル事ヲ証スル為茲ニ奥印致置候也

右村長

明治二十九年十二月十四日

民谷豊三郎 印

この証文では、契約の時点で山林反別凡 10 町歩 100 年間の使用料として 110 円が支払われ、つまり借地料が前払いされ、間伐・皆伐時における分口金の支払いはない。その他に伐採後の土地の無代価返戻に関する条項、山地の保護に関する大字蓮の義務規定を設けており、これらの契約条項は、近世から明治初年にみられた堀内家の年季売買契約の形式を踏襲する内容である。つまり、堀内鶴雄は近世の年季売買契約を土地の年季付借地契約に読み替えて契約を結んでいるのである。この契約は、「山林樹木植付規約」制定の 1 年数ヶ月後のことであるから、堀内家はこの時点では大字蓮の植付規定に従わず、また大字蓮の人民もそれを認めていることになる。

別稿で明らかにしたとおり、三重県では地所年季売買の買主に交付された地券と公証の付与は、明治 16 年に取り消される。そのため年季売買は制度的には全く保証の無いものとなり、堀内家の「山林控帳」「山林見改帳」から 16 年を境として年季売買契約は姿を消している<sup>(7)</sup>。

しかし、明治 29 年 12 月に至って山林の年季契約は年季売買ではなく年季使用（借地）として、



「山地年期使用約定」と名称を変えて再び登場するが、近世の年季売買の証文形式を維持しているのが特徴的である。かつて年季売買では契約時に土地代を支払っていたが、年季付借地でも同じように契約時に土地使用料を前払いしている。大字蓮の植付規定、分口金支払いに疑問を感じたのか、これを契約に採用しなかったようである。

その後、区の植付規定による貸付契約が一般化するなかで、また【史料-7】でみた飯南郡長と森村長とによる「土地使用契約」の締結の後、堀内鶴雄は明治34年9月に「杉檜植地百ヶ年間貸付証」を大字蓮区とむすび植地15町歩を借地している。これは区の規定にもとづくもので植付期間が20年と長期で、間伐・皆伐時に売上額の5分を区に支払う契約である。植付期間は20年と大字蓮の年季貸付契約のなかでは最も長期である。しかし、この山林は明治38年の「山林見改帳青田、猿山、蓮」には記載されていないし、40年の「土地台帳」にも見られない。契約が破棄されたと思われる。したがって、鶴雄は、長期にわたる植付義務を伴い、間伐・皆伐時に分口金を支払う形式をもつ山林の貸借契約を行っていない。この契約は、植付の強制があるうえに、間伐・皆伐時の分口金支払いや不確定な山林境界をめぐって、後に地元住民との間で問題が起ると予想したのであろう。

### 3) 地上権

明治28年に始まる年季付き貸渡のうち14件は、その後に地上権を設定しており、うち13件が34年に一斉に設定する。契約書には34年3月の区民連署の地上権設定登記申請に関する承諾書が添えられている。つまり、年季貸渡のうち64%が、32年の森村の地上権による郡有林の設定を契機として、34年に地上権設定登記へと展開している。これにより貸主と借主の双方の信頼関係に基づくすぎない山林の年季貸渡契約が、地上権設定により民法に基づく強い権利・物権へと変化する。森村における郡有林の造成は、地上権設定の模範林でもあったのである。

その後、大字蓮では明治37年に「杉檜殖林地年限貸渡証」という証文の名称で、共有山林4箇所をまとめて地上権設定して貸渡しが行われている。地上権範囲反別は合計で31町歩である。第1条で地上権設定期間(157年)、第2条で植付期限(32年)とし、植付を実施しない時は貸付証書を返却、第3条で地上権設定目的(地上産物の自由処分と植林収益)、第4条で間伐・皆伐時に売上高の100分の5を区に支払い、第5条で当該山林を他へ売買するときは区長の証明を要する、第6条で出し道と土場について規定している。貸主は大字蓮の今西音松他13人、借主は同大字蓮の中西芳松、高尾善吉である。「山林樹木植付規約」を踏襲した地上権の設定となっており、ここにおいても契約時における貸渡代金の授受はなく、間伐・皆伐時に分口金の形で支払われる。

明治44年になると地上権の売渡がみられる。同年の地上権売渡契約証書は、大字蓮の居住者6人が樹木造林を目的として所有していた地上権を4箇所まとめて奈良県吉野郡中竜門村の木下市右衛門に売り渡したものである。このように明治期末になると、地上権の売買が始まる。

これまで検討してきた大字蓮の証文からは、年季売渡→年季貸渡→山林樹木植付規約→年季貸渡・地上権設定→地上権売買という展開を具体的にみることができる。

## 4 大字猿山

大字猿山の売渡・貸渡等の件数推移は、先に見たように他の大字とは異なった動きを示す。売渡・貸渡等の合計は47件であるが、他の大字では売買等の件数が明治27年から32年に集中するのに対し、大字猿山だけが明治29年から32年と38年から43年のふたつの山がみられる。

これを契約種類別に見ると、年季売渡 12 件、年季貸渡 31 件、地上権 3 件、単なる売渡 1 件に分けることができる。年季売渡はほとんどが明治 31 年までのもので、その後 39 年に椎茸山の年季売渡が 2 件、例外的に見られるだけである。31 年 6 月以降については年季貸渡の形態となる。近世以来の年季「売渡」は、大字蓮より数年遅れて明治 31 年から「貸渡」へと変化していく。

### 1) 売渡

年季売渡の内容は、つぎの 4 つに分かれる。第 1 に「山林地有年限売渡証」1 件、第 2 に杉檜植付予定地の年季売渡が 3 件（「杉檜立木一代限植地売渡証券」）、第 3 に杉檜苗植栽後の年季売渡が 4 件（「杉檜立木一代限売渡証券」、「杉檜植附売渡証」）、第 4 に椎茸木の年季売渡関連のものが 4 件（「椎茸込山売渡約定証」、「椎茸山売渡証」、「焼野込山及山林六十ヶ年椎茸木売渡証券」）である。

第 1 の形態は明治 25 年の契約で、この地域における旧来型のもので分口金支払いに関する規定はない。第 2 および第 3 の形態は奈良県の吉野方式の売買で、売払代金の他に間伐・皆伐の時に販売額の 1 割を「地租諸入費トシテ」大字猿山に支払うことが規定されている。この方式は明治 29 年に始まるが、同年の 2 件、翌 30 年の 3 件の買主は、いずれも奈良県宇陀郡政始村の辻野久吉であり、大字猿山は同人との売買を契機として吉野方式を導入したものと思われる。その後、地元居住者および流域中流部・七日市の買主にもこれを適用する。第 4 の椎茸木関係は、明治 29 年に 1 件でこれは辻野久吉へ売渡、残り 3 件は明治 39 年に地元猿山および隣接青田の住人へ売渡である。

このようにみると、明治 29 年から 30 年にかけて大字猿山に参入した奈良県の辻野久吉の影響の大きさを伺うことができる。辻野は、明治 29 年に大字猿山字入道ヶ塚の山林凡 3 町歩を杉檜の植地として立木一代限の年限で購入している。購入代金として 15 円を支払う他に、「下刈皆伐等ノ節者売高金一百円ニ付金十円ツゝ大字猿山区エ地租諸入費トシテ」支払う、さらに「杉檜植付年限者来ル明治三十六年十二月限り」と契約している。この契約方式が、30 年代の年季貸付に引き継がれていくことになる。

### 2) 貸渡

大字猿山では明治 31 年 1 月に「山林樹木植付規約」<sup>(8)</sup> を制定している。この規約は先にみた大字蓮のものと殆ど同一であり、これに倣ったものである。なお、規約の連署者数は区長西村万次郎他 10 人で、この 11 人が明治 31 年時点の大字猿山の戸数を表している。

猿山の杉檜年季売渡証文は、明治 31 年 6 月以降にはその多くが杉檜植地貸渡に変化する。植地貸渡証文は 31 件を数え、これらのうち表題に植地の文言を含まないものは 4 件にすぎない。売渡から植地貸渡へと変化するにともない、土地代金の記載はなくなり、貸地料は下刈・皆伐時に売上高の 10 分 1 などの額で支払われる契約となる。大字蓮の場合と同様の変化である。

しかし、明治 31 年 1 月の「山林樹木植付規約」のとおり証文文面が構成されているとはかぎらない。この点で蓮とくらべると幾つかの差異がみられる。まず、第 1 に猿山区の規約に基づく明記するものが 6 件と少ない。第 2 に植付期間を明記する証文も少なく 6 件にすぎない。植付期間 3 年が 1 件、5 年 1 件、10 年 3 件、20 年 1 件である。その一方で、植付勝手とするものが 6 件あり、杉檜の植付強制は弱い。第 3 に下刈・皆伐時に支払われる貸地料についてであるが、これを文字通り貸地料とするものはわずか 4 件、地租諸入費とするものが 15 件と多く、その他分口

金とするが2件みられる。その他は理由を示していない。

大字猿山では共有山を明治29年から年限売渡、31年から年限貸渡というかたちで分割譲渡し、買主ないし借主による杉檜の植栽を推進したのであるが、植付の強制は大字蓮の場合に比べて緩やかである。

年季貸渡の買主は、合計31件のうち大字猿山の居住者が27件、青田が1件、その他三重県内が3件と、件数では大字猿山が圧倒的に多い。したがって、大字猿山の場合、証文に記された貸主連署者の多くが借主でもある。つまり、大字猿山居住者への分割であるが、亀谷源五郎5件、山本辰之助3件、浅井久吉3件、大久保佐太郎3件等と、借入れ件数には偏りがあり、単純な分割とはなっていない。

### 3) 地上権

地上権設定に係わるのは3件である。第1に「地上権設定証書」で、これには2通の契約証書が付随している。第2に「地上権設定年限貸渡証」(明治42年3月)で土地所有者は猿山の西村次三郎他9人、借主は森村の森内安蔵である。第3は「山林及植付地所貸渡証」(明治31年1月)に地上権者の氏名を追記しているもので、貸渡後に地上権を設定したものである。

まず、「地上権設定証書」(明治36年10月1日)は、土地管理者が森村長民谷豊三郎、地上権者が奈良県吉野郡の橋本孫二郎他2人である。つまり、森村の村有林に地上権が設定が設定されている。場所は大字猿山字庵ノ谷第248番地の山林25町歩、地上権設定の目的は「樹木造林所有」、地上権の範囲は「土地ノ一部八町歩 但境界別紙図面ノ通り」、存続期間は207ヶ年、地代は107ヶ年は伐採樹木価格の100分の5、その後100ヶ年は100分の10、支払い時期は樹木伐採の都度、というのが証書の内容である。

これには登記に付随する契約条項を記載した「契約証書」(同年同日)が添えられている。第1条は樹木の植付期間が27年間、第2条地代の支払は、登記申請当日1,200円の支払いとその他に地上権設定証書に記載のとおりとする、第3条植付期間中に植付未済の土地は土地所有者に返還し、地代の減額請求は出来ない、第4条地代支払いの時期は、伐採終了後10日以内に土地所有者立ち会いのもと評定する、第5条土地所有者・地上権者・伐採権利者間で価格評定が困難な場合は、7日以内にそれぞれ2人づつ評定人を選定し、評定人が決めた価格に異議を挟まないこと、第6条樹木運搬は、この地域の慣行により随意とする、第7条地上権と伐採樹木支配権を第三者に移転するときは、契約の各条項を承諾させようえ実施すること、第8条地代及立会場所は全て大字猿山とする、第9条は契約違反について、第10条地上権設定地に存在する13種類の樹木の売買について。この契約書は、管理者森村長民谷豊三郎、地上権者橋本孫三郎他2人と保証人として大字猿山の山本伊太郎他2人が人を連ねている。

なお、この5日後に「契約証書」(同年10月5日)を再び取り交わし、面積は8町歩から実測反別144町1反余に、樹木植付期間は27年間から42年間に、地上権存続期間は207ヶ年から257ヶ年に変更している。樹木の植付期間、地上権の存続期間ともに著しく長期間である。契約変更に伴って契約金120円をうけとっている。この契約に書は、大字猿山の山本伊太郎他11人が橋本他2人に宛てたものであり、森村長の名前はない。

これは、契約山林が実質的には大字猿山の共有林であることを示しており、村人が半世紀にも及ぶきわめて長期の植付・撫育資金の継続的な投下と、その後の抜伐、皆伐の継続を確保しようとする契約内容となっている。さらに、地上権存続期間の超長期性は、地上権者による植付と伐

採の繰り返し継続・持続的管理を予定している。いわば企業誘致による就労場所の創出と継続確保である。

つぎに「地上権設定年限貸渡証」(明治42年3月)についてであるが、これは大字猿山区規約にもとづく植地貸渡契約で、前記の「契約証書」を簡略化した内容である。契約面積27町歩、地上権設定存続期間200年、植付年限20ヶ年間、地代は立木伐採毎に木材価格の100分の5で、「猿山区民一同連署ヲ以テ土地貸渡証書如件」と結んでいる。貸主は大字猿山の西村次三郎他9人、借主は森村の森内安蔵であるが、この証文には契約金の授受に関する規定はみられない。森内安蔵は、すでに何度かふれたようにこの地域の実業家であり、長期の植付年限と地上権設定期間は、奈良県の橋本等との契約と同様の意義をもっている。

大字猿山共有林の売渡等を面積でみると(売渡、貸渡、地上権の合計)、台帳面積で1町歩未満が29件、1～5町歩未満が11件、5町歩以上が7件となっている。規模の大きな5町歩以上は大字猿山以外の者が多く、同字居住者はわずか1件にすぎない。ちなみに、10町歩を越える者は奈良県宇陀郡の辻野久吉(10町歩)、大字森村の森内安蔵(27町歩)、奈良県宇陀郡曾爾村松田久三他1人(49町歩)、同県吉野郡中竜門村橋本孫二郎他2人(144町歩・実測)<sup>(9)</sup>である。

### 第3節 旧村持山の解体と堀内家

#### 1) 村外者の山林取得

売渡・貸渡などの対象となった山林を小字番地別に整理したのが、表-50である。大字森では9箇所であるが、売渡等箇所数は13とあまり多くなく、この時期に入会林野の分割が進んだ様子は見られない。その一方で、青田は3箇所と少ないが売渡等箇所数は23、猿山では6箇所で売渡等箇所数は47、蓮では8箇所で売渡等箇所数は34と、この時期に入会林野の分割が急速に進展している。

この時期に山林を取得した者の居住地を県外、流域内の他村、森村のうち他の大字、同じ大字、その他県内に分けて、件数および面積を表-51に示す。これによると、同じ大字内の者の取得割合は58%にとどまり、県外者の取得は17%、流域内の他村は11%、同じ森村内の他大字も11%を占めている。

県外は既にみえてきたように、いずれも奈良県居住者であり、宇陀郡政始村辻野久吉が7件、吉野郡中竜門村木下市右衛門が4件、高市郡八木町好川キサ、清司、浅次が5件、その他が4件である。これらのうち辻野久吉と好川浅次は、椎茸山(木)も購入しており椎茸業者であるが、その他の者の職業は明らかではない。

櫛田川の流域内では流域上流から波瀬村田中彦左衛門1件、川俣村七日市横山元二郎2件、同民谷竹次郎1件、同村宮本大垣秀吉1件、中流域の宮前村堀内鶴男2件、粥見村野呂亀蔵2件、下流域の神山村竹川善三郎他3人1件、漕代村黒部竹次郎1件(以上飯南郡)、多気郡相可村中西彦市他3人1件、そして流域河口の同郡東黒部村陀保岩次郎1件である。田中彦左衛門は木材業者でこの時期に山林を集積、横山元二郎は酒類・米穀など扱う商人、堀内鶴男は言うまでもなく茶・米穀商で山林経営者、黒部竹次郎は木材問屋、その他の多くも木材等を扱う商人であろう。

森村のうちで他の大字居住者は、大字森の森内まつ2件、森内安蔵7件、中北捨松1件、布引吉次郎1件、大字青田の不殿宇吉2件である。森内安蔵は既にみたように製炭業、洋傘材料・各種工芸品を扱う地元の業者で、この時期には山林の売買にも関わっている。

表-50 大字森、青田、猿山、蓮共有山の解体

大字名	小字名番地	同所面積 (町)	貸渡等の簡 所数
森	ほその848番の内	?	1
森	ほその1142番の内	?	1
森	大名倉2414番の内	?	2
森	大名倉2452番	19.00	1
森	大名倉通称中谷	?	2
森	馬こば谷2805番の内	?	2
森	布引1993番	?	2
森	飯盛山2257番	53.00	1
森	陰地山3189番	?	1
青田	カツエ坂898番	22.20	9
青田	向イ山1126番	129.10	7
青田	上山1129番	28.50	7
猿山	庵ノ谷248番	15.00	4
猿山	屋じ山343番地	50.00	4
猿山	庄兵衛狩21番	5.80	1
猿山	大栃218番	27.91	27
猿山	通り尾262番	12.13	2
猿山	入道ヶ塚150番	35.89	9
蓮	コガサコ337番	18.50	3
蓮	奥平342番	70.00	2
蓮	岩屋口56番	20.00	4
蓮	江馬木屋338番	85.00	5
蓮	水越341番	85.00	11
蓮	水越342番	70.00	2
蓮	西切344番	10.00	6
蓮	太良羅345番	15.00	1

注) 表-49に同じ。

表-51 山林取得者居住地別の件数、面積

	取得者 居住地	森	青田	猿山	蓮	計
	件	県外	-	2	8	10
	流域他村	3	4	4	2	13
	他大字	-	2	3	8	13
	同大字	8	14	32	14	68
	郡長	1	-	-	-	1
	不明	1	1	-	-	2
	計	13	23	47	34	117
面積 (町)	県外	-	2.00	207.72	88.50	298.22
	流域他村	6.89	17.80	14.40	25.00	64.09
	他大字	-	1.60	32.50	12.30	46.40
	同大字	11.91	42.79	23.60	41.19	119.49
	郡長	10.00	-	-	-	10.00
	不明	-	2.00	-	-	2.00
	計	28.80	66.19	278.22	166.99	540.20

注) 表-49に同じ。

## 2) 旧村持山の解体と堀内家

さて、これまで検討してきた森村役場「公有林統一前各区旧証書控綴」のなかに堀内鶴雄を買主とする証文は、実質的にわずか1件にすぎない。先に【史料-10】に示した明治29年12月蓮人民・今西卯市外14人から取得した「山地」で、「山地年期使用約定証」という証文名称をもつ100年間の借地契約である。この借地は面積10町である。つまり、区民から区共有山を直接取得する形態は、いわば例外的なほど少ないのが特徴的である。

ところで、堀内家は表-33に示したように、明治25年から39年の間に森村において164箇所、375.28町の山林を取得している。既に述べたように、その特徴は、元所有者に注目すると、①旧村居住者から小面積山林の取得、②岡本勝次郎、小倉増吉、森内安蔵などから小面積多数箇所の山林を一括して取得、③野呂信雄・黒部竹次郎のような流域下流の村外所有者や旧村共有山所有者からの大規模な面積の取得（面積規模別には30～50町が2箇所、50～100町が4箇所で、この6箇所で300町をこえる）の3点である。

堀内家は、旧村共有山所有者から直接的に山林を取得するよりも、むしろ森村内の商人や木材業者などを介在し、また流域中下流の村々に居住する商人達の手をつうじて山林を取得しているのである。

これまでの山林取得の過程をつうじて堀内家は、森村に1箇所当たり面積の大きな山林を形成する。それらの境界と面積を確定するために専門の測量技師による境界測量を実施して、明治40年に字やじ山、字向イ山、字庵ノ谷、字カツエ坂、字木屋谷、字岩屋口に所在する山林の実測山林図を作成させている<sup>(10)</sup>。これらには「本図実測ノ通境界線相違無之証明候也」と青田区長吉田岩吉、猿山区長山本辰之助・区長代理西村次三郎の署名捺印が添えられている。これらのうち測量図面の残っているのは、①森村大字青田字カツエ坂実測図、反別39町1反3畝26歩6合4夕、②森村大字青田字木屋谷実測図、反別33町2反1畝8歩5勺、③森村大字青田字向山実測図、反別116町7反5畝9歩3合6夕、④森村大字猿山字庵ノ谷実測図、植込反別42町2反8畝24歩、雑木林反別53町6反5畝16歩、合計95町9反4畝10歩の4箇所で、その他は売却されたため現存しない。しかし、この4箇所だけでも合計面積は285町を超える。

堀内家は、旧村共有林の解体のなかで、大字蓮の「山林樹木植付規約」に示されるような旧村・土地所有者からの拘束性と所有の不確実性を避けて、所有関係の明確化と山林利用の絶対性の確保を前提として、山林を取得していったのである。

## 注

- (1) この章の論述の大部分は、森村役場「公有林統一前各区旧証書控綴」明治44年、飯盛生産森林組合所蔵、に綴られた117件の証文の分析結果である。以下、本章で引用する史料は、特記しないかぎりこの「旧証書控綴」に収録された証文である。
- (2) 慶応3年の「氏子駈帳」には松坂領川俣森村に小倉吉介、小倉吉左衛門、福兵衛、行徳の名前がみられる（杉本壽『木地師支配制度の研究』ミネルヴァ書房、昭和47年、809頁）。
- (3) 成田雅美「山林の年季売買と地券」『筑波大学農林社会経済研究』第21号、平成16年、69頁。
- (4) 三重県内務部『三重県林業要覧』三重県内務部、大正3年、136～137頁。
- (5) 成田雅美『森林経営の社会史的研究』日本林業調査会、平成9年、130頁。
- (6) 「蓮区貸付台帳」飯盛生産森林組合所蔵、明治43年3月。

- (7) 前掲「山林の年季売買と地券」72頁。
- (8) 「山林樹木植付規約」旧飯高町役場所蔵、明治31年1月。
- (9) 台帳面積の不正確さには、目を見張るものがある。奈良県吉野郡中庵門村橋本孫二郎他2人は明治36年10月に地上権設定契約したが、同年12月の実測によって面積を8町歩から144町歩へと大幅に増歩変更している。
- (10) 堀内家文書「堀内家山林地形図」明治40年6月。

## 総括

本稿は、三重県松阪市宮前町の堀内家を事例とする山林経営史の研究で、明治後期の25年から39年までを主な分析対象の時期としている。分析の結果を要約して総括としよう。

1 地方名望家としての堀内家に新たな経営者・鶴雄が登場し、近代的な経営展開を始める。明治20年代後半から30年代にかけて経営規模は、櫛田川流域の米、茶そして木材を扱う商人達との間に関係構造を形成しつつ急速に拡大する。茶部門は地域の生産と米穀部門は地域の消費と関連し、さらに貸金部門が双方に結びつく構造のなかでの拡大である。その一方で、鶴雄は家業経営の構造を大きく再編成していく。貸金業を合名会社堀内井上銀行に編成替えして都市部と平場農村で業務を拡大し、経営の不安定な茶問屋業を廃業する。近世以来の茶問屋業の廃業である。

鶴雄は経営の分析的、総括的な把握を試みたようであり、その具体化が明治25年に登場する会計諸帳簿である。31年の松阪銀行頭取の就任、34年堀内井上銀行の開設と銀行家としての道を歩み始めるとともに、これにあわせて経営帳簿の整備・刷新を図り、また賃金体系を明文化しつつ店員を増員し、店組織の強化と近代化を図っていく。経営者としてすぐれて近代的な感覚の持ち主であったと思われる。

会計諸帳簿から山林経営に関する費目についてみると、初期には独立した項目として記載されず、地所立木販売、地所購入、農事関係費目のなかに埋没している。30年前後に会計帳簿上に山林経営の費目があらわれ、さらに同じく30年前後には山林関係の新たな基本帳簿があらわれる。経営の再編成過程のなかで山林経営の位置づけが高まっているのである。

鶴雄は経営する他業種の剰余を山林に投入するという形で、近代の山林経営を形成したわけではない。堀内家は近世以来山林の経営を継続し、森林蓄積のある経営体としての家であり、山林からの収入が新たな事業の開始や展開つまり経営再編成の原資の一部として機能し、近代的な山林経営の形成もその中に位置づけられる。20年代後半から30年代にかけての木材価格の上昇はこれを支える重要な要素である。

2 立木、抜伐木の販売は、当然のことながら鶴雄にとって重要な関心事のひとつである。家督を引き継いだ明治26年から「山林地所売却帳」の作成が、そして30年7月から「杉檜見積帳」の作成がはじまる。「杉檜見積帳」は鶴雄の手控え帳である。

杉檜林の管理は、堀内の居住する宮前村の近隣については堀内店の直轄で、またそれ以外の遠隔地つまり川俣村、波瀬村、森村は地元の有力者を山林保護人として配置して行っている。しかし、価値実現の過程として重要な立木、抜伐木の材積測定、価格見積と販売は、堀内家の店員によって掌握されており、山林保護人は木材商人として登場する事はあっても、ここでは特別に優

遇されているわけではない。

木材の販売は、立木と抜伐木に分かれる。立木販売は箇所数、材積、金額ともに大きく変動して推移するが、それに比べて抜伐木は相対的に変動が少ない。抜伐の計画性と抜伐による安定的な収入の確保という経営方針を伺わせる。立木販売の本数規模は小さなものが多いが、文化・文政期に取得した山林など林齢の高いものを含んでいる。その動向は、銀行の開業や山林取得の拡大など店の経営展開に大きく左右されて変動する。

抜伐は価値実現の過程であるとともに、杉檜林の撫育過程でもある。抜伐木の選木は店員が行い、抜伐作業は請負によっている。抜伐の箇所数は、年により変動はあるが 50 箇所を越える年が多く、地域的には分散せざるを得ない。抜伐の頻度は 4～5 年に 1 度と高く、また 1 箇所当たりの抜伐本数の小さなものが多く、これは杉檜の成長に応じた集約的な作業の実施を伺わせている。伐採後に店員は価格の見積を行い、箇所的に分散し本数規模の小さい抜伐丸太を、地域ごとに取り纏めて 1 入札物件とし、取札にかけ販売している。

近世以来の山林経営の成果である抜伐と立木販売による収入は、堀内家の経営全体に係わり、木材販売収入が山林経営だけに向けられ完結する構造とはなっていない。一部が再び山林取得費にまわり、さらに杉檜の植付、下刈などの経費となる。

3 堀内家は、近世末にはすでに杉檜山林の大規模な所有者であったが、近代に入ってから山林の取得はつづき、とくに 30 年代には大面積な山林を購入し、これに加えて大規模な杉檜の植付がはじまる。

山林原野の地租改正後、川俣谷の山林は近世的な所持から近代的な所有へと移行していく。近世の山林所持の特徴であった年季売買の山林は、買主に地券を付与するという形で処理される。山林原野の地租改正は、山林の面積が不正確でかつ境界が不明確ままに終了しており、地券の交付だけでは山林の所有権が確定されない。そのため、境界図面の作成、さらには一部ではあるが測量によって境界を明示して山林が売買されるようになる。さらに、鶴雄は明治 35 年末から 38 年始めにかけて山林調査を実施する。これは、経営に必要な基礎的な情報を収集するとともに、山林の所有境界を確定し、所有の実態を把握し確定していく過程である。その一方で、年季付き山林は立木販売とともに、近世的所持の関係を解消していく。山林調査は、複式簿記の導入を予定する山林資産の評価額調査でもあり、近代的経営の基礎を形成する重要な過程である。

山林の取得は、鶴雄が家業を引き継いだのち 20 年代後半から活発となり、30 年代の半ばにかけて大面積な山林の取得が展開する。取得地域は櫛田川の中流域から最上流まで分散するが、なかでも森村に多く、面積の大きな山林も森村に集中している。取得山林の位置をみると、既存堀内山林の隣接地に新たに山林を購入するケースが増加し、経営単位の面積拡大が図られている。つまり、大面積山林の取得とあわせて既存零細小面積山林の面積拡大であり、山林の面的な配置の改善である。

取得した山林の資源内容を見ると、杉檜林の増加に加えて雑木林や植地といった杉檜の植付を目的とする山林が増加していく。取得した杉檜林の資源構成は、20 年代半ば以降については植付後数年という林齢の低い山林が増加している。幼齢林の取得とその管理に加えて、植付に始まる山林経営への展開である。

4 杉檜の植付は、20 年代半ばから継続的に見られるようになり、20 年代末には植付を計画して



規模の大きな山林を取得する。植付の継続と拡大は、それまでの「山林控帳」「山林見改帳」にいわば林班沿革簿としての機能を新たに付け加え、毎年の諸作業の実施状況が書き込まれていく。また、29年からは「杉檜植付控帳」が作成される。

明治28年に大規模な杉檜植付がはじまり、30年代に入ると年間10万本を超える植付・間植が行われるようになる。森村においては、杉檜が植付られることを前提として山林が売買されるようになり、これに対応する山林取得と大規模な植付の開始と継続である。

堀内家は、居住地宮前村を中心とする山林を直轄的に管理する一方で、その他の主要な村には山林保護人を置いて管理する仕組みを作る。前者では、小作を雇用して作業を行っている。しかし、明治20年代末から急速に大規模な植付、間植の展開した森村などにおいて農地小作の関係はみられず、山林保護人（後に看守人）が非常に重要な役割を果たしている。森村では岡本勝次郎が長い間山林保護人として山林経営を統括し、配下に仕事人頭をかかえて諸作業を実施している。

堀内家の山林経営は、「杉檜幼齢林の取得・保育と立木と抜伐木の販売」を繰り返す構造から、これに加えて「大規模な杉檜植付・保育」を直営で実施する構造へと変化していく。新たな形で地域との結びつきを強めていくことになる。

大面積山林の取得と大規模な植付の継続は、言うまでもなく旧村持山の分解・解体と裏腹の関係にあるが、比較的解体の遅れた流域最上流部の森村では、特有の展開を辿って解体していく。

5 明治20年代半ばから40年代にかけて、旧村の共有山つまり入会山は、森村という狭い地域の中においても地域差を伴いながら解体の過程をたどる。

大字青田では、年季売渡から単なる売渡へと展開する。年季売渡の契約内容は、この地域において近世ないし明治初期にみられたものと同一である。村長の村有林管理が実質化している山林については、単なる売渡で、売主はすべて村長である。また年季売渡の多くは後に村長の追認という形で、形式的であるにしる村長管理に組み込まれていく。青田では契約で杉檜林の売買、杉檜の植付を予定する植地の売買はほとんど見られない。大字蓮や猿山にくらべて明治22年の町村制の施行、町村合併の影響が色濃く表れている。

大字森では、年季売渡から地上権設定へと展開する。明治20年代後半の年季売渡は、近世に流域で見られた証文と同じ内容である。明治32年6月、村長と飯南郡長の間で郡有財産の造成を目的として村有林に地上権設定の契約が行われ、郡有林が形成される。その契約内容をみると、吉野方式の年季売渡の慣行を取り入れた点に特徴がみられる。この郡有林は地上権設定の模範林でもある。これ以降、年季契約による売買はなくなり、旧村共有林の売買は地上権設定契約に移行する。

大字蓮と猿山では、年季売渡から年季貸渡そして地上権設定へと少し複雑な展開をみせる。まず、近世にこの地域でみられた年季売渡とは異なる吉野方式の年季売渡が導入される。明治20年代の後半に奈良県の業者が、この地域に参入して導入したものと思われる。この期の年季売渡にはもうひとつ重要な特徴がある。売渡されるのは杉檜の植付予定地つまり植地であり、契約では植付の期間（年限）を指定し、その不履行の場合の罰則規定を設けている。これが明治28年から年季貸渡に転換していき、土地所有と経営の分離がより明確化する。蓮では同28年7月に「山林樹木植付規約」を制定し、また猿山ではこれに倣って31年1月に同様の規約を設けて、植地（林地）の年季貸渡と植林を促進していく。明治30年に民法が制定された後、借主・経営者の法的な地位を強固にするため年季貸渡の山林に地上権を設定することになる。

全体的にみると、この時期に森村の旧村持共有山が、分割・売却される件数はむしろ少ない。その解体は年季売買契約から年季貸付契約さらに地上権設定へと展開し、つまり村人達は林地の所有権を確保しつつ、同時に林地の借主に対して長期間の杉檜植付を義務づけ就労の場と地代収入を確保する年季契約へと展開する。これを制度的に促進する契機となったのは飯南郡有林の造成、地上権設定によるそれである。このような特有の関係を結びつつ、年季貸付契約、地上権設定契約をつうじて、県外、流域内の不在村者による大規模な地上権山林経営の形成を促進していくのである。

こうした旧村持山のなかで堀内家は、旧村共有山所有者から直接的に山林を取得するよりも、むしろ森村内の商人や木材業者などを介在し、また流域中下流の村々に居住する商人達の手をつうじて山林を取得するという行動様式をとる。旧村・土地所有者からの拘束性を回避し、山林の所有と利用の絶対性を前提として、大規模な山林所有を形成しているのが特徴的である。

6 堀内家は明治20年代半ばから30年代末にかけて、家業経営の再編成と店組織の近代化を図り、その中で山林経営の位置づけを高めていく。山林経営については、鶴雄本人と店員による立木・抜伐木の評価と杉檜の継続的な伐採、直営と請負を組み合わせた杉檜の継続的かつ大面積植付と撫育、大規模な山林取得と境界確定・山林調査による近代的な山林所有の形成、近世的な利用慣行の解消、そして山林経営帳簿の整備といった山林経営の基本的な枠組み、つまり近代的な山林経営の基礎を形づくっているのである。それは、また経営内に山林経営技術者を養成していく過程でもあると見ることができる。

#### 付記:

本稿の作成に至るまでに少し長い時間が経過しています。三重県松阪市飯高町の故堀内謹一氏、堀内宏樹氏そして堀内家のご家族、また旧飯高町教育委員会、飯盛生産森林組合には貴重な史料の閲覧と史料調査にご協力をいただきました。心よりお礼申し上げます。

## On a Forest Business managed by the Local Notable during the second half of the Meiji Era

By

Masami Narita

### *Summary*

In this paper, I analyze the characteristics of a forest business managed by the local notable, Horiuchi family, in Mie Pref. during the second half of the Meiji Era.

The business of this house, including wholesale of rice and Japanese tea, agriculture land, money lending and a large area of forest, expanded rapidly during this period by connections with rice, tea and timber merchants in the Kushida River Ravine. After the house head became a bank president, he reorganized the system of his family business and strengthened the organization of his family enterprise, refining bookkeeping and increasing the number of employees.

Revenues gained from the sale of Sugi and Hinoki timbers were very important as a fund for his business expansion, and establishment of modern management for man-made forests. He and his employees measured the volume of the mature stands and the thinning stands, estimated their value, and then put in bidding for the stands. He placed a special emphasis on the selection of thinning stands to create a good man-made forest and also to obtain a stable income.

From pre-modern-times Horiuchi managed many man-made forests in this Ravine. The old type of the forest purchases, *Nenki-baibai*, diminished in 1883, and the modern type of forest ownership was formed. Horiuchi purchased more young forests and large-scale forest lands, especially during the first decade of the 1900's, and began to plant seedlings of *Sugi* and *Hinoki* in large areas. He managed to survey the stand volume, the property value, the boundaries of all forests owned from 1902 to 1905. This forest value survey was also preparative to innovate double-entry bookkeeping.

Large areas of planting began in 1895, more than 100 thousand seedlings a year were planted during the next decade. Horiuchi managed the forests around his village with the help of his employees. On the other hand the forest managers played an important role in the forests located in remote areas from his village. All forest activities were controlled by the managers in these remote areas.

As a whole, these activities lead to the formation of the modern forest business.

Purchase of large forest lands and planting of large areas led to the dissolution of the community forest and fields in the upstream villages, especially the Mori. The sales style of these lands changed dramatically from a term contract to a superficies contract after promulgation of the civil law in 1897. For many of the latter types of contracts, village people provided the planting duty of *Sugi* or *Hinoki* to the buyers, to ensure an opportunity of the forest work and to gain revenues for land rent durably in future. However, Horiuchi did not adopt this type of the contract to avoid problems and pursue an absolute ownership of the forest.